2011－2020
北広島市総合計画（第5次）

序　論

Ⅰ　計画策定の趣旨
Ⅱ　市の現状と時代の潮流
Ⅲ　計画の概要

基本構想

Ⅰ　基本構想の目的
Ⅱ　まちづくりのテーマ
Ⅲ　めざす都市像
Ⅳ　将来人口
Ⅴ　基本目標
Ⅵ　土地利用
Ⅶ　施策の体系

基本計画

Ⅰ　計画のあらまし
Ⅱ　重点プロジェクト
Ⅲ　分野別計画
Ⅳ　各地区の基本方向

資　料

Ⅰ　総合計画指標
Ⅱ　個別計画
Ⅲ　総合計画の変遷
Ⅳ　市民参加の取組み
Ⅴ　長期総合計画審議会
Ⅵ　市議会
Ⅶ　庁内
Ⅷ　関係規定等

北　広　島　市

序　論

Ⅰ　計画策定の趣旨

北広島市は、昭和 45 年(1970 年)に最初の総合計画を策定して以来、広島町新長期総合計画、広島町第 3 次長期総合計画、北広島市総合計画という 4 次にわたる計画を策定し、自然と創造の調和した豊かな都市をめざして、総合的、計画的なまちづくりを進めてきました。

平成 13 年度(2001 年度)から平成 22 年度(2010 年度)までを計画期間とする「北広島市総合計画」では、まちづくりの基本的なテーマの「自然と創造の調和した豊かな都市」を継承し、「健康安心都市」、「交流文化都市」、「活力発展都市」の 3 つをめざす都市像として、子育て支援や連携・協働のまちづくりなどの施策を充実しつつ、札幌恵庭自転車道及び周辺環境の整備などを進め、教育や福祉などまちづくりの基礎的な政策も含め、計画的なまちづくり施策を展開してきました。

しかし、わが国の社会経済状況や地方自治体を取り巻く環境は大きく変化してきており、少子高齢化の進展、地域主権型社会の流れや環境問題など、地域のまちづくりにおいて対応すべき課題が数多く現れてきています。

この総合計画は、こうした時代の変化や課題に適切かつ速やかに対処し、本市がめざす将来像を明らかにするとともに、その実現に向けたまちづくりの指針とするものです。

なお、計画の策定にあたっては、以下の視点に留意しました。

(1)　市民と行政の協働による計画

安心して暮らすことができ、個性的で魅力のある都市をつくるため、市民と行政がまちづくりの目標を共有し、ともに知恵を出し合い、ともに実践することができる計画とすること。

(2)　分かりやすい計画

市民に分かりやすい都市づくりを進めるため、将来像や基本目標を明確に示し、その目標の達成度を把握しやすい、市民サービスの向上などが見えやすい計画とすること。

総合計画の進行管理と政策評価との連動を図ることなどにより、計画・予算・評価など行財政運営の一元化をめざす計画とすること。

(3)　地域経営※の視点を持つ計画

今後想定される社会経済状況の変化に柔軟に対応するため、市の特性や資源を十分に活用する施策を進めながら、地域経営※の視点を持って事務事業の「選択と集中」を行い、将来にわたって健全な行財政運営を持続できる計画とすること。

★本冊子中「※」印のついた用語の意味は、用語解説(資料Ⅸ)に掲載しています。

Ⅱ　市の現状と時代の潮流

1　市の現状と特色

1　人口・世帯

本市の平成 22 年(2010 年)3 月末現在の住民基本台帳人口は 60,729 人となっており、前総合計画がスタートした平成 13 年(2001 年)3 月末現在の人口 58,038 人と比較すると 2,691 人（4.6%）の増加となっています。

人口構成を年齢 3 区分別にみると、平成 22 年(2010 年)3 月末現在では 15 歳未満の年少人口が 8,182 人(総人口の 13.5%)、15 歳から 64 歳の生産年齢人口が 39,523 人(同 65.1%)、65 歳以上の老年人口が 13,024 人(同 21.4%)となっています。平成 13 年(2001 年)同期と比較すると年少人口と生産年齢人口は、それぞれ 1.7 ポイント、4.9 ポイント減少し、老年人口は 6.6 ポイント増加しています。

世帯数は、平成 22 年(2010 年)3 月末現在 25,830 世帯で、平成 13 年(2001 年)同期と比較して 4,148 世帯増加しています。しかし 1 世帯あたりの人員は、平成 13 年(2001 年)同期の 2.68 人から 2.35 人と 0.33 人減少し、世帯の少人数化が進んでいます。

2　産業・経済

平成 17 年(2005 年)の国勢調査における本市の産業別就業者数の割合は、第 3 次産業が 75.4%(20,380 人)と最も多く、次いで第 2 次産業の 19.5%(5,284 人)、第 1 次産業の 2.7%(734 人)となっています。平成 7 年(1995 年)の国勢調査結果と比べると、第 1 次産業は 0.4 ポイント、第 2 次産業は 4.4 ポイント減少し、第 3 次産業は 2.8 ポイントの増加となっています。

推計では、従業地ベースの就業者数は、総人口の減少などに伴う伸び悩みで、平成 32 年(2020 年)には 23,445 人程度になると想定されます。産業別では、運輸・通信やサービス業の第 3 次産業の就業者が増加傾向となるものの、製造業や建設業などの第 2 次産業の就業者が減少するものと想定されます。

農業については、農業粗生産額が米価の低迷などにより大きく減少しましたが、平成 12 年(2000 年)から平成 17 年(2005 年)にかけては畜産や野菜などが増加し、平成 17 年(2005 年)における農業粗生産額は 48.5 億円となっています。農家戸数、耕地面積は、後継者不足や高齢農業者の引退などにより減少していますが、一方で付加価値の高い野菜栽培や観光農園への転換なども進められています。

工業については、本市の特性や札幌都心部への交通利便性の高さなどの立地環境を生かした工業団地の造成などにより、新聞印刷工場や物流関連企業等の進出がなされています。製造品出荷額等や従業者数については、平成 14 年度（2002 年度）から増加傾向にあり、平成 19 年度（2007 年度）では 740 億円となっています。

商業については、卸売業と小売業を合計した事業所数は概ね横ばいの傾向にあります。また従業者数については、飲食料品小売業が多く占めています。卸売業と小売業の販売額を合計した商業販売額では、平成 19 年(2007 年)では 1,366 億円と増加傾向にあります。なお、近年の複合型ショッピングモールなどの開業により、購買力流出率が平成 19 年(2007 年)では 29.8%と流出が減少している状況となっています。

推計では、市内総生産は、建設業の減少や人口の減少によるサービス業の伸び悩みなどが見込まれるものの、第 3 次産業を中心に平成 32 年(2020 年)には 1,522 億円程度になると想定されます。

３　水と緑豊かな自然環境

本市は、特別天然記念物・野幌原始林を含む野幌丘陵の森林などが広がる豊かな自然に囲まれ、公園や森林などの緑地面積は 7,993ha で、全市面積の 67％を占めています。市内全域にわたってある森林は、地球温暖化※防止や野生生物の生息環境の形成、保水機能による災害の防止などに役立っています。また、公園・緑地の計画的な整備により、1 人あたりの公園・緑地面積は道内市町村の中でもトップクラスであり、大都市・札幌の近くに位置しながらも、市街地まで多彩な緑がみられます。

森林の中に整備された札幌恵庭自転車道線や、輪厚川、千歳川等を中心とした親水機能の整備により、市民をはじめ近隣の住民からも広域的に親しまれるなど、身近に自然とふれあえる場所が数多くあります。水と緑が、自然として、そしてまちの一部として確かに息づいている、そのような豊かな自然環境が、北広島市民の生活の基盤となっています。

市民意識調査で、本市の住み良い理由として「自然環境」を選んだ市民の割合は 63.1％でした。この自然環境の豊かさは、これからも本市の魅力として守り育てていくべき重要なものです。

４　利便性の高い交通

札幌市と新千歳空港の中間に位置する本市は、札幌市や道外のいずれに対しても高い交通利便性を有しており、このことがまちの発展に大きく寄与しています。

道路では、国道 36 号や国道 274 号を中心とした広域幹線道路網があり、また道央自動車道では、北広島インターチェンジに加え、輪厚にＥＴＣ専用のスマートインターチェンジが整備されるなど、札幌中心部や新千歳空港などへのルートは充実しており、物流拠点を置く企業も数多くあります。

鉄道では、ＪＲ千歳線があり、北広島駅から札幌駅までは快速で 16 分、新千歳空港駅までは 20 分と短時間での移動が可能で、通勤、通学、買い物、レジャーなどの足として多くの市民が利用しています。

近接する新千歳空港からは、羽田空港行きを中心に国内路線 24 本、国際路線 9 本が就航し、全国や世界へ容易に移動できる環境が整備されており、本市における多様な人的交流を支えています。

５　充実した生活環境

本市は、札幌市と恵庭市との間に広がるなだらかな丘陵地帯にあり、豊かに息づく緑の環境、ゆとりの土地空間、整備された交通網など、自然と都市機能が調和したまちとなっており、充実した生活環境が市民生活を支えています。

持ち家比率が高く、敷地面積が広い個人住宅を中心に、マンション、賃貸住宅など多様な住居が建築されており、ライフスタイル※に合わせた居住環境を選択することができます。通勤通学や買い物、通院などの面でも、多様な交通手段による利便性の高さが、札幌市など周辺市町村を含む広い生活圏を実現しています。

上下水道は市内の計画区域のほぼ全域で整備されているほか、家庭ごみの有料化により市民の環境意識が高まってきており、町内会等の組織を中心とするまちの美化活動も積極的に行われています。

福祉面においては、各種の福祉施設などを拠点として高齢者や障がい者にやさしいまちづくりが進められています。また、子育て支援も充実しており、地域の力を活用した母子の見守りやアドバイスなど、安心して子どもを育てられる環境が整備されています。

保育園、幼稚園から専門学校、大学まで教育などの施設がそろっているほか、芸術文化ホールやふれあい学習センターなどの生涯学習拠点や、市民ボランティアなどに支えられた図書館活動など、学びの環境も充実しています。

６　地域に根ざす文化と歴史

本市は、石狩平野を通り日本海と太平洋をつなぐルート上に位置し、安政４年(1857 年)には、「札幌越新道」と呼ばれる陸路（月寒～千歳間は、現在の国道 36 号をほぼなぞる道順）が開削され、人々の往来、交流が行われてきました。

明治６年(1873 年)、今の北広島市島松に移り住んだ中山久蔵は、道南の大野村（現北斗市）から入手した「赤毛種」と呼ばれる種もみを使い、当時は不可能とされていた道南以北での米作りに初めて成功しました。この成功により全道各地に米作りが広がっていき、北海道が大稲作地帯になる基礎を築きました。

明治 10 年(1877 年)、札幌農学校（現北海道大学）に初代教頭として着任していたクラーク博士が退任し帰国する際、現在の旧島松駅逓所において、見送りにきた学生たちに「ボーイズ・ビー・アンビシャス（青年よ大志をいだけ)」の言葉を残したことは有名で、今もその精神は北広島市民に受け継がれています。

本市のまちづくりは、明治 16 年(1883 年)に広島県人の和田郁次郎が、一村落形成を目的に今の東部地区に入地したことに始まります。明治 15 年(1882 年)、北海道開拓を志し、初めて渡道し、適地を求めて道内各地を探索した和田郁次郎は、翌年６月、札幌郡内に良好の原野を見つけ、ここに入地しました。明治 17 年(1884 年)には入植を受け入れ、総数 25 戸から北広島の開村に向けた歩みが始まりました。

この広島開墾地は、その後入植数が増加し、明治 26 年(1893 年)には合計 385 戸の一大村落を形成するに至り、現在の北広島市の発展の礎がつくられました。

広島県からの入植者が多かったことから、その後も広島県との交流が盛んに行われ、東広島市とは姉妹都市交流が行われています。また、広島市の「広島平和記念公園」にある「平和の灯（ともしび)」を分火し、世界の平和と友好を願い、北広島市平和の灯（ひ）公園に「平和の灯」をともしてその意志を表明するなど、広く世界に向けて平和の願いを次世代の人々へ伝えています。

2 市民の意識

市民のまちづくりに対する考え方や意見を把握するため、市民 3,000 人を対象とした市民意識調査を実施しました。1,399 件の回答が寄せられ、回収率は 46.6%でした。

1 住みやすさ

本市の住みやすさに関しては、「住み良い」とする市民が 73.5%を占めました。住み良い理由としては「居住環境が良い」(65.1%)、「自然環境が良い」(63.1%) などが挙げられました。一方、「住みにくい」とした理由では「交通の便が悪い」(69.4%)、「買い物や娯楽の場が少ない」(53.7%) などが挙げられています。

2 定住の意識

これからも北広島市に住み続けたいとする市民は 59.6%で、平成 10 年(1998 年)に実施した市民意識調査と比較すると 6 ポイント減少しました。年齢別にみると、若い世代では「市外に移りたい」とする割合が高く、高齢の世代では「今の場所に住み続けたい」とする割合が高くなっています。

3 施策の満足度・重要度

各施策項目における満足度は、「衛生的な上下水道の整備」がもっとも高く、次いで「公園・緑地の充実したまち並みの形成」、「安全・快適に移動できる道路の充実」、「森林や川など自然環境の保護」、「芸術や文化に触れ親しむ機会の充実」と続いています。一方満足度が低い分野としては、「除雪や排雪の充実」がもっとも低く、次いで「安定した雇用の場の確保」、「地域資源を有効に活用した観光産業の充実」、「医療環境の充実」となっています。

これからの市政で重点的に取り組むべき施策として「除雪や排雪の充実」がもっとも高く、次いで「医療環境の充実」、「緊急時の救急医療体制の充実」、「高齢者が安心して暮らせる社会の形成」、「安定した雇用の場の確保」と続いています。

地区ごとにみると、北広島団地地区と東部地区では全市的に関心の高い除排雪や医療環境整備、高齢者福祉、雇用の場の確保などに課題認識が集中しています。一方、大曲地区と西部地区では、道路や公共交通の充実への関心が高くなっています。西の里地区では、医療環境や学校施設の整備充実への関心が高くなっており、地域性が現れています。

4 めざすべきまちの姿

市民が考える将来の北広島市のめざすべき姿としては、「福祉や医療サービスが充実し、お年寄りや障がい者が大切にされるまち」(21.9%) が最も多く、次いで「空気や水がきれいで、豊かな自然環境が守られているまち」(20.2%) となっています。

年齢別では、50 歳以上の市民で「福祉や医療サービスが充実し、お年寄りや障がい者が大切にされるまち」が多くなっていますが、30 歳未満では「空気や水がきれいで、豊かな自然環境が守られているまち」が、30 歳代では「教育環境が整い、子どもたちを伸び伸びと育てることができるまち」が、40 歳代では「道路や公共交通機関などが充実し、どこでも気軽に行き来できるまち」がそれぞれ最大の回答を集めており、世代の特徴を反映しています。

地区別では、大曲地区、西部地区では「道路や公共交通機関などが充実し、どこでも気軽に行き来できるまち」が最も多く、北広島団地地区、東部地区、西の里地区では「福祉や医療サービスが充実し、お年寄りや障がい者が大切にされるまち」が多くなっています。

3 時代の潮流

1 少子高齢化と人口減少社会

我が国では、出生率の低下による少子化の影響により、人口減少と急速な高齢化が進んでいます。女性が生涯に出産すると推定される子どもの数を表す合計特殊出生率※は、昭和 46 年(1971 年)の 2.16 から平成 19 年(2007 年)には 1.34 と大幅に低下しています。一方、高齢化率は上昇の一途をたどり、平成 37 年(2025 年)には高齢化率 30%を超えるという超高齢社会を迎えようとしています。

また、家族構成の変化や生活様式の多様化などの影響から、家庭や地域社会において子どもを含めた人間関係の希薄化が進み、その結果、家庭における子育て能力の低下や地域ぐるみで子どもを見守る環境の喪失、地域コミュニティ※の衰退につながりつつあります。

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、高齢者が健康で安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、そこに暮らす人たちが、それぞれの価値観によって生活の質を追求し、心身ともに充実した生活を送ることのできる住みよい生活圏を形成することが重要です。

将来的には就労人口の減少による経済規模の縮小や、高齢者層の増大による医療費や介護・福祉関係支出の増加などが予想されており、本市においても財政的な基盤の強化が必要となっています。

2 地域主権型社会への流れ

近年、国から地方へとさまざまな権限や財源が移譲される地方分権の流れが加速し、地方が担う役割がさらに大きくなっています。

地方財政を取り巻く環境は、大幅な税収増が期待できない社会経済状況や地方交付税等の減少、少子高齢化の進展等に伴う社会保障費の増加などにより今後一層厳しい状況になると予想されています。

地方自治体は、自己決定・自己責任の考え方を基本に、市民と行政が対話を重ね、課題と目標を共有しながら、地域独自の伝統・文化・個性などの資源を生かした地域主権型社会に向けて、主体的な行政運営ができる仕組みづくりが求められています。

地域の創意工夫に基づく行政運営を実現するため、市民と行政の適切な役割分担と一体となって連携する「協働」の取組みを進めながら行政能力の向上と財政力の強化を図っていく必要があります。

3 環境との共生

私たちの生命を支える自然環境では、地球温暖化※や生態系の崩壊、資源の枯渇など、地球的規模での環境問題が深刻化し、その影響が懸念されています。

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄といった経済活動のあり方から、廃棄物の減量化やリサイクルの推進、省エネルギーへの取組みなど、環境への負荷の少ない循環型社会※に対応した社会経済システムへの転換が進められています。

人々のリサイクルに対する関心や自然環境を大切にする考え方が高まってきていることから、本市においても省資源・省エネルギー、リサイクルの推進といった資源循環型の環境にやさしいまちづくりや、学校教育及び生涯学習での環境教育の充実を図りながら、市民、企業、行政が一体となって総合的な環境対策の取組みを推進していかなければなりません。

４　安全・安心への対応

近年、地球温暖化※などの影響とされる集中豪雨や大規模な地震などの自然災害が発生しており、環境問題や災害対策への関心が高まっています。

また、犯罪の凶悪化や多様化、交通環境の変化による交通事故の多発、食品の不正表示、有害化学物質による健康被害など、日常生活における不安を取り除く取組みが求められています。

地域社会の中で、安全で安心して暮らすことができる社会づくりをめざすとともに、市民の防災や交通安全意識の高揚、食の安全に対する情報の提供など総合的な取組みを進める必要があります。

５　産業構造の変化

経済活動のグローバル化※や情報化などの影響を受けて、旧来の規格大量生産型、労働集約型の産業構造から、高付加価値型、知識集約型へと転換が進みつつあり、あらゆる産業分野において、より高い専門性や技術が求められてきています。

地域の活力を維持するためには、地域の自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出、その他地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進しながら人材を育成し、競争力のある産業を育てていく必要があります。

６　価値観やライフスタイルの多様化

経済力や、それに伴う生活水準、教育水準の高まりなどを背景とした価値観やライフスタイル※の多様化の動きは、社会経済情勢の変動や高度化、複雑化する情報の影響などを受けてさらに進展しています。

ワーク・ライフ・バランス※や、スローライフ※といった新しい価値観などが生まれ、これまで以上に生活の質を重視する傾向が強まる中で、一人ひとりの個性や能力が生かされ、それぞれの価値観に基づいたライフスタイル※が尊重される社会の形成が求められています。

豊かな人間性を育み、生きる力を身につけ、皆が安全に安心して暮らせる「共生社会」の実現に向けた取組みなども進みつつあります。

これからの社会には、多様化する個々のライフスタイル※を尊重しながら、その個性や活力を地域社会にも反映し、社会全体として質的な豊かさを実現できるような仕組みが求められています。

Ⅲ　計画の概要

1　計画の名称

この計画の名称は「北広島市総合計画（第５次）」とします。

2　計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「推進計画」で構成します。

基本構想　＜計画期間：10 年間＞

基本構想は、社会経済の状況や本市の現状を踏まえ、本市がめざす将来像と基本目標を定め、その実現に向けた基本方向を示すものです。
目標年度を平成 32 年度(2020 年度)とします。

基本計画　＜計画期間：10 年間＞

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するために、各分野で実施していく施策を体系的に示すものです。
社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ中間年度で見直しを行います。

推進計画　＜計画期間：3 年間＞

推進計画は、基本構想、基本計画に掲げたまちづくりを着実に進めるため、基本計画での施策の展開を図るための事業を示すもので、別に定めます。

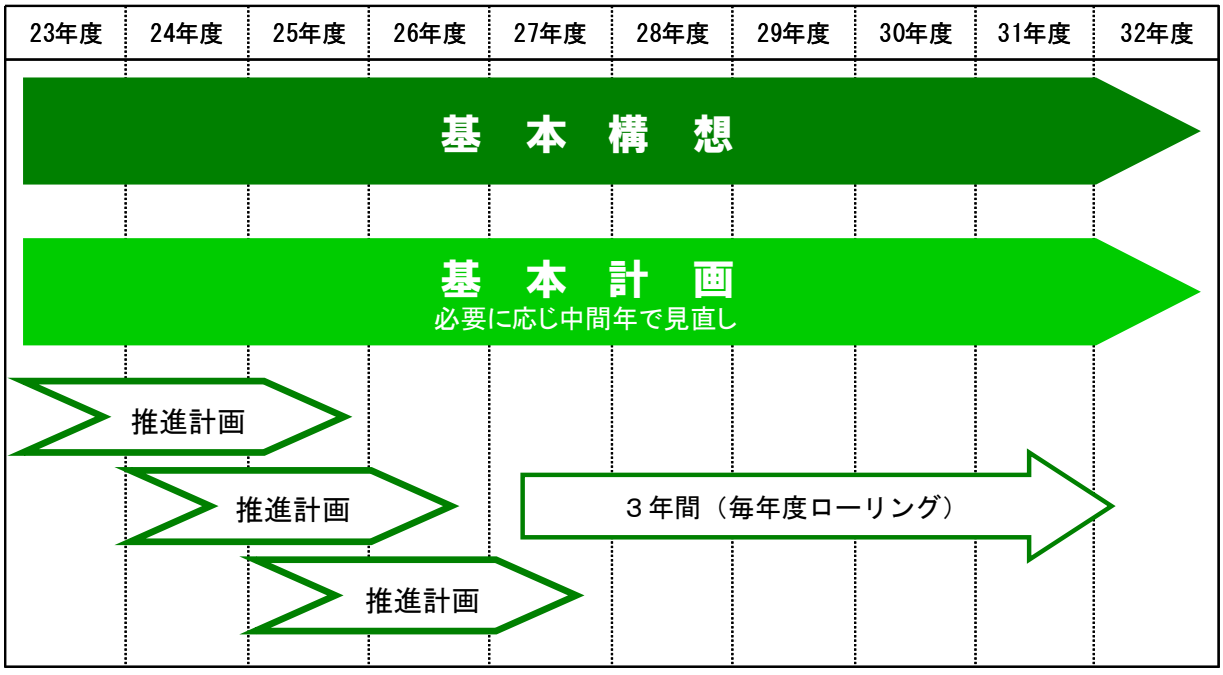

基本構想

Ⅰ　基本構想の目的

この基本構想は、本市のまちづくりの基本的方向（まちづくりのテーマ、めざす都市像、将来人口、基本目標、土地利用）及びこれを実現するための施策の体系からなり、平成 23 年度(2011 年度)から平成 32 年度(2020 年度)までの期間における総合的で計画的な行政運営を図ることを目的としています。

Ⅱ　まちづくりのテーマ

自然と創造の調和した豊かな都市

本市は、昭和 45 年度(1970 年度)に広島町総合開発計画を策定して以来、「自然と創造の調和した豊かな都市」をめざしてまちづくりを進めてきました。

これからも、まちづくりのテーマとして「自然と創造の調和した豊かな都市」を継承し、自然や緑の中に、いきいきとした市民の生活や活動、躍動する産業などがあるまちをめざします。

「大都市・札幌市に隣接し、豊かな自然が残る」、「交通利便性が高い」などの本市の特性を生かし、快適な生活環境の形成に努めるとともに、道央圏の機能を分担し、活力のある都市づくりを進めていきます。

Ⅲ　めざす都市像

将来にわたるまちづくりのテーマは、「自然と創造の調和した豊かな都市」を継承し、10 年間の計画期間においてめざす都市像として、次の 3 つを設定します。

希望都市

子どもと若者がお年寄りとともに
希望を育むまち

緑豊かな優れた生活環境に支えられる中で、「子育てがしやすい」、「若者の働く場がある」、「高齢者の智恵や能力を生かす」ことなどに焦点を当てながら、すべての市民が希望や夢を持てるまちをめざします。

交流都市

市民が多様に活動し、
産業と文化が栄えるまち

通勤や通学、買物などで近隣自治体との行き来が多いという本市の特徴を生かし、市外の方々との交流を大切にするとともに、人々がいきいきと交流し、農業・工業・商業など産業面においても活気があるまちをめざします。

成長都市

緑を大切にし、着実に成長しつづけるまち

大都市・札幌市に隣接し、地理的条件にも恵まれていることから、本市は、成長の可能性のあるまちです。自然環境を大切にしながら、人口や産業に限らず、まちの魅力を含めて、着実な成長を続けるまちをめざします。

Ⅳ　将来人口

国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計によりますと、国と北海道の人口は今後も減少を続けることが示されています。また、同研究所が平成 20 年(2008 年)12 月に公表した市区町村別将来推計における本市の人口は、平成 22 年(2010 年)の 62,597 人から平成 32 年(2020 年)の 63,364 人へと増加する推計となっております。一方、本市の住民基本台帳人口は、平成 21 年(2009 年)9 月末で 60,864 人であり、同研究所の平成 22 年(2010 年)の推計人口と約 1,700 人の差が生じています。

この差は、同研究所の推計が、平成 17 年までの人口増加期のデータを基に行われているためだと考えられます。本市の住民基本台帳の人口動態をみると、平成 19 年(2007 年)の 61,174 人から平成 20 年(2008 年)は 60,966 人、平成 21 年(2009 年)は 60,864 人へと減少しています。

そのことから、市では、直近の動向も考慮した推計を独自に実施した結果、平成 22 年(2010 年)で 60,786 人、平成 27 年(2015 年)で 60,447 人、計画最終年の平成 32 年(2020 年)では 59,485 人になるという推計値となりました。

今後の 10 年間においては、人口の減少とともに生産年齢人口の減少などによる税収入の落ち込みなどが財政に影響を与えることが想定されますが、子育て環境の充実や住環境の整備、雇用や新規ビジネスの創出、まちの魅力の発信、市街化区域内の低・未利用地※の活用などによる定住の促進を図ることにより、計画最終年度の平成 32 年(2020 年)の人口を 61,500 人と設定し、まちづくりを進めていきます。

計画期間における人口の推移

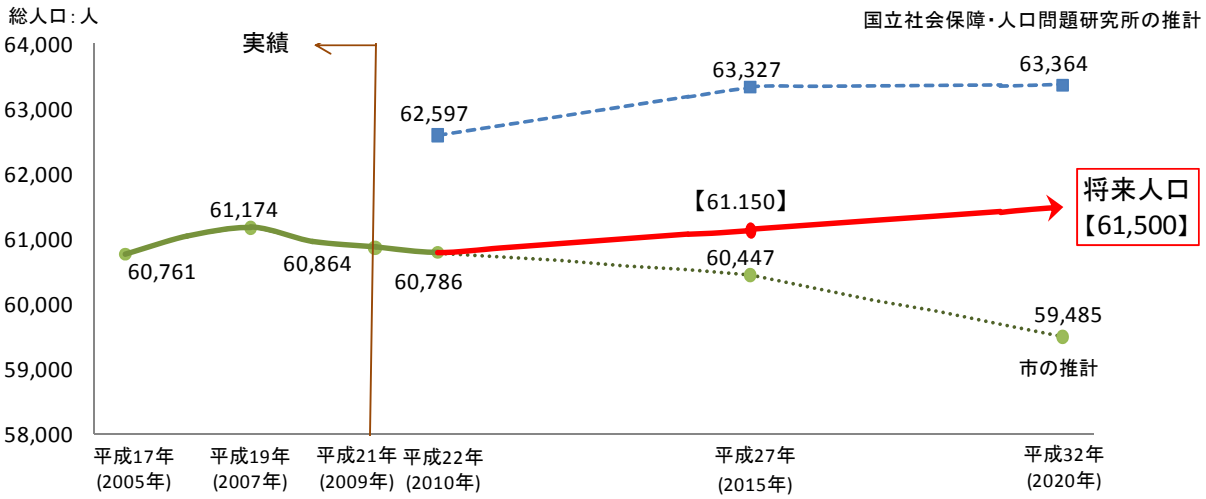

V 基本目標

めざす都市像の実現に向けて、自然環境を大切にしながら着実に成長し、交流やふれあい、希望や夢を持ち続け、活気のある都市をめざして６つの基本目標を設定します。

基本目標 1 支えあい健やかに暮らせるまち

市民同士の支え合いなどにより、すべての市民が健やかに安心して生活でき、安心して子どもを生み育てられる環境があるまちをつくります。

基本目標 2 人と文化を育むまち

豊かな心や創造力を持つ人材を育む教育が行われ、市民が自主的に学び交流する学習やスポーツの機会があり、新たな市民文化が生まれるまちをつくります。

基本目標 3 美しい環境につつまれた安全なまち

緑にかこまれた環境にやさしいまちをつくるとともに、防災対策や消防体制、交通安全対策などが充実し、安全・安心な市民生活が確保されるまちをつくります。

基本目標 4 活気ある産業のまち

活気ある農業・工業・商業などが営まれ、新たな産業が生まれ、多くの人々にとって働く場があるまちをつくります。

基本目標 5 快適な生活環境のまち

住環境や道路整備、地域情報化などの都市基盤の充実により、だれもが快適に暮らせるまちをつくります。

基本目標 6 計画の実現に向けて

市民の多様な活動を促進し、協働してまちづくりを実践するまち、行財政改革の推進により信頼される行財政運営を持続できるまちをつくります。

Ⅵ　土地利用

本市の持つ地理的、経済的条件などをふまえ、活力ある産業の振興や快適な生活環境の確保が図られるような土地利用に努めます。また、長期的に見込まれる人口減少や高齢化の進展に対応し、自然環境を保全する視点から、既存の都市基盤を有効活用した集約型の都市構造への誘導を図ります。

自然と共生したまちを創造するため、都市機能の集約する市街地と森林・農業地域がバランスを保つよう、計画的な土地利用の誘導を図ります。

コンパクトなまちづくりを基調として、市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市基盤の既存ストックを活用しながら、総合的な整備等に努めます。市街化区域では、都市の質的な向上や再生をめざし、住環境の整備や再開発などによる有効な土地利用を図るとともに、都市機能の適正な配置と誘導を進め、便利で快適な市街地の形成に努めます。市街化調整区域では、無秩序な都市的土地利用は認めないこととし、農地や森林などの保全に努めます。

住宅地域

・本市の魅力となっている「身近な緑に囲まれた良好な住環境」を保全します。
・生活利便性が高く、災害に強い住環境の整備を図ります。
・低・未利用地※が有効に活用されるよう誘導していきます。

商業・業務地域

・幹線道路沿道における商業・業務地の計画的な配置を進めるとともに、住宅地内への商業機能の誘導を図ります。
・ＪＲ北広島駅周辺は、まちの顔として商業・交流機能等の充実を図ります。
・ＪＲ上野幌駅周辺は、駅機能を生かした商業・業務機能の立地を図ります。

工業地域

・幹線道路沿道の市街化区域内において、景観等に配慮しながら、軽工業や流通施設を誘致し、潤いのある沿道環境の形成を図ります。
・産業経済活動の活発化と雇用機会の創出を図るため、新たな工業団地の整備を検討します。

農業地域

・優良農地の保全・確保や農業関連施設の整備を進め、営農環境の維持・向上を図ります。
・農地の持つ「水資源のかん養」や「自然環境の保全」、「良好な景観の形成」などの多面的機能を活用し、環境保全を図ります。
・農地の貸借等の推進により農地の有効利用を図ります。
・遊休農地の他用途への転用を必要最小限にとどめ、農地としての活用を促進します。

森林地域

・環境保全、レクリエーション、防災、景観構成などの機能が十分に発揮されるよう、無秩序な開発の防止に努め、森林を保全・育成します。
・市の緑の骨格となっている「国有林」、「南の里の森」、「仁別・三島の森」、「富ヶ岡の森」は、交流空間としての活用を図りながら、適切な保全等に努め、次世代に引き継いでいきます。

Ⅶ 施策の体系

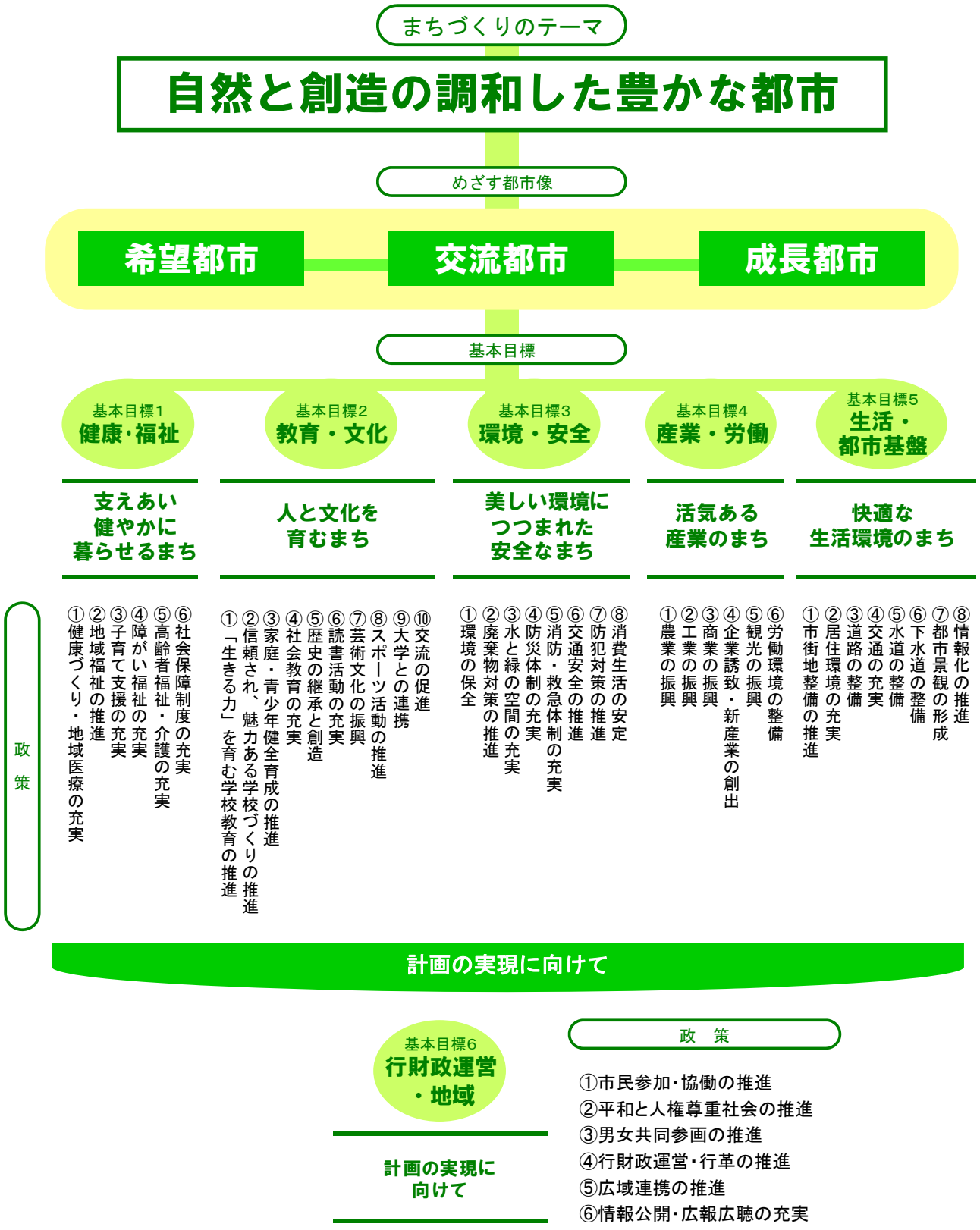
まちづくりのテーマ
自然と創造の調和した豊かな都市
めざす都市像
希望都市
交流都市
成長都市
基本目標
基本目標1 健康・福祉
基本目標2 教育・文化
基本目標3 環境・安全
基本目標4 産業・労働
基本目標5 生活・都市基盤
支えあい健やかに暮らせるまち
人と文化を育むまち
美しい環境につつまれた安全なまち
活気ある産業のまち
快適な生活環境のまち
政策
①健康づくり・地域医療の充実
②地域福祉の推進
③子育て支援の充実
④障がい福祉の充実
⑤高齢者福祉・介護の充実
⑥社会保障制度の充実
①「生きる力」を育む学校教育の推進
②信頼され、魅力ある学校づくりの推進
③家庭・青少年健全育成の推進
④社会教育の充実
⑤歴史の継承と創造
⑥読書活動の充実
⑦芸術文化の振興
⑧スポーツ活動の推進
⑨大学との連携
⑩交流の促進
①環境の保全
②廃棄物対策の推進
③水と緑の空間の充実
④防災体制の充実
⑤消防・救急体制の充実
⑥交通安全の推進
⑦防犯対策の推進
⑧消費生活の安定
①農業の振興
②工業の振興
③商業の振興
④企業誘致・新産業の創出
⑤観光の振興
⑥労働環境の整備
①市街地整備の推進
②居住環境の充実
③道路の整備
④交通の充実
⑤水道の整備
⑥下水道の整備
⑦都市景観の形成
⑧情報化の推進
計画の実現に向けて
基本目標6 行財政運営・地域
計画の実現に向けて
政策
①市民参加・協働の推進
②平和と人権尊重社会の推進
③男女共同参画の推進
④行財政運営・行革の推進
⑤広域連携の推進
⑥情報公開・広報広聴の充実

基本計画

Ⅰ　計画のあらまし

1　基本計画の役割

この「基本計画」は、「基本構想」に掲げた将来像の実現に向けた施策や事業を分野別に体系化し、行政が行うべきこと、市民や地域、事業者等が主体的に行うべきこと、協働して行うべきことなどそれぞれの役割を担いながら総合的なまちづくりを推進するもので、特定の施策分野において策定する各個別計画の上位計画として位置づけられます。

「基本計画」で示す施策を具体化するため、10 か年の計画期間における実施すべき事業を明らかにする「推進計画」を策定します。「推進計画」は、3 か年の期間について示しますが、毎年度の進行状況等を把握し、見直しを行いながら実施していくものとします。

また、社会経済情勢の変化や市民ニーズに適切に対応し、成果をあげているかなど点検や評価を行い、必要に応じ中間年で見直しを行います。

2　基本計画の進行管理

1　進行管理の進め方

計画の推進にあたっては、施策や事業が実施されることは大切ですが、さらに、推進した結果が市民生活等に対して「どのような成果をあげることができたのか」を重視し、その成果に基づいて、限られた経営資源である予算や人材の適切な配分、効果的・効率的な活用を図っていく必要があります。

成果を重視した進行管理を図るため、総合計画指標（資料Ⅰ）を用いた進行の状況、施策や事業の成果などを点検・評価しながら、見直し・改善を行っていきます。

また、行政活動の成果や課題を市民と共有し、課題解決に向けた取組みを実行することにより、透明性が高く、市民満足度の高い行政運営が図られることから、市民参加による計画の進行管理や評価を進めるとともに、予算編成に反映するなど、「計画・実行・評価・改善」の仕組みをより充実させて、行政運営の質的向上・効率化をめざします。

２　政策評価の活用

本計画では、政策評価を活用した進行管理を行います。

具体的には、総合計画の施策体系に基づき、個別の事業レベルから、事業を束ねた施策、政策まで段階的に実施し、施策や事業の実施目的や達成目標を明らかにしたうえで、「目的や目標の達成度」、「実施手段の妥当性」、「市民生活への必要度」などの観点から評価を加えながら計画の進行管理を行っていきます。

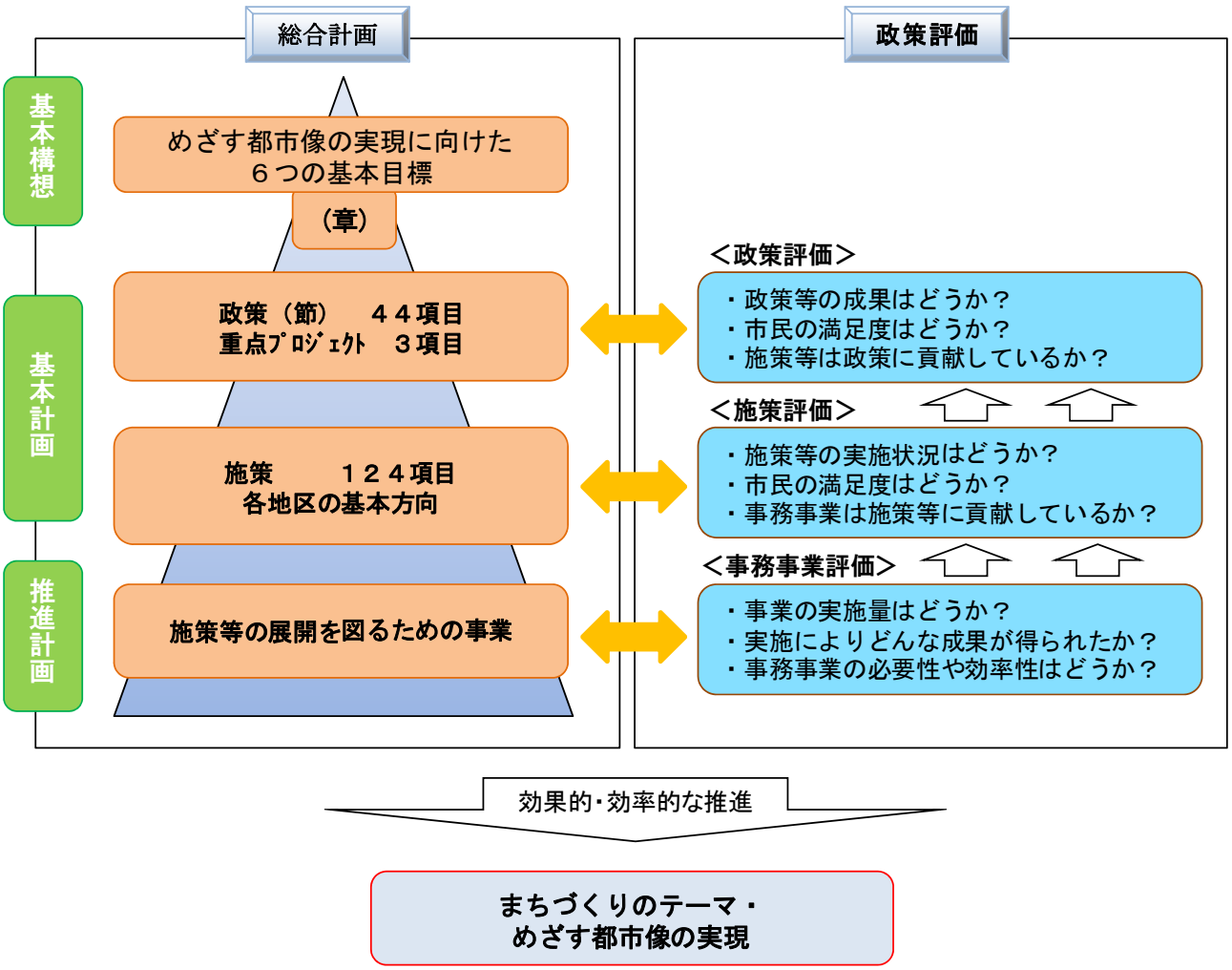

3　土地利用構想図

市の土地利用は、基本構想の「Ⅵ　土地利用」で示した考え方を指針として、自然環境と調和した都市空間の形成を図っていきます。

土地利用構想図は、基本構想で定めた「住宅地域」、「商業・業務地域」、「工業地域」、「農業地域」、「森林地域」という区分に応じて、将来の土地利用の姿を概括的に図示したものであり、基本構想及び土地利用構想図を基本として、適切な土地利用を進めていきます。

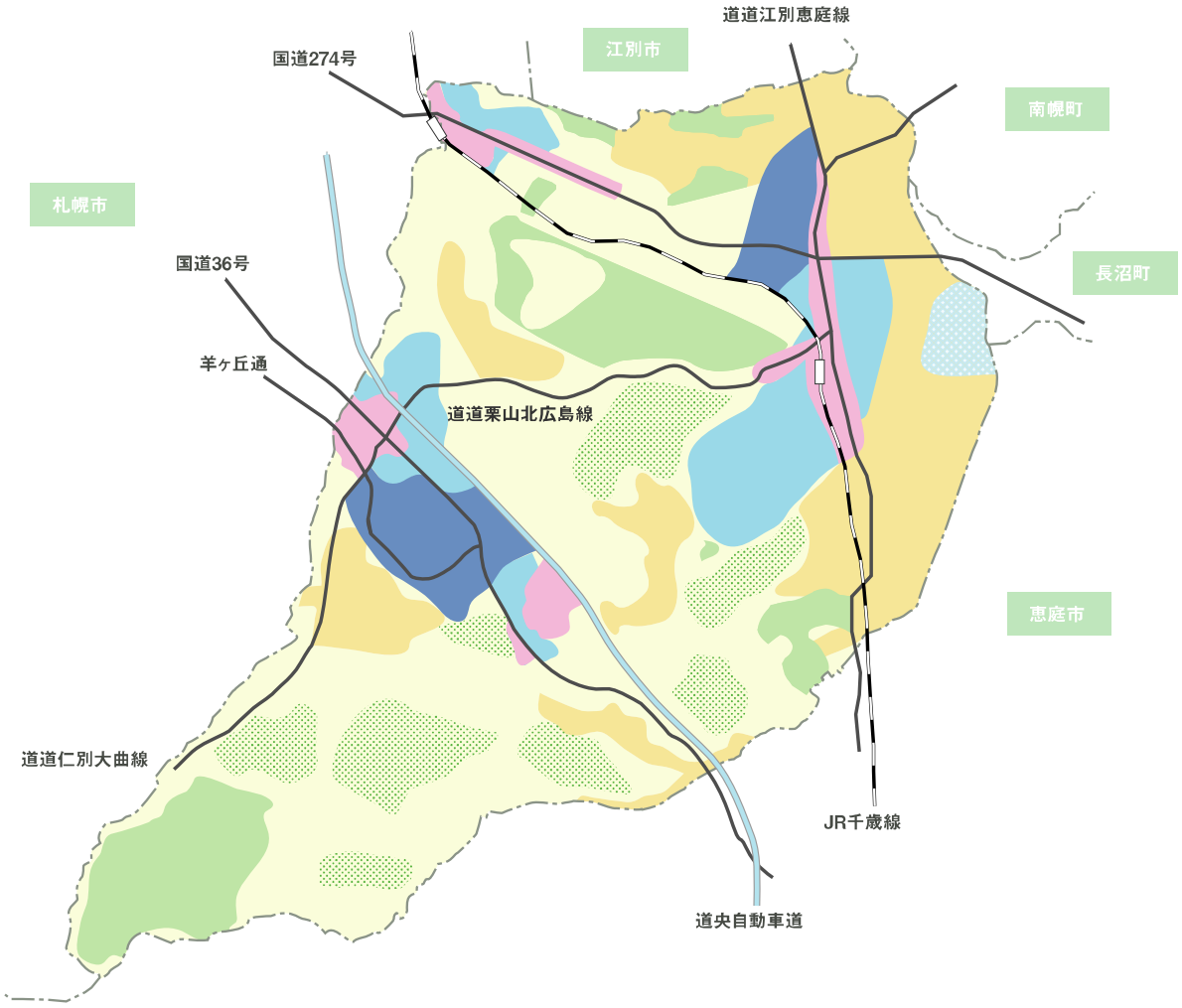

凡　例

住宅地域		幹線道路	
商業・業務地域		高速道路	
工業地域		鉄道（JR）	
農業地域		遊水地	
森林地域			
国有林・市有林			
ゴルフ場			

Ⅱ　重点プロジェクト

「まちづくりのテーマ」と「めざす都市像」を実現するため、市は、基本計画の分野別計画（第1章～第6章）に掲げる施策を推進していきますが、その中でも特に重点的、戦略的に取り組むべき施策について「重点プロジェクト」を設定し、推進していきます。

重点プロジェクトは、分野の異なる施策や事業を一体的に展開することで、分野を横断した総合的な成果をあげることをめざしており、分野別計画に掲げる全施策の先導的な役割を果たすものです。

次の3つの重点プロジェクトの推進により、本市の魅力を磨き、市内外にアピールすることで、交流人口や定住人口の増加を図り、持続可能な都市経営を推進していきます。

また、重点プロジェクトが成果をあげるため、市民（本市への通勤者や通学者、市内に事務所・事業所等を有する個人及び法人その他の団体などを含む。）と行政がそれぞれの役割を担い、地域の力を結集して取り組むとともに、市民参加による進行状況の点検なども進めていきます。

１　子育て支援・人づくりプロジェクト
２　にぎわい・魅力づくりプロジェクト
３　住みたくなる地域づくりプロジェクト

1　子育て支援・人づくりプロジェクト

【展開方針】

我が国の総人口の減少が始まり、少子化・高齢化が急速に進む中、子育ての悩みを抱え孤立する親が増えています。このような状況にあって、市は、子どもを安心して生み、健やかに育てられる環境づくりを進めることにより、地域に活力を与え、子育て世代が住み続けたいまちを実現していきます。子どもは社会の宝であり、未来への希望です。仕事と子育ての両立の支援、教育環境の整備、地域全体で支える子育てなど、市民ニーズや社会情勢に対応した積極的な施策を展開します。

また、すべての市民がいきいきと暮らし、充実した毎日を送ることができる環境をつくるため、生きがいや心の豊かさを求めるすべての世代の学習機会を充実し、多様な分野における人づくり、地域の活性化につながる人づくりを進めます。

次の「安心できる子育て」、「健やかな子どもの教育」、「いきいきとした人づくり」に掲げる施策に横断的に取り組むことにより、このプロジェクトの総合的な達成を図ります。

【主要な取組み】

(1) 安心できる子育て

健康づくりや地域医療の分野において、「妊娠・出産・育児に関する保健指導や相談」や「保健センターの整備」、「産科の誘致活動」などを実施します。

子育ての分野において、「多様化する子育てニーズに対応する保育サービス」や「待機児童を解消する保育園の受入体制の拡大」、「学童クラブの施設整備」、「利用者ニーズに対応した地域子育て支援センターの活動の充実」、「児童館※の整備など地域における子どもの居場所づくり」、「育児交流会など育児中の親の支援の拡充」、「育児を親の喜び・責任と感じられる親育て」などを実施します。

(2) 健やかな子どもの教育

学校教育の分野において、「学びがいのある学校教育の推進」や「子どもの農業体験や商工業等の職場体験などによるキャリア教育や環境教育」、「保育園や幼稚園、小学校、学童クラブ、児童館※等の連携強化」などを実施します。

青少年健全育成の分野において、「専門知識を持つ人材によるいじめや不登校への対応」や「学校や保護者、地域、関係機関の連携強化による子どもの安全対策」などを実施します。

(3) いきいきとした人づくり

社会教育の分野において、「市民の主体的な生涯学習活動の支援」や「社会や地域の課題に対応する学習機会の提供」、「高齢者の知恵や経験を人づくりに生かす取組み」、「世代間交流の促進」などを実施します。

芸術文化やスポーツの分野において、「個性豊かな地域文化の創造への支援」や「生涯にわたって親しめるスポーツ・レクリエーション活動の支援」などを実施します。

大学との連携の分野において、「大学のもつ英知を生かした人づくり」を推進します。

人権尊重や男女共同参画の分野において、「平等で暮らしやすいまちになる人権尊重意識の普及・啓発」や「性別に関わりなく個性と能力を発揮でき、相手の価値観を認めあうことができる男女共同参画意識の普及・啓発」などを実施します。

2 にぎわい・魅力づくりプロジェクト

【展開方針】

本市の住民基本台帳人口は、転入者の減少などにより、平成 19 年度(2007 年度)から 21 年度(2009 年度)まで減少しています。長期的にみると、人口減少は、まちの活性化を妨げる大きな要因となります。このような状況の中、本市の魅力の向上に取り組むことにより、まちのにぎわいを創出し、持続可能な都市を実現していきます。

イベントや観光、農業、商工業などさまざまな分野の取組みを有機的に結び付け、地域特性を生かして、市内外の人・もの・情報の交流を促進し、まちのにぎわいを創出します。

また、身近な観光資源などまちの魅力を発掘し、市内外にＰＲして、交流人口や定住人口の増加を図り、活力あるまちづくりを展開します。

次の「魅力づくりと情報の発信」、「にぎわいの創出と交流の促進」、「活気ある産業の創造」に掲げる施策に横断的に取り組むことにより、このプロジェクトの総合的な達成を図ります。

【主要な取組み】

(1) 魅力づくりと情報の発信

イベントや観光の分野において、「市民や企業、行政等の連携による観光資源や魅力の発掘と活用」や「四季それぞれの祭など新たなイベントの創出」、「本市の魅力の市内外へ積極的な発信」、「沿道施設の活用による特産品販売や情報提供等の検討」などを実施します。

広報活動の分野において、「手づくり観光マップやゴルフ・トーナメントの活用など多様な手法によるまちのＰＲ」などを実施します。

(2) にぎわいの創出と交流の促進

芸術文化やイベントの分野において、「自発的で個性豊かな市民の芸術文化活動を振興するための発表や交流の場の提供」や「大規模なイベントやコンベンション※の誘致」などを実施します。

大学との連携や広域交流の分野において、「イベントや地域活動等を通じた市内の大学等との交流」や「札幌恵庭自転車道線などの自転車道を活用した広域交流」、「エルフィンロードやトリムコースなどを活用した散策路の設定による交流」などを促進します。

市街地整備の分野において、「エルフィンパーク交流広場の多様な活用」や「JR 北広島駅周辺での広域的な交流拠点づくり」、「学校跡施設などの有効活用」、「輪厚インターチェンジを活用した交流やにぎわいの創出」などを実施します。

(3) 活気ある産業の創造

農業の分野において、「地産地消※の推進」や「市民農園や直売所、農家レストランなどグリーンツーリズム※の推進」、「食の安全をテーマとする取組み」などを実施します。

商工業の分野において、「地元企業支援や企業誘致による雇用の拡大」や「新産業創出の促進」、「コミュニティビジネス※の育成や市民の起業の促進」、「地域特性や消費者ニーズに対応する地域商業の振興策」、「商品のブランド化による市外流通の促進」などを実施します。

施策の推進に当たっては、市内の法人等と行政が情報を共有し協力して取り組みます。

3　住みたくなる地域づくりプロジェクト

【展開の方針】

個人の価値観やライフスタイル※が多様化し、地域主権型社会の考え方が定着する状況の中、市は、現在の優れた住環境を維持し、地球環境にも配慮しながら、ともに支え合い、だれもが住みたくなる地域づくりを進め、市外からの移住などを促進します。

身近な生活課題に的確に対応していくためには、行政だけではなく、地域住民や事業者、市民団体などが連携・協力していくことが必要です。市民自らが地域の担い手となるコミュニティ※づくりを進めるとともに、多彩なネットワークを構築しながら、安心して快適に暮らせる地域づくりのための施策を展開します。

次の「ともに支え合う地域づくり」、「住みよい環境づくり」、「利用しやすい交通」、「地球環境への配慮」に掲げる施策に横断的に取り組むことにより、このプロジェクトの総合的な達成を図ります。

【主要な取組み】

(1) ともに支え合う地域づくり

地域医療や地域福祉の分野において、「ネットワーク化による医療の充実」や「高齢者や障がい者、子どもなどの相談体制の連携」、「ボランティアのコーディネート機能の強化」、「高齢者の知恵や経験を生かした地域づくり」などを実施します。

高齢者福祉の分野において、「高齢者が気軽に交流できる場の整備」などを実施します。

防犯や地域コミュニティ※の分野において、「交通安全や防犯に関する知識の普及と自主的な地域活動の支援」や「町内会・自治会への加入の促進」などを実施します。

(2) 住みよい環境づくり

緑化の分野において、「道路の植栽スペース設置など住宅地の緑化」などを実施します。

市街地整備の分野において、「北広島団地活性化計画に基づく団地のブランド化と全国へのＰＲ」などを実施します。

居住環境の分野において、「高齢者・障がい者の住替え支援・住宅リフォーム支援」や「本市の魅力を体感できる体験移住の取組み」などを実施します。

情報化の分野において、「地域情報化を活用した高齢者の見守り」などを実施します。

(3) 利用しやすい交通

交通の分野において、「高齢者など交通不便者の買い物等の支援」や「通勤者や通学者、高齢者などだれもが利用しやすい公共交通の確保」、「市民や利用者、商業施設、病院、学校など多様な主体が積極的に参画する地域交通の調査研究」、「自転車道ネットワークの形成」、「地域コミュニティ※を中心とした除排雪の支援」などを実施します。

(4) 地球環境への配慮

環境保全の分野において、「省エネルギー意識向上の啓発」や「再生可能エネルギーへの転換の促進」、「大気や水質の保全、悪臭や騒音などの防止対策」などを実施します。

公園や緑化などの分野において、「市街地や周辺における緑の保全と緑化の推進」や「潤いのある水辺空間の形成」、「市民との協働によるコミュニティ※の場として親しめる公園や緑地の整備」などを実施します。

都市景観の分野において、「身近な森林や緑地などを生かした景観づくり」などを実施します。

Ⅲ 分野別計画

第1章 支えあい 健やかに 暮らせるまち

第１節　健康づくり・地域医療の充実
第２節　地域福祉の推進
第３節　子育て支援の充実
第４節　障がい福祉の充実
第５節　高齢者福祉・介護の充実
第６節　社会保障制度の充実

第2章 人と文化を 育むまち

第１節　「生きる力」を育む学校教育の推進
第２節　信頼され、魅力ある学校づくりの推進
第３節　家庭・青少年健全育成の推進
第４節　社会教育の充実
第５節　歴史の継承と創造
第６節　読書活動の充実
第７節　芸術文化の振興
第８節　スポーツ活動の推進
第９節　大学との連携
第１０節　交流の促進

第3章 美しい環境に つつまれた 安全なまち

第１節　環境の保全
第２節　廃棄物対策の推進
第３節　水と緑の空間の充実
第４節　防災体制の充実
第５節　消防・救急体制の充実
第６節　交通安全の推進
第７節　防犯対策の推進
第８節　消費生活の安定

第4章 活気ある 産業のまち

第１節　農業の振興
第２節　工業の振興
第３節　商業の振興
第４節　企業誘致・新産業の創出
第５節　観光の振興
第６節　労働環境の整備

第5章 快適な生活 環境のまち

第１節　市街地整備の推進
第２節　居住環境の充実
第３節　道路の整備
第４節　交通の充実
第５節　水道の整備
第６節　下水道の整備
第７節　都市景観の形成
第８節　情報化の推進

第6章 計画の実現に 向けて

第１節　市民参加・協働の推進
第２節　平和と人権尊重社会の推進
第３節　男女共同参画の推進
第４節　行財政運営・行革の推進
第５節　広域連携の推進
第６節　情報公開・広報広聴の充実

第１章　支えあい健やかに暮らせるまち

第１節　健康づくり・地域医療の充実

現状と課題

近年、急速な高齢化が進む中で、がん、心臓病、脳卒中のほか、糖尿病などの生活習慣病※が増加し、これに伴い介護が必要な状態になる方の増加が社会問題となっています。疾病の早期発見や治療だけではなく、生活習慣を改善し健康の増進を図るなど、生活習慣病※を予防することが重要となっています。

心身ともに健康な子どもが育つよう、安心して出産・子育てができる環境づくりを進める必要があります。

市民が健康で安心して暮らせるため、救急医療体制を堅持する必要があります。
国民健康保険事業では、医療費の増加や保険税収納率の低迷などにより、保険財政の基盤安定化が構造的な課題となっています。

基本的方向

○市民が心身ともにいきいきとした生活を送れるよう、生涯を通じた健康づくりを推進していきます。
○子どもが健やかに生まれ育つよう、妊娠期からのきめ細かな母子保健の推進と生活習慣病※予防の取組みを充実させ、市民の健康維持の促進を図っていきます。
○救急急病患者の医療を確保するため、医療体制の連携強化を図りながら市民の健康の推進を図っていきます。
○国民健康保険事業においては、特定健康診査や特定保健指導に取り組み、加入者の健康の増進を図るなど円滑な事業運営を推進します。

施　策

健康づくりの推進

○健康づくり計画の行動指針に基づき、健康教育や健康相談をはじめ、ライフスタイル※に応じた各種事業を実施して市民の自主的な健康増進を支援します。
○市民への保健サービスを提供する拠点として、保健センターを整備します。

保健予防の推進

○妊娠・出産・育児に関する情報提供や保健相談・指導を充実するとともに、乳幼児の健康診査、感染症予防事業を推進します。
○生活習慣病※の予防対策として、食生活、運動、喫煙などでの健全な生活習慣の形成に向け、各種教室や個別相談を実施するとともに疾病の早期発見や各種検診を実施します。

医療体制の充実

○夜間急病センターの運営と在宅当番医制の実施により、夜間や休日等における急病患者の医療を確保します。

国民健康保険事業の適正な運営

○国民皆保険の維持に努めるとともに、保険税の確保及び医療費の伸びの抑制など、国保財政の健全化を図ります。
○メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査や特定保健指導の強化に取り組み、健康の増進を図り、医療費の抑制を推進します。

第２節　地域福祉の推進

現状と課題

急速な少子高齢化や都市化、核家族化の進行など、社会環境が大きく変化する中で、だれもが、住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、ともに支え合う地域社会の形成が求められています。

身近な生活課題に対応していくためには、行政サービスだけではなく、民間や市民団体、地域住民など広範な福祉活動の担い手との連携・協力が必要となります。

福祉サービスの適切な利用に向けては、市民の悩みを受け止める相談体制の充実が必要です。

近年の地域活動の多様化などに伴い、地域福祉活動を担う社会福祉協議会や民生委員児童委員などの役割が重要となることから、体制の強化や連携を深めることが必要です。また、ボランティアやＮＰＯ※など市民参加型の支え合いや助け合いとともに、地域での支え合いの促進に向け、地域福祉活動に参加するさまざまな市民・団体と協力を図っていく必要があります。

災害時における高齢者や障がい者などの被災者を見逃さないため、日頃からの要援護者の把握と情報の適正な管理が求められています。

基本的方向

○地域福祉を支え、さまざまなサービスを提供する社会資源ネットワークの構築や地域活動との連携を図ります。
○利用者が必要とする福祉サービスを選択するため、さまざまな悩みや問題を受け止める相談体制や情報提供の充実を図ります。
○各種調査により多様化する市民ニーズを把握して、保健、福祉、医療の連携によりサービスの適切な提供を推進します。
○市民の自発的な活動意欲を尊重し、地域の人材育成や活動の促進のための仕組みづくりを進めていきます。
○地域で活動する団体などとの連携により要援護者の把握に努め、災害時に援護の必要な人を支援できる体制づくりを進めます。
○福祉環境整備要綱に基づき、バリアフリー※のまちづくりを進めるとともに、地震や雪害に配慮した住宅整備を図ります。

施　　策

地域福祉推進体制の充実

○民生委員児童委員や地区社会福祉委員会など地域福祉活動を行う人たちと連携しながら、地域の支援ネットワークづくりの推進を図っていきます。
○地域の介護や子育てなどの問題を受け止め、適切な解決と住みやすい地域づくりを進めるため、総合的な相談体制の充実を図ります。
○要援護者が安心して地域での生活を送れるよう、災害時における支援体制づくりを進めます。

地域福祉活動の推進

〇地域で市民や自治会による福祉活動を展開するために、情報交流の場の提供と充実を図るとともに、地域福祉に対する理解と協力を得るため、地域で支えあう仕組みづくりに向けた啓発を進めます。
〇地域の人材育成に向け、ボランティアのコーディネート機能の強化や研修による資質の向上を図ります。
〇地域で高齢者や障がい者など、だれもが安心して暮らしていくため、地域福祉活動のより一層の推進をめざし、ＮＰＯ※や民間企業の活動を支援します。

福祉環境の充実

〇だれにもやさしいまちづくりをめざし、公共施設のバリアフリー※化をはじめ、民間事業者へも協力を求めていきます。
〇だれもが安心してサービスが利用できるよう、福祉情報の提供の充実を図ります。

第３節　子育て支援の充実

現状と課題

低迷する経済状況が続く中、教育費をはじめとする子育てにかかる経費の増加などにより働く女性が増加しています。一方、子育て環境の変化などから、社会や地域における子育て世代への支援は重要な課題となっています。そのため、各種保育サービスや子育てに関する情報の発信など、子育て全般にわたる支援の充実が求められています。

３歳未満児を中心とした保育需要の増加は近年顕著であり、比較的若い世代が多い大曲地区・西の里地区･西部地区における保育需要が高く､地区別の保育所定員の適正化などが課題となっています。
また、学童クラブの老朽化や狭小など課題のある学童クラブの移転や施設改善、運営方法などの検討が必要となっています。

子どもたちが遊びや学習を通じて健やかに成長できる場として、児童館※（児童センター、児童会館など）の整備が望まれていることから、未整備地区での対応など検討を進める必要があります。

児童虐待への迅速な対応や未然の防止に向けて、関係者との連携、情報の共有など相談体制の強化を図っていく必要があります。

発達の遅れや偏り、障がいのある子どもについては、発達相談数、関係機関との調整などのコーディネート業務が増加していることから、支援体制の充実・強化が課題となっています。

基本的方向

○公立保育園の配置見直しや施設の老朽化対策、民間活力の導入など保育機能の充実を図るとともに、学童クラブの施設整備や定員などについて、利用者ニーズを踏まえた検討、計画的な整備を推進します。
○常設の地域子育て支援センター事業の充実を図ります。
○ひとり親家庭の自立促進と児童の健全な成長を図るため、総合的な支援を推進します。
○児童館※整備についての検討を進めるとともに、児童の健全育成や遊び場の確保を図ります。
○増加傾向にある児童虐待・不登校・養育上の問題に対して、未然に防止するための啓発活動や適切に対応する相談体制の充実を図ります。
○発達の遅れや偏り、障がいのある子どもに対する療育や家族への相談・支援など、専門的な体制づくりを推進します。

施　　策

子育て環境の充実

○保育所定員のあり方について具体的な検討を行い、保育計画の見直し、保育所定員の適正化を図ります。
○利用者ニーズに対応した地域子育て支援センターの活動を進めます。
○学童保育の効率的な運営を行うとともに、施設の整備を推進します。
○公立保育園の民営化を進めます。

ひとり親家庭への支援

○個々の母子家庭の実情に応じた、きめ細かな就業の支援を行う母子自立支援プログラムを策定します。
○母子自立支援員や家庭児童相談員の資質向上を図り、相談者のニーズにあった助言や支援を行うとともに、児童扶養手当制度をはじめとする各種支援制度についての周知を図ります。
○就業を効果的に促進するため、資格取得や教育訓練の取組みへの支援を行います。

児童の健全育成

○児童館※整備の基本方針を策定するとともに、児童センターに関する利用者調査を実施し、運営に反映させます。
○要保護児童対策地域協議会を通じ、関係機関との連携を促進するとともに、虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

療育指導の充実

○発達の遅れや偏り、障がいのある子どもをもつ家庭への支援（児童デイサービス）の充実を図ります。
○発達相談数の増加、幼稚園・保育園の巡回相談、学齢児相談、学齢児支援の要望や地域支援事業、関係機関コーディネート業務に対応するため、相談業務の体制づくりを推進します。

第４節　障がい福祉の充実

現状と課題

平成 18 年（2006 年）４月の障害者自立支援法施行に伴い、三障がい施策の一元化が図られ、自立支援給付・地域生活支援事業等が行われており、障がい者自身が事業者と契約を結び、主体的にサービスを選択できるようになりました。

障がい者が地域社会で自立し、主体的に生活できるよう、ノーマライゼーション※の普及と促進が求められています。

多くの社会福祉施設においては「利用者の地域生活移行に対する支援」に努めています。

障がい者が希望する地域での暮らしの実現、意欲や能力（適性）に応じた活動が保障される社会づくりを推進するため、相談支援・就労支援など、必要な障がい福祉サービスの充実が求められています。

基本的方向

○障がい者が、障がいのない人と同じように地域で生活し、活動できるようノーマライゼーション※の社会づくりを推進するため、相談支援体制などの充実を図ります。
○障がい者の地域や在宅での生活を支援するため、自立支援給付のほかコミュニケーション支援や日常生活用具の給付など、必要なサービスの提供を図ります。
○障がい者の就労促進のため、必要な訓練や活動の場を提供し、就労機会の拡大を図ります。
○障がい者が地域での社会活動に参加できるよう、交流の場と体験機会の提供を図ります。

施　策

地域生活支援の充実

○障がいの区分、程度、介護の状態に応じた障がい福祉サービスを選択、利用できるよう、きめ細やかなサービスの提供を確保します。
○障がい者の地域での円滑な生活を推進するため、コミュニケーション事業や各種ガイドブックなどの充実を図り、点字や手話などの活用により分かりやすい情報提供に努めます。
○障がい者相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、自立支援協議会の機能強化及び充実を図り、地域生活支援のネットワークづくりを推進します。
○障がい者の自立を促進するため、地域生活への移行に必要な居住・就労の場や日中活動の場など社会資源の整備・充実を促進します。
○地域で障がい者がその権利を擁護され、地域社会の一員として尊重されるよう、障がい者の権利擁護を図ります。

社会参加の促進

○障がい者の就労機会を拡大するため、企業の雇用を支援する各種制度について、情報提供を行うとともに、福祉関係機関、教育機関や労働関係機関が連携し雇用の場の確保を図ります。
○障がい者の社会参加を促進するため、外出支援の充実を図ります。
○障がいのある人とない人とのスポーツやレクリエーションなどによる交流機会の拡大を推進し、各種シンポジウムや研修会などを通して障がいに対する理解を深める機会を提供します。

第５節　高齢者福祉・介護の充実

現状と課題

急速に高齢化が進展する中、高齢者自身が地域社会において自らの豊富な経験と知識を生かして積極的な役割を果たし、住み慣れた地域や家庭で、安心して心豊かに暮らし、明るく活力に満ちた社会を確立していくことが求められています。

住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービス施設を充実し、利用者ニーズに応えていく必要があります。

高齢者支援センター（地域包括支援センター※）は、民間委託により４か所開設され、介護予防支援業務や総合相談支援事業などの相談に応じていますが、相談件数の増加に伴い、充実強化が必要です。

認知症対策では、予防事業や家族支援事業を推進するとともに、地域で支える体制づくり、認知症への理解を深め予防からケアまでの系統的な体制づくりを進めていく必要があります。

高齢者が地域の中でいきいきと生活を送ることができるよう、老人クラブ活動の促進や世代間交流事業、趣味を生かしたサークル活動やボランティア活動など生きがいや社会参加の拡大を図っていく必要があります。

基本的方向

○自分の健康は自分で守ることを基本にしながら、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を生かし、生きがいをもって生活を送ることができる機会と場を提供していきます。
○高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざします。
○高齢者のニーズを的確に把握し、地域住民、民間団体、関係機関などの連携を図りながら、利用者の立場に立ったサービスを総合的に提供できる体制づくりを進めます。
○高齢者が自立した生活を続けていくために介護予防対策を積極的に推進します。
○認知症の早期発見と適切な認知症ケアを充実していくとともに、認知症に対する理解と支援の輪を広げていきます。
○要介護の状態になっても、自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、在宅支援体制の整備に努めるとともに、介護施設サービスの充実、地域全体で支え合う体制づくりを進めます。

施　　策

生きがいと社会参加の促進

○高齢者が豊富な経験を生かして社会参加を果たすとともに、生きがいを持って地域の中で豊かに生活を送ることができるよう支援を行っていきます。

介護予防と自立の支援

○自立した生活を継続するために高齢者の健康や介護予防に必要な知識の普及を促進します。
○要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者の把握に努め、各種事業への参加促進などにより自立生活への支援を図ります。
○市民への介護予防の必要性や事業の周知を強化し、介護予防への理解を深めます。

介護サービスの充実

○介護サービスや在宅福祉サービスの基盤整備について、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心な生活が送れるよう、地域密着型施設の整備等を促進し、きめ細かなサービス体系を拡充します。

地域支援体制の推進

○高齢者の生活を総合的に支える中核的な役割を高齢者支援センターが担うことができるよう、介護・保健・医療との連携に加え、地域の関係者を含めたネットワークづくりを強化します。
○高齢者の尊厳確保と虐待防止への取組みは、相談に迅速に対応できるよう、窓口の周知活動を行うとともに、「高齢者虐待防止相談対応マニュアル」に基づき、関係機関等と連携して対応します。
○認知症対策では、適切なケア体制の充実を図るとともに、認知症に対する理解を深め、地域で支える体制づくりやＳＯＳネットワーク※などの普及に努めます。
○高齢者が気軽に交流できる場を開設し、ＮＰＯ※やコミュニティビジネス※などの参画による運営を進め、市民で支える人材の育成や団体の支援を図ります。

第６節　社会保障制度の充実

現状と課題

今日の急速な少子高齢化の進行は、医療・福祉などさまざまな政策に影響を及ぼしているが、特に急激な経済情勢の悪化は、低所得者層や社会的、身体的ハンディキャップを抱える世帯等に大きな影響を与えています。

生活困窮による相談は、傷病、高齢による勤労収入の減少に伴うものが多く、年々増加する傾向にあります。

生活保護による適正な援護を実施するために、経済的支援とともに自立への援助体制を充実することが必要です。

重度心身障がい者やひとり親家庭等の社会的、身体的ハンディキャップを負っている方に対する医療面での経済的負担を軽減する医療費助成は、継続して実施する必要があります。

乳幼児等の医療費に対する助成については、少子化社会といわれている今日、次代を担う子どもが健やかに成長することや女性が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの一環として、さらなる充実が求められています。

基本的方向

○生活に困窮する人に対する相談・指導の充実を図ります。また、保護が必要な人には生活保護制度により、生活を保障するとともに、就労指導や生活指導により自立の助長を推進します。
○重度心身障がい者やひとり親家庭の医療にかかる経済的な負担の軽減を図ります。
○乳幼児等における疾病の早期受診、医療面からの子育て支援として、医療費の助成の充実を図ります。

施　　策

低所得者援護の充実

○生活に困窮する人の生活を安定し自立を助長するため、相談体制の充実や各種制度の活用促進を図ります。
○被保護世帯の生活実態を把握し、生活保護の適正な実施を図るとともに、安定した生活の確保、社会的な自立に向けた就労の相談・指導を進めます。

医療援護の推進

○重度心身障がい者及びひとり親家庭等に対する経済的負担を軽減するため､医療費の助成を行います。
○乳幼児等の保健の向上を図るため、医療費の助成を拡充します。

第２章　人と文化を育むまち

第１節　「生きる力」を育む学校教育の推進

現状と課題

変化の激しい社会の中で、北広島市の子ども一人ひとりが創造性豊かに、たくましく生きていくためには、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心などの豊かな人間性、基礎的･基本的な内容を確実に身に付け、よりよく問題を解決する資質や能力、たくましく生きるための健康・体力など、「生きる力」を育むことが求められています。

核家族化や少子化、女性の社会進出などが進む中、家庭における教育環境が著しく変化していることから、幼児の心身の調和のとれた発達を促し、人格形成の基礎を培う幼児教育の充実が求められています。

児童生徒を取り巻く環境が大きく変化する中で、自他の生命を尊重し、健全な人間関係を築く力、美しいものに感動する感性などを高め、学習や生活に前向きに取り組む力を育てることが求められています。

いじめや不登校、生徒指導上の課題を抱えている児童生徒に対応するため、悩みや課題を解決できるよう教育相談体制を充実するとともに、学校と家庭、地域、関係機関が緊密に連携し、継続的な取組みを進める必要があります。

児童生徒が社会の変化に主体的に対応できるようにするため､基礎･基本の確実な定着を図るとともに、それらを活用する力の育成に努め、自ら学び、自ら考える力を育てることが求められています。

健やかな体を育む基礎となる学校体育の充実とともに、体力の源である食の正しい知識と望ましい食習慣の育成が必要です。また、関係機関と連携し、性や薬物乱用に関する指導や啓発活動を促進するとともに、地域ぐるみの安全・安心な環境づくりを促進する危機管理体制を確立する必要があります。

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その子の持っている力を高め、学習や生活の困難性の改善や克服をするため､学校全体で適切な指導･支援が行えるよう特別支援教育の推進体制の充実が求められています。

基本的方向

○幼児の調和のとれた心身の発達を促し､「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を充実します。
○自然や生命を尊重する心や美しいものに感動する感性、正義を重んじる心などの「豊かな心」を育む教育を充実します。
○基礎・基本をしっかり身に付けさせ、それらを活用して目標の実現や課題の解決を図ることができる「確かな学力」を育てる教育を充実します。
○体力、運動能力の向上を図るとともに、体力の源である食の正しい知識や望ましい食習慣の確立など「健やかな体」を育てる教育を充実します。
○一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細かな指導や支援を充実します。
○国際理解、情報、環境、福祉、人権、平和などのさまざまな課題に対して主体的に解決に取り組もうとする態度・能力の育成など「社会の変化や課題に対応できる力」を育む教育を充実します。

施　策

幼児教育の振興･充実

○多様な体験を重視した特色ある幼児教育を奨励するとともに、障がい児の幼稚園への入園を支援します。
○家庭・地域と幼稚園等の連携を重視するとともに、幼稚園、保育所、小学校の連携を推進します。
○教育環境の向上、教職員研修の充実を図るため、幼稚園活動への支援を行います。

豊かな心を育む教育の充実

○人を思いやる心や人とかかわる力を育てる豊かな体験活動を推進します。
○基本的な倫理観や思いやりの心などを育む教育を推進します。
○いじめ、不登校やさまざまな問題に適切な対応をするとともに、自他の理解を深め、よりよい人間関係を醸成する生徒指導を充実します。
○豊かな感性や想像力を育む読書活動を推進します。

確かな学力を育てる教育の充実

○基礎・基本をしっかり身に付けさせ、それらを活用していく力を育てるために、個に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。
○総合的な学習の時間を中心に、体験的、問題解決的及び探求的な学習を推進します。
○学ぶ喜びや楽しさが実感できるような授業のあり方について実践的な研究を推進します。
○学力検査等の結果を生かした指導方法の工夫、改善に努めます。

健やかな体を育てる教育の充実

○健康に必要な知識･実践的な態度を身につけるために､保健教育や体力向上の取組みを推進します。
○望ましい食習慣を身につけ、家庭や地域と連携した食育※を推進します。
○安全で安心な給食を提供する取組みを進めるとともに、施設・設備の整備を促進します。
○児童生徒が安心して学校生活が過ごせるよう､地域ぐるみで安全･安心な環境づくりを推進します。

特別支援教育の充実

○通常の学級、特別支援学級、通級指導教室での一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を充実します。
○特別支援教育コーディネーターを中心として全教職員による推進体制を充実します。
○特別支援学校や関係機関との連携を充実します。

社会の変化や課題に対応した教育の推進

○国際化に対応するため､外国語指導助手(ALT)のもと､コミュニケーション能力の育成を図ります。
○情報活用能力の育成や情報モラル教育を推進します。
○市の共通実践課題として、環境、福祉、人権、平和教育を位置づけ、より充実・発展させるための取組みを推進します。
○姉妹都市東広島市との交流を通して、お互いの歴史や文化を理解し、ふるさと意識の醸成を推進します。
○望ましい社会性や勤労観･職業観を育成するキャリア教育を推進します。

第２節　信頼され、魅力ある学校づくりの推進

現状と課題

学校が保護者や地域から信頼され、期待に応える教育を実現するためには、子どもを中心に据え、地域の意見や要望を生かした学校経営を進めることが求められています。また、学校からも適時適切な情報提供を行い、学校、家庭、地域が協働して学校改善への取組みを進め、地域に開かれ地域とともに歩む学校づくりも求められています。

家庭や地域の教育的ニーズに対応した教育活動を推進するとともに、学校関係者評価による学校評価の結果や、教育活動の成果を保護者や地域へ周知する広報活動などを充実する必要があります。

地域の方々の教育活動への参加や学校資源を地域へ提供するなど、学校と地域の双方向の連携を推進する必要があります。

学校が、家庭や地域の信頼に応え、公教育としてよりよい魅力のある学校づくりを進めるために、人・物・経費・組織などの教育環境をより社会の変化や実態にあったものに整備していくことが求められています。

教育施設の老朽化や児童生徒数の増減に対応して、安全・安心な魅力ある施設の整備を進めるとともに、学校規模の適正化を検討する必要があります。

時代の変化に対応して、新しい教育システムへの取組みや、学校への支援を支える制度の充実、学校の活性化を図る教職員の資質向上などに努める必要があります。

今日の経済状況の中で、勉学に意欲的な生徒や学生が、経済的な理由で就学が困難になっている傾向が見られ、経済的な負担の軽減を図る必要があります。

基本的方向

○学校の教育活動や運営についてのマネジメント・サイクル※に基づいた継続的な評価や評価結果の公表、保護者や地域住民との双方向の協力、学校関係者からの意見や評価の活用などを通して信頼性の向上と学校改善を図る開かれた学校づくりを推進します。
○新しい教育システムによる魅力ある教育活動や安心して教育活動が行える学校づくり、質の高い学びを支える環境づくりなど社会の変化や実態にあった教育環境の整備を促進します。

施　　策

開かれた学校づくりの推進

○家庭や地域の教育的ニーズに対応した教育活動を推進します。
○学校経営プログラムによる学校経営の推進とマネジメント・サイクル※による学校改善を推進します。
○学校関係者からの学校に対する評価や結果、教育活動の成果について、保護者や地域に周知するなど広報活動を充実します。
○地域の方々の教育活動への参加や学校資源を地域へ提供するなど学校と地域の双方向の連携を推進します。

教育環境の整備

〇研修機会の充実や適切な教職員評価を通して、教職員の資質の向上を図ります。
〇適正な規模の集団の中で学ぶことができる環境づくりを推進します。
〇教育施設の老朽化や、児童生徒数の増減に対応した施設の整備を推進します。
〇児童生徒の安全と学習環境の向上に配慮した施設・設備の整備を推進します。
〇二学期制や小中一貫教育等の新しい教育システムについて検討を進めます。
〇家庭、地域による学校支援の取組みを推進します。
〇小・中・高等学校教育等への就学を支援します。

第３節　家庭・青少年健全育成の推進

現状と課題

青少年の健全育成の基本である、家庭、学校、地域を取り巻く社会情勢は、少子化や核家族化の進行、教育力の低下、膨大な量の情報等の影響を受け、家庭教育の在り方をめぐる問題は複雑さを増しています。

本市では、子どもサポートセンターの相談・支援体制の確立や子どもの体験活動の実施など、家庭、学校、地域との連携による青少年の健全育成を図ってきました。

不登校児童生徒は増加傾向にあり、その要因は複雑多様化しており、今後も指導・相談体制はもとより、訪問指導においても充実していく必要があります。各小中学校には心の教室相談員を配置して、児童生徒の悩み事などの相談に当たっていますが、今後も学校や中央児童相談所などと連携を強化していく必要があります。

インターネット※上で、新しい形のいじめや犯罪被害に巻き込まれるなどのトラブルが全国的に多発しています。このことから、子どもに情報モラル向上の指導や保護者への啓発をさらに進めていく必要があります。子どもを狙う不審者の出没や犯罪被害は憂慮される問題となっており、子どもが安全で安心して生活できるよう、地域で子どもを守り育てる活動や機運の醸成が求められています。

基本的方向

○基本的な生活習慣や自立心の育成など、家庭での教育力向上やあたたかな家庭づくりへの支援を進めます。
○いじめ・不登校の問題を早期に解消するため、関係機関との連携強化と専門的知識を有する人材の活用を進めます。
○青少年を健やかに育む、安全・安心な育成環境を確保するため、家庭、学校、地域との連携を強化し、主体的な健全育成活動を支援します。

施　策

家庭の教育力向上への支援の充実

○地域を取り巻く社会環境の変化や氾濫する情報への対応など、家庭の教育力向上のための学習機会や市民・関係団体と連携し、家庭教育を支援する柔軟なネットワークを充実します。

教育相談体制の充実

○いじめ・不登校の問題を早期に解消するため、訪問指導アドバイザー（臨床心理士）、不登校児童生徒訪問相談員、スクールカウンセラーなど専門的知識を有する人材を積極的に活用します。
○不登校児童生徒の学校復帰に向け、「みらい塾」において学習指導や社会体験活動を行い、集団生活や社会適応能力の向上を図ります。
○インターネット※上での新しい形のいじめやトラブル、犯罪被害を防ぐため、携帯電話の取扱いや情報モラルについて、児童生徒・保護者に対して啓発を図ります。
○青少年を取り巻く諸問題の把握と早期解決に向け、学校や中央児童相談所などとの連携を強化していきます。

地域が支える健全育成活動の充実

○子どもサポートセンターの相談・支援機能を核として、家庭、学校、地域との連携を強化するとともに、地域の教育力の向上や各地区の健全育成活動を支援します。
○各種大会や地域の安全・安心講座などを通じて全市的な健全育成に関する意識の高揚を図ります。

第４節　社会教育の充実

現状と課題

自由時間の増大を背景に、生きがいや心の豊かさを求める時代となり、生涯学習に対する市民の関心が高まり、学習活動に対するニーズは多様化・高度化しています。市民の主体的な学習活動への支援や、学ぶ機会としての社会教育の充実が求められています。

市民の学習ニーズは、これまでの趣味・教養的な自己実現型だけでなく、少子高齢化に対応した福祉・健康・環境・子育て・防犯などの日常生活や、地域の課題解決に向けた学習機会への要望も増加しています。

また、必要な情報が適切に提供されるためのシステムづくりが求められてきていることから、市民の学習ニーズを的確に把握し、市民が主体的・意欲的に生涯学習に参加できるよう、多様な学習機会を創出するとともに、学習プログラムを工夫していく必要があります。

団塊世代の地域社会への参加が進んでおり、これらの方々が地域での生涯学習や市民活動の担い手として、主体的に学ぶことができ、学習成果をわかちあうことのできる活動を支援していくため、学習環境を整備していく必要があります。また、これらの活動を円滑に進めていくためにも、関係施設・設備などを充実していくことが必要です。

基本的方向

○時代にあった生涯学習の基礎づくりを進めるためにも全市的な取組みはもとより、各地区の特色を生かした市民の主体的な生涯学習活動の支援を推進します。
○社会の変化に適切に対応していくために、社会の要請や個人の学習ニーズに対応した学習機会の充実を図ります。
○学習活動を効果的に支援していくために、施設・設備の充実など学習環境の整備を促進します。

施　　策

学習活動への支援の充実

○市民の学習活動に対する意欲に応えるため身近な学習機会の充実に努め、学びを通したコミュニティ※づくりに向け、市民が主体的に取り組む学習活動を支援します。
○社会教育関係団体や市民の主体的な学習活動に対し、団体が自ら個性ある活動を継続するための人材育成や団体運営に対する支援の充実を図るとともに、学んだ成果を生かす機会や相互に交流する場を提供します。
○市内のそれぞれの地域が、個性豊かに地域の実情にあった学習活動を展開できるよう、市民と行政との協働による活動を推進します。

学習機会の充実

〇各世代別での学習ニーズに応え、産･学･官･民の連携を図り、多様で豊かな学習機会や交流機会の提供を推進します。
〇社会の要請や個人の多様な学習ニーズに対応するため、実情に合った学習機会の提供を推進します。
〇市民の多様な学習ニーズに的確に対応することや、主体的な学習活動を支援するため、教育情報提供システム「学び舎・楓」の充実に努め、学習活動への効果的な支援を促進します。
〇市民の主体的な学習をサポートするため、ＩＴ予約システムなどによる社会教育施設や公共施設のネットワーク化を図ります。

施設の充実による学習環境の整備

〇生涯学習活動の推進や社会教育の充実に向け、市民がより利用しやすい社会教育施設の運営を図ります。
〇市民の主体的な学習活動を支援するための学習環境を整備するとともに、既存施設の有効活用を図ります。
〇学習や研修の機会を提供する公民館施設の充実を図るとともに、地域コミュニティ※の拠点として計画的な整備を進めます。

第５節　歴史の継承と創造

現状と課題

国指定の史跡である旧島松駅逓所や特別天然記念物野幌原始林などの貴重な文化遺産、太古の様子を物語る自然化石などを守り、次の世代へ正しく継承していく必要があります。

市民が身近なものとして郷土の歴史や文化に親しみ、正しく理解し、郷土を愛する心を育むことが大切です。

市民自らが、郷土の歴史と文化の理解に努めるとともに、次の世代へ継承するための取組みとして、地域の遺産をあるがままに保存し、活用する「北広島エコミュージアム構想（まるごときたひろ博物館）」を進める必要があります。

基本的方向

○市民のだれもが北広島を良く知り、誇りに思う心を培うとともに、北広島の自然や歴史的遺産を大切に守り育てることができるよう、学習機会の充実や市民参加による事業を推進します。
○郷土の歴史資料や伝統的遺産の保存・活用を進めるとともに、市民が身近に郷土文化財などにふれることができる環境の整備を推進します。

施　　策

エコミュージアム構想の推進

○文化遺産の継承を図るため、郷土の歴史資料や伝統的遺産の保存・活用を進めるとともに、市民の文化財を大切に守る心を培い、市民が身近に郷土文化財などにふれることができるようエコミュージアム構想を推進します。
○郷土に関する学習や、体験学習を通して、郷土の歴史や伝統的遺産を大切に守る心を培い、自らのまちを誇りに思う郷土愛を育む学習機会を提供します。
○エコミュージアム構想を推進し、各地域の自然遺産・歴史遺産・産業遺産等を現地において保全・活用する環境を整備します。
○重要な郷土資料の保全、住民活動の拠点、情報サービスの発信・提供、資料の展示、学校等と連携した郷土の教育普及活動を充実します。

文化財の保存と活用

○史跡や歴史資料を適切に保存するとともに、その活用により歴史と文化に対する市民の理解を深め、貴重な文化財の保護を進めます。
○郷土の歴史、自然等の調査研究や資料の収集保存を進めます。また、市文化財の指定を行い保存します。
○郷土文化の伝承に対する支援を進めます。

第６節　読書活動の充実

現状と課題

北広島市図書館は、平成 10 年（1998 年）にオープンし、開館後 10 年で貸出し 500 万冊に到達するなど、市民の読書・生涯学習拠点として大きな役割を果たしてきました。今後も国が示す「これからの図書館像」を指針とするプランの策定と実施により、今まで以上に図書館サービスの充実を図ることが求められています。

現在の図書館や学校図書館は、民間事業者・市民などの多くの参加が図られており、官民協働を基盤とした生涯学習の拠点としての成長が期待されています。

子どもの豊かな心を育むため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「子どもの読書活動推進計画」の策定と、地域と学校が一体となった実施が求められています。

基本的方向

○子どもから高齢者まで、あらゆる世代で読書や学習を続けられるよう、市民との協働により図書館サービスの充実を図ります。
○子どもの読書活動については、新たな「子どもの読書活動推進計画」を策定し、家庭・学校・地域が一体となった推進をめざします。

施　　策

図書館サービスの充実

○市民が求める資料と情報の提供を図るため、図書や雑誌などの資料の充実に努めるとともに、市民が利用しやすい環境づくりを進めます。
○地域・学校の読書ネットワークを整備し、読書を楽しみ、学びあう市民意識を醸成します。
○図書館フィールドネットなどの市民との協働により、乳幼児から高齢者までの生涯を通した読書活動の充実をめざします。
○北広島団地住民センターや西の里公民館などの図書室及び図書館の整備・拡充を図ります。

子どもの読書活動推進

○市民との協働を踏まえながら、新たな「子どもの読書活動推進計画」を策定し、学校図書館を中心とした読書環境整備を進めます。
○学校図書館においては、蔵書の充実に努めるとともに、幼稚園、保育園とのネットワーク化を推進します。

第７節　芸術文化の振興

現状と課題

社会情勢が大きく変化する中、価値観の多様化などに伴い心の豊かさや生活への潤いが求められており、ますます人々の芸術文化への関心が高まっています。

本市では、芸術文化ホール開設以来 10 年余りが経過し、芸術文化を鑑賞する場や活動する機会の充実が図られてきました。

地域住民との協働により、芸術文化に親しむことができる環境の充実を図ることが必要です。そのため、関係機関との連携や、市民が主体的に取り組む活動を支援する体制の整備などをさらに進める必要があります。

基本的方向

〇市民の芸術文化活動を振興するとともに、個性豊かな地域文化の創造に努めます。
〇市民が芸術文化に親しむことができる環境の充実を図るとともに、市民等との連携による芸術文化ホールの運営を進めます。

施　　策

個性豊かな地域文化の振興

〇芸術文化創造プランを策定し、芸術文化の創造を担う人材の育成と活動の場の創出を進めます。
〇優れた芸術文化活動に対する顕彰を行うとともに、市民が主体的に取り組む芸術文化活動を積極的に支援します。
〇ワークショップやセミナーなど、市民が芸術文化を気軽に体験できる機会を提供します。
〇芸術文化活動に主体的に取り組んでいる市民団体やサークルを支援します。
〇芸術文化ホールの計画的な改修と整備を進め、利便性の向上を図ります。

市民等との連携による芸術文化活動の展開

〇地域の文化活動を支援する財団法人等や地域貢献活動を行う企業との共催、他の公共ホールなどとの連携を推進します。
〇芸術文化ホールなどの活用により、市民が芸術文化に親しめる環境づくりを進めます。
〇市民との協働により、ボランティア組織の拡充を図りながら、芸術文化ホールの運営を進めます。

第８節　スポーツ活動の推進

現状と課題

市民だれもが、健康で生きがいのある生活を築くため、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。

健康志向の高まりや、団塊世代の定年等によるライフスタイル※の変化に伴い、市民ニーズや利用者層の変化に応じた健康・体力づくり機会の拡充が求められています。

日常的なスポーツ・レクリエーション活動を支援する施設の機能充実と計画的な整備に努める必要があります。

本市では、住民プールの簡易温水化など施設の機能の向上や、市民がスポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会を提供するため、各種スポーツ教室の開催や学校体育施設の開放などに取り組んできました。

子どもたちを取り巻く環境の変化に伴い、小中学生の運動不足や体力低下、スポーツ離れなどが問題となっています。スポーツなどを通じて、子どもの心と体の発達を支援することが重要になってきていることから、幼年期を含めたスポーツ活動の底辺拡大を図る必要があります。

基本的方向

○市民だれもが、生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、生涯スポーツ活動をはじめ、児童生徒・障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の支援を推進します。
○競技スポーツを振興するため、スポーツ選手の育成や支援に努めます。
○全道大会や全国大会への出場など、大きな目標をもった青少年の夢と希望を実現する競技スポーツの振興を図ります。
○多様化する市民ニーズに対応したスポーツ施設の整備と運営を図ります。

施　　策

健康で生きがいのあるスポーツ活動の促進

○市民だれもが健康で生きがいのある生活がおくれるよう、市民との協働による各種スポーツ教室やスポーツ活動の推進、健康・体力づくり機会の拡充を図ります。
○市民の自主的な参加と健康・体力づくり機会を拡充するため、各種スポーツイベントの開催をはじめとするスポーツ事業の推進を図ります。
○体育指導委員や地区振興会と連携し、地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。

競技スポーツの振興

〇ジュニアスポーツ活動の振興を図るため、北広島少年スポーツアカデミーにおける選手の強化育成や底辺拡大、指導者の養成に取り組むとともに、中学校部活動への支援などを行います。
〇国際大会や全国大会等への出場を支援するほか、スポーツ大会において優秀な成績をおさめた市民を表彰し、市民の自発的なスポーツ活動の振興と奨励を図ります。
〇市体育協会やスポーツ少年団本部に対して支援を行い団体の組織強化と育成を図ることで、競技者のスポーツ活動の振興を図ります。

スポーツ施設の整備と運営

〇市民が安心して利用しやすいスポーツ・レクリエーション環境を整えるため、スポーツ施設の計画的な整備と改修を進めます。
〇日常的なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、学校開放事業をはじめとするスポーツ環境の向上を図ります。
〇運動広場の整備を進め、市民が快適にスポーツ・レクリエーション活動を行える場づくりを図ります。

第９節　大学との連携

現状と課題

今日、大学が有する知的資源を活用し、教育・文化の振興を図るとともに、産学官連携による共同研究などさまざまな分野での連携を強めることで、地域の特性を生かすための取組みが進められています。

本市では、大学の有する人材や英知をまちづくりに生かすため、各種審議会や委員会への参画など道都大学をはじめ各大学等と連携を深めてきました。

今後も引き続き大学等との連携を深めるとともに、大学生による地域でのイベント企画運営など、地域の活性化に資する多様な活動への参画やボランティア・ＮＰＯ※などの市民活動団体との連携を促進する必要があります。

当市に在籍、在住の大学生・専門学校生には、学生の新鮮な感覚を地域のイベント企画運営などに参加してもらい、まちづくりの一端を担ってもらう必要があります。

基本的方向

〇市、大学、市民のネットワークを形成し、大学の持つ人材や英知を生涯学習やまちづくりに生かし、地域の活性化を図るため、大学との連携・協力を進めます。
〇学生による地域との交流や多様な活動への参画など連携を促進します。

施　　策

大学との連携

〇大学が有する知的資源、研究成果やアイデア、大学生の活力を生かしたまちづくりを推進するため、大学のもつ人材や英知をまちづくりに生かし、大学等との連携・協力を進めます。
〇地域に開かれた教育を促進するため、生涯学習機会の提供や産学官連携による共同研究など地域振興に貢献する実践的な取組みを進めます。

地域活動の促進

〇学生による地域でのイベントの企画運営など、多様な活動への参画を推進します。

第１０節　交流の促進

現状と課題

芸術文化ホールやエルフィンパークでは、各種の講演会やコンサート、市民団体によるフリーマーケットや各種展示会、地元農産品の即売などが開催され、市民同士の交流が展開されています。隣接する札幌市厚別区、江別市との交流では、森林浴ウォーキングや軽スポーツ、地域子育て支援などを通じて市民相互の交流を実施しています。

行政界を越えた市民の余暇活動や経済活動等に合わせて、エルフィンロードや芸術文化ホールを活用しながら広域的な交流を広げていく必要があります。

道央馬追サイクルネットワークや札幌恵庭自転車道の整備に合わせ、南空知圏や恵庭市などとの広域的な交流を図る必要があります。

姉妹都市である東広島市とは、商工会や県人会レベルでの交流や、祭りやイベントを相互に訪問したり、子ども大使として小・中学生を相互に派遣するなど、さまざまな交流を行っています。今後はこれまでの交流を土台にしながら、市民レベルの交流につなげていく必要があります。

市民生活の場における国際化が着実に進行しています。本市においても市民による国際交流団体の活動やホームステイの受入れなどが行われています。国際化がさらに進展する中で、地域や個人レベルでの国際理解と国際交流をさらに促進していく必要があります。

基本的方向

○広域交流による交流人口の増加を図り、人や物などのネットワーク化を推進します。
○地域間の交流と連携を深め、市民のさまざまな交流を促進します。
○教育文化、経済など多方面にわたる姉妹都市との交流を展開し、一層の市民レベルでの交流を推進します。
○国際感覚豊かな人材を育成するため、地域や個人レベルでの国際理解と国際交流を促進します。

施　策

広域的な交流の促進

○隣接する市町村との交流については、行政分野や経済分野のみならず、さまざまな分野での市民レベルの身近な交流機会の拡大に努め、交流人口の増加を図ります。
○芸術文化ホール、図書館、エルフィンパークがもつ交流機能とＪＲ北広島駅がもつ交通結節機能※とを活用して、近隣自治体をはじめ市内外との交流活動を促進します。
○千歳川や輪厚川の水辺空間、札幌恵庭自転車道線や幹線道路などの広域的ネットワークを活用した交流と連携を促進します。

姉妹都市交流事業の拡充

○姉妹都市交流を通じて、相互理解と連携意識が浸透していくよう、市民レベルでの交流を促進します。
○東広島市と本市の祭りやイベントに相互訪問することで、行政機関の交流や地域の特性を生かした教育文化、経済など幅広い交流を推進します。

国際交流の促進

○国際感覚豊かな人材を育成するため、国際交流協議会との連携により国際交流の推進と国際理解を深める各種機会の提供を図ります。
○カナダ・サスカツーン市との交流活動を生かし、友好都市として積極的な交流を推進します。

第３章　美しい環境につつまれた安全なまち

第１節　環境の保全

現状と課題

科学技術の進歩がめざましい経済発展をもたらしましたが、その一方で、地球温暖化※やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題が発生しています。地球温暖化※はエネルギーを使用するすべての社会活動が原因となるため、環境問題の中でも最も解決が困難なものであり、市民・事業者・行政などさまざまな主体が、環境への負荷が少ない循環型社会※システムの構築に向けて、努力していく必要があります。

近年は、大気汚染、水質汚濁、悪臭など典型７公害に加え、ダイオキシン類※等の化学物質による環境への影響が社会的な不安要因となっています。大気や水環境の保全はもとより、化学物質による環境汚染を監視し、新たな環境リスクを低減するための取組みが必要です。

安らぎや心の豊かさといった価値観が大切にされるようになり、豊かな自然や美しい景観に対する市民のニーズが高まっています。市民が気軽にふれあうことができ、多様な生物が生息できる、良好な自然環境を保全していく必要があります。

快適な衛生環境のため、井戸水や浄化槽の適正管理、斎場や霊園の整備など、清潔で快適な公衆衛生の保持・改善を推進していく必要があります。

基本的方向

○環境基本条例、環境基本計画に基づき、計画的、総合的な環境施策を推進します。
○市民参加により消費廃棄型社会から資源循環型社会※への移行を進め、低炭素社会※の構築に向けた長期的な環境負荷低減への取組みを推進します。
○健康で安全に暮らせる快適な生活環境を保全するため、監視パトロールによる公害の発生源に対する指導の徹底を図るなど、環境汚染の防止に努めます。
○自然環境の保全と健全な生態系の維持をめざし、特定外来生物や有害鳥獣の駆除による農作物などへの被害発生防止に取り組みます。
○市民が環境に配慮した活動に参加できる地域コミュニティ※づくりを進め、環境教育の啓発や市民・事業者・行政などの連携を促進します。
○上下水道の未整備地区における衛生環境の向上や畜犬登録、狂犬病予防接種の促進を図ります。
○市民の墓所需要に対応するため、霊園の整備等を図るとともに、火葬場の整備について検討を進めます。

施　　策

地球環境の保全

○太陽光発電など環境負荷の少ない再生可能エネルギーへの転換を促進し、地球温暖化※防止、省エネルギー意識の向上に向けた啓発を推進します。
○省エネルギーへの取組みやグリーン購入※、低公害車の導入など、市としての CO_2 削減に向けて率先的に取り組みます。

公害対策の推進

○公害の発生源となる工場、事業所の指導、監視、測定などを実施し、大気環境、水質環境の保全、悪臭や騒音などの防止対策を推進します。
○ゴルフ場での使用農薬の低減に向けて、事業者に対し環境汚染防止についての指導・助言を実施します。

自然環境の保全

〇緑と水空間の保全や創造、緑化に関する啓発事業を行うとともに、多様な生物の生息環境の保全に努め、有害鳥獣の駆除を促進します。

環境保全意識の向上

〇企業、団体などへの環境啓発や学校、地域、家庭における環境教育を推進します。
〇ＮＰＯ※、市民団体などの自主的な環境問題への取組み支援と連携促進を図ります。

環境衛生の充実

〇下水道処理計画区域外のし尿や生活雑排水を適正に処理し、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図るため、合併浄化槽※の設置を促進します。
〇未登録犬の解消や狂犬病予防注射の接種率の向上を図ります。
〇霊園の貸付体制や合同納骨堂などの整備について検討を進めます。
〇火葬施設の建替えなど、独自・広域処理の方法や施設の整備について検討します。

第２節　廃棄物対策の推進

現状と課題

資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会をめざす取組みが全国的に始まり、循環型社会※にふさわしい 3R の実現に向けた取組みが進められています。(3R～リデュース=発生・排出抑制、リユース=再使用、リサイクル=再資源化)

平成 20 年（2008 年）10 月に家庭ごみの有料化を実施したことにより、ごみの減量化が進んでいますが、今後も減量化が持続するよう対策を行っていく必要があります。

ごみの排出抑制や再資源化、平成 23 年度から実施する生ごみのバイオガス化処理などにより最終処分場の延命化を図るとともに、処分場周辺の環境整備対策の強化を行う必要があります。

高齢化社会の急速な進行により、ステーションへのごみ排出が困難な方の増加が想定されることなど、状況に応じて収集体制などの見直しをする必要があります。

不適正排出や不法投棄防止対策のため、パトロールの強化や指導の充実を図る必要があります。

広域によるごみ処理については、今後、近隣自治体とも協議を行い、枠組みの拡大についての検討を進める必要があります。

基本的方向

○ごみの減量化とリサイクルを推進するため、資源回収の促進やリサイクル意識の高揚を図ります。
○ごみの減量化や資源化対策､生ごみのバイオガス化処理により最終処分場の延命化を図るとともに、第６期最終処分場の整備、最終処分場周辺の環境整備を充実します。
○可燃ごみの処理方法について検討を進めます。
○容器包装リサイクル法などに基づく分別収集を行うほか、新たにリサイクル可能な資源物の分別、収集方法等の検討を行い家庭ごみの効率的な収集運搬及び処理を推進します。

施　　策

ごみの減量化･リサイクルの推進

○家庭ごみ有料化による減量効果を持続させるため、ごみの減量やリサイクル等に関する市民への情報提供を積極的に行うとともに、家庭ごみの排出の抑制を推進します。
○ごみの減量化とリサイクルの推進を図るため、集団資源回収や生ごみ堆肥化容器などの利用を促進します。

ごみ処理体制の充実

○第６期最終処分場の整備を進めるとともに、最終処分場周辺の環境整備を実施します。
○リサイクル可能な新たな資源物の分別収集と効率的な収集運搬について検討し、リサイクルの推進及び効率的な収集運搬、処理を行います。
○廃棄物パトロールの監視を強化し、不法投棄等の抑制を図ります。

第３節　水と緑の空間の充実

現状と課題

身近に森林や緑地があり、緑の豊さが本市の特色となっていますが、森林整備等が行き届かず放置状態が続くなど、森林の有する多面的機能が低下してきている状態にあります。森林を含めた緑の果たす役割の重要性を森林所有者や市民などに啓蒙し、協働による緑の保全や整備への取組みを進める必要があります。

豊富な森林など緑の資源を保全、育成するため、平成 16 年度（2004 年度）に「緑の基本計画」を策定して南の里特別緑地保全地区を指定しました。また、国の補助制度や森林ボランティアグループによる整備、自然観察や森林浴などを楽しむことのできる場所の提供をめざしています。

平成 20 年度（2008 年度）から公園等里親制度を導入し、施設に愛着をもって清掃美化や草刈りを行うなど、地域のボランティア団体との協働のもと管理を進めています。

輪厚川の河川敷は、市民と行政がともに管理することにより川に親しむ空間として定着してきていることから、小さな子どもでも安心して川遊びができるような憩いのひろばとして親水空間の機能が損なわれないよう保全していく必要があります。

基本的方向

○緑のまちづくり条例やまちづくり指針に基づき、開発事業者に対し指導を行いながら、緑と調和したまちづくりを進めます。
○民有林所有者の理解と協力を得ながら、緑の保全と緑化の推進を図ります。
○自然や緑を大切にする心を育むため、市民協働による緑化を推進します。
○森林整備計画に基づく森林施業計画に沿って市有林の整備を図ります。
○花と緑の美しいまちづくりを支える基盤づくりを促進します。
○市民と行政が協働して河川環境を守り、潤いのある水辺空間の形成を図っていきます。
○公園施設長寿命化計画に基づき、市民が安全・安心に利用できる憩いの場の提供を促進します。

施　　策

緑化の推進

○「緑の基本計画」については、今後の新たな事業の推進や緑を取り巻く環境の変化に対応するため、必要な見直しを進めます。
○市街地及びその周辺における良好な自然緑地は、関係法令や条例に基づき無秩序な乱開発を防止するとともに、民有林所有者に理解と協力を得て、緑のまちづくり条例に基づく緑保全地区の指定など緑の保全と緑化の推進に努めます。
○身近の森林や緑の豊かさを損なわないよう、森林の保全を進めるとともに、市民や所有者等への保全意識の啓蒙・啓発を図り、森林整備を促進します。
○市民植樹祭や誕生記念樹の贈呈など市民参加による美しいまちづくり事業を推進します。
○安定的に緑化推進事業を継続するために、「緑のまちづくり基金」の活用に努めます。
○緑化に関する意識の醸成や活動の拠点となる「緑化センター」の整備について検討します。

親水空間の保全

○河川の機能に配慮した植樹や花を植栽し、河川敷地の緑化を推進します。
○市民の川に親しむ施設として、憩いのひろばの機能や景観を保全します。

公園の整備

○市民との協働により、憩いやコミュニティ※の場として親しめる公園・緑地の整備を進めます。
○公園機能の改善や多世代型公園への転換などの検討を進めます。

第４節　防災体制の充実

現状と課題

災害に強いまちづくりを進めるため、避難所・収容施設となる学校施設の大規模改修や公共施設の耐震化、災害危険箇所の整備強化など総合的な整備対策が必要となっています。

狭隘あるいは位置的な理由で避難所として適さない箇所については、地域の配置バランスなども考慮し、避難所の指定を見直すとともに高齢者や障がい者が、被災時に避難生活を安心して送れるよう福祉避難所を新たに検討する必要があります。

備蓄食糧等は消費期限があることから、災害時に確保が可能な品目以外の備蓄を検討するなど、備蓄品目や備蓄量を見直す必要があります。

地域の防災力を強化するためには､研修や訓練などを通じて地域住民の防災意識を高めるとともに、地域内での援護協力体制が重要であることから、今後も自主防災組織の育成や支援を図り、防災活動に参加しやすい環境を整えていく必要があります。

森林の有する多面的機能（水源かん養、土砂崩壊防備など）を高め、自然災害の発生や二次的被害を未然に防ぐため、森林整備の取組みを進めていく必要があります。

千歳川流域の治水対策の早期実現を図るために、流域自治体及び関係機関と連携して､「石狩川水系千歳川河川整備計画」､「千歳川流域治水対策整備計画」に基づく総合的な治水対策を促進していく必要があります。

基本的方向

○災害から市民の生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりをめざし、総合的かつ広域的な防災対策を推進します。
○災害の規模・様態によっては必要となる物資の輸送に支障をきたす場合があることから、防災用食料及び資機材の分散備蓄を図っていきます。
○市民の防災意識の高揚を促しながら、自主防災組織など自主的な防災活動を支援・促進します。
○自然災害の発生を未然に防止するため、森林や河川の整備などの治山・治水対策により、災害に強いまちづくりを推進します。
○学校など多くの市民が使用する公共施設の耐震化を進めます。

施　　策

防災対策の推進

○北海道や近隣市町村との相互応援体制を確立し、総合的かつ広域的な防災体制の充実・強化を図ります。
○地域防災計画の修正を行うとともに、災害時要援護者の避難支援計画の策定や訓練の実施など、防災対策の強化を図ります。
○防災資機材や非常用食料など自主備蓄に努めるとともに、災害時に必要となる物資等の供給を確保するため、民間業者等との協力協定の締結を促進します。
○震災時の２次災害防止に向けた応急危険度判定活動については、建築士会等との応援協力体制を図ります。

自主防災組織の充実

○地域ぐるみの防災体制を確立するため、自主防災組織など市民の自主的な防災活動を支援・促進します。
○市民の防災意識の高揚と防災知識の普及のため、自主防災組織の育成を進めるとともに、防災センターの活用、広報活動や出前講座※の実施など地域住民の防災活動の推進を図ります。

治山・治水の推進

○自然災害の発生を未然に防止するために、森林を保全し、森林の有する多面的機能（水源かん養・土砂崩壊防備など）を高める森林整備や河川整備などの治山・治水対策を進め、災害に強いまちづくりを推進します。
○森林や緑地の保全整備による水源かん養・土砂崩壊防備などの機能強化を図るため、市有林の整備地域の拡大を進めます。
○水害に強いまちづくりを進めるため、「石狩川水系千歳川河川整備計画」に基づく東の里地区遊水地の整備促進、千歳川・輪厚川などの治水対策を国等に強く要請するとともに、遊水地の利活用については、国と協議しながら市民が親しみやすい施設の整備をめざします。
○農地や低市街地の浸水被害を軽減するため、排水機場の保守管理を計画的に進めます。

第５節　消防・救急体制の充実

現状と課題

都市化や高齢化の進行など社会状況が大きく変化し、災害や救急の態様も複雑多様に変わりつつあることから、各種災害などに迅速かつ的確に対応するため、専門的知識と高度な技術を有する人材の育成や資機材の整備などが重要となります。また、個人情報の秘匿化や災害情報のデータ伝送など、消防救急無線のデジタル化による通信の高度化が求められています。

救急体制については、救急救命士※の処置範囲の拡大が進められていることから、対応する救命士の養成を促進するとともに、医療機関との連携を強化する必要があります。

一般の方のＡＥＤ（自動体外式除細動器）の使用が認められ、施設への設置促進と、救命講習会による応急手当の知識と技術の普及を図る必要があります。

消防活動において大きな役割を担っている消防団については、常備消防との連携、効果的な訓練の実施や地域に密着した活動の展開を図るとともに、団員の確保や知識と経験の伝承が行える環境づくりが必要です。

核家族化、高齢化が進み、要援護者が増加していることから、自主防災組織などと連携し、地域防災力の向上を図る必要があります。

基本的方向

○複雑多様化する各種災害に迅速かつ的確に対応するため、消防体制の充実・強化を図ります。
○消防の広域化を推進し、より効率的で効果的な消防体制を構築します。
○消防救急無線デジタル化に向けて、関係機関と連携し、指令業務の共同運用と併せ効率的な整備を進めます。
○市民に対する防火意識の普及啓発を進めながら、地域ぐるみの自主防災組織と連携し、防火安全対策の強化を図ります。
○予防査察を強化し、安全管理対策の充実を図ります。
○消防団員の確保や、地域の防災力の強化に向けて消防団の充実を図ります。
○救急体制の充実に努めるとともに、市民を対象とした救命講習会を開催し、救命率の向上を図ります。

施　　策

消防体制の充実

○効率的で効果的な消防体制とするため、消防の広域化と通信指令業務の共同運用を進めるとともに、消防救急無線のデジタル化を推進し、通信指令業務の高度化を図ります。
○消防署大曲出張所の移転・整備を進め、消防車両の計画的な更新・整備を行うなど、消防・防災機能の強化を図ります。
○各種研修や訓練により消防団員の消防活動能力の向上に努めるとともに、消防団の活性化を図ります。
○消火栓や防火水槽などの更新・整備を計画的に進めます。

火災予防の推進

〇防火・防災意識の啓発に努め、高齢者や障がい者に対する防火対策や、自治会・町内会の活動の支援を行いながら地域の防災力の充実を図ります。
〇効果的な予防査察を実施するため、防火対象物や危険物施設のデータベースを活用し、事業所の適正な防火管理を推進します。
〇住宅用火災警報器に関する広報・普及活動を推進し、住宅への設置を促進します。

救急救命体制の充実

〇医療機関との連携を強化し、資機材の整備と教育訓練に努め、高度化する救急業務を適切に行える救急救命士※の養成などメディカル・コントロール体制を推進し、救急救命体制の充実を図ります。
〇新型インフルエンザなど感染症対応に必要な装備の充実を図ります。
〇市内事業所などにＡＥＤ（自動体外式除細動器）の設置を促進するとともに、救命講習会を開催するなど応急手当てに関する知識と技術の普及・啓発を促進します。

第６節　交通安全の推進

現状と課題

全国の交通事故による死者数は、道路交通法の改正や交通安全運動の積極的な推進により、平成１９年（2007 年）には５４年ぶりに5,０００人台まで減少し、平成２０年（2008 年）には、第８次交通安全基本計画の目標値である「5,５００人以下」を２年前倒しで達成しています。

北海道では、平成１７年（2005 年）から交通事故死亡者数ワーストワンを返上し、平成１８年（2006 年）からは毎年３００人以下で推移しています。これまでで最多となった昭和４６年（1971 年）の８８９人と比較すると７割以上も減少しています。

本市は、国道３６号・２７４号、道道江別恵庭線・栗山北広島線などの幹線道路が通っているため通過交通量が多く、交通事故の危険性が高い地域と言えます。

平成１９年（2007 年）から平成 21 年（2009 年）まで交通事故発生件数は 300 件を下回っておりますが、全国同様、事故に占める高齢者の割合が増加しており、高齢者の交通事故防止を重点とした交通安全教育の充実のほか、交通安全施設の整備にも努める必要があります。

基本的方向

○子どもから高齢者まで、それぞれの年代に応じた交通安全教育を推進し、交通安全意識の浸透を図ります。
○安全で快適な市民生活の実現をめざして、市民、企業、地域、関係行政機関が連携して、積極的に交通安全対策を推進します。

施　　策

交通安全意識の充実

○北海道や北海道警察及び交通安全関係団体等と連携し、通年運動や期別運動などを通じ、交通安全意識の浸透を図ります。
○交通安全意識の定着には幼児期からの交通安全教育が重要であることから、効果的な「交通安全教室」を継続して実施します。また、高齢者の事故が増加傾向にあることから、高齢者を対象とした啓発の拡充を図っていきます。

交通安全環境の整備

○だれもが安全に安心して通行できるよう、交通安全施設など交通環境の整備を促進します。

第７節　防犯対策の推進

現状と課題

全国的にも犯罪の凶悪化や低年齢化、自己中心的・短絡的な犯罪が発生していることから、防犯や暴力追放への市民意識が高まっています。

本市における犯罪件数は、数年前から減少に転じてはいますが、依然として車上狙いや子どもたちに対する不審者からの声かけなども後を絶たず、また、高齢者などを狙った振り込め詐欺なども手口が巧妙化しています。

市内の各地区では、自主防犯団体の結成や青色回転灯装着車両によるパトロール隊が発足するなど防犯意識が高まってきていることから、犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた総合的な取組みを推進する必要があります。

夜間における犯罪の防止と安全確保のため設置されている街路灯については、自治会などへの支援とともに、防犯のための環境を整備していく必要があります。

基本的方向

○「自分のことは自分で守る」という市民の防犯意識の浸透を図ります。
○「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域の防犯力を高める活動を支援します。
○市、市民、事業者及び関係機関の連携を強化し、「犯罪の起きにくいまちづくり」を推進します。

施　　策

防犯意識の普及啓発

○市民の防犯に関する知識の向上や自主的な地域活動を推進するため、広報活動などの充実により防犯意識の普及を図ります。
○街頭防犯啓発や市民大会の開催など、防犯活動団体等との連携による啓発活動を推進します。

犯罪が起きにくい環境づくり

○犯罪を誘発、助長させない環境をつくるため、公園や駐車場など公共施設の安全対策を進めるとともに、街路灯などの整備を支援していきます。
○身の回りの安全対策の取組みを奨励するとともに、児童生徒の通学時間帯における見守りなど、地域ぐるみの防犯活動を促進します。

第８節　消費生活の安定

現状と課題

商品の販売形態や契約方法の多様化などを背景に、訪問や電話での悪質な勧誘、インターネット※による有料サイト※の架空請求、振り込め詐欺など、いわゆる悪質商法による被害が急増する傾向にあります。

消費者としての正しい知識の普及や啓蒙を行い、消費者の利益保護と消費生活の安定と向上を図る必要があります。

市民の消費生活における被害を未然に防止するため、情報の提供や消費生活相談を実施していくとともに、消費者団体との連携を図りながら、積極的に消費者の意識改革に努める必要があります。

基本的方向

○市民の消費生活の安定と消費者保護のため、複雑多様化する消費生活に関する苦情や相談の適切な対応を図ります。
○消費生活に関する知識の普及など消費者教育の充実を図り、消費生活被害の未然防止に努めます。

施　　策

消費者教育の拡充

○消費生活に関する情報の提供や消費者教育を推進するため、消費者団体との連携を図りながら、知識の普及や啓発活動を拡充します。

消費者保護の推進

○市民の消費生活に関する諸問題に適切に対応するため、消費生活相談員の研修会等の充実により、相談員の資質向上を図るとともに、消費者保護を目的に各種活動を行っている消費者協会を支援します。

第４章　活気ある産業のまち

第１節　農業の振興

現状と課題

本市では、中核的な担い手である認定農業者数は、平成 22 年（2010 年）４月現在で 58 人であり、57%が 60 歳以上となっています。高齢化や後継者不足等による減少が予測されることから、担い手への効率的な農地集積を進めるとともに、離農者を充足できる新規就農者を拡大していく必要があります。また、さらなる規模拡大や多様化へ安定的に対応するため、個人的経営が主流となっている中核的農家の経営の集約化が望まれます。

優良農地として耕作されている農地及び関連施設は、持続性のある食料生産の基盤として、引き続き生産者や関係機関とともに維持保全していく必要があります。コメの生産調整では、転作率が７割を超え、畑作へ転換した転作田は排水性が低いため、土地改良等により生産性の向上を図る必要があります。離農者の増加により借り手のない農地が耕作放棄地として点在し、耕作地の減少に拍車をかけているため、多方面からの農業参入を視野に入れた農地利用の検討が求められています。

需要の高い市民農園や産地直売型農業、観光農園などの地域資源を活用し、都市住民との交流の場を広げることが求められています。

北広島市、江別市、恵庭市、千歳市を区域とする道央農業協同組合により、営農・生産・販売等の各種事業が多様に展開されており、今後も関係機関との連携を密にして広域的な農業振興に取り組むことが望まれます。

基本的方向

○担い手や後継者を育成・確保し、農業者の経営体質の強化を進めます。
○基盤整備等により、経営基盤となる優良農地の確保を図るとともに、農業関連施設機能の維持増進や農業災害の防止対策などを推進し、農業生産の安定を図ります。
○市民農園や農産物の直売などグリーンツーリズム※を進め、都市と農村の交流を深めます。また、大消費地に近い特性を生かし都市住民の需要に即した農業生産の振興を図ります。
○観光や教育、環境など他の分野と関連させ、複合的な要素により農業振興を図ります。
○関係機関、団体との連携を密にして財団法人道央農業振興公社による広域的な農業振興の取組みを進めます。

施　策

担い手の育成

○経営の規模拡大等に対応できる経営体の農業生産法人化、集団化、機械共同利用などを推進します。
○農業関係の教育研究機関との連携により担い手の育成を図ります。
○財団法人道央農業振興公社と連携し、認定農業者全体の経営規模を維持するとともに、新規就農者を育成し確保します。

農地の利用・保全

○経営基盤である優良農地や関連施設を維持保全し経営の安定化に努めます。
○農地情報システム等を活用し、効率的な農作業ができる広域的で面的な集積を進めます。
○耕作放棄地の解消に向け関係機関と協議し、農地の再生と有効利用を進めます。
○農業関連施設を健全に維持するため、関係機関とともに保全管理を行います。

都市住民との交流

〇地域資源でもある農業を通じ、都市住民との交流を広げる市民農園、直売所、観光農園、農家レストラン等の整備促進を図り、グリーンツーリズム※を推進します。
〇食農教室など地産地消※を推進し、消費者と生産者の交流を深めます。

生産・流通の振興

〇道央農業協同組合等と連携し、生産・流通や経営基盤の安定化など広域的な農業振興を図ります。
〇安全・安心な農産物の生産を推進します。
〇生産組織等と連携し、生産技術の向上や経営体質の強化を図ります。
〇土壌診断による適正な肥料利用等によりクリーン農業を推進します。

第２節　工業の振興

現状と課題

我が国は、グローバル化※した経済社会において、原油価格や原材料の高騰、米国発の金融危機を発端とした百年に一度と言われる経済危機の影響を受け、輸出産業を中心とした景気や雇用が低迷しており、本市においても工場の統廃合などの状況が現れています。

本市は道央圏の中心部に位置し、大消費地である札幌市に隣接していること、交通の便に優れていることなどから、平成 21 年（2009 年）現在、市内には工業団地を中心に約 300 社の企業が立地しており、中でも大曲地区の工業団地においては、道内主要新聞の印刷工場が集中する拠点となっています。

企業が社会的役割を果たし存続していくためには、企業の将来を担う有能な人材の確保が重要であり、技術力の向上や資格等の取得などの能力向上、働く者のモチベーション※の向上など人材の育成がますます必要となっています。

厳しい経済環境の中、本市の経済活動を活性化し工業を振興するためには、市内企業間の交流や連携の強化による情報の共有化などが求められています。

基本的方向

○企業が実施する人材育成への支援等により、地元企業の経営基盤の強化を図ります。
○技術力の向上や市内企業間における人・物・技術の交流の促進、地域と一体となった企業活動などに対する支援を強化し、経済活動の活性化につなげていきます。
○商工業振興基本条例に基づく商工業振興基本計画により、各種の施策を実行していきます。

施　　策

地元企業の育成

○人材の育成・確保を推進し、資質・能力・技術力の向上を図るため、能力開発セミナーや高度な技術取得のための人材派遣・研修など、企業が実施する人材育成事業を支援します。
○消費の拡大や地域の活性化を図るために、地元雇用の奨励と市内への移住・定住を促進するための支援を検討します。
○地元企業等の受注機会の拡大を図ります。
○北広島商工会が行う経営革新、創業支援、経営改善指導、金融斡旋などの事業を支援します。

市内での連携

○市内企業の活性化と工業の振興を図るために、市内立地企業で構成されている団体が行う地域活動等を支援するとともに、人・物・技術の交流や情報共有の機会の拡大を促進します。
○産学官の連携による研究開発を促進します。
○市民と市内企業との連携を促進するための環境整備を図ります。

第３節　商業の振興

現状と課題

長期にわたる日本経済の低迷の中、燃料の高騰や世界的な不況により、製造業の業績悪化、消費の落ち込みが顕著となっています。

中小企業信用保険法に基づき「特定中小企業者」の認定業種が拡充され、北海道の中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付」の利用者が大幅に増加しています。また、市の融資制度も貸付枠の拡大や新規融資メニューの追加など支援を拡充しています。

平成 19 年（2007 年）の商業統計調査では、本市の卸売業と小売業を合わせた年間販売額は、前回調査（平成 16 年（2004 年）実施）を上回り、卸売業、小売業ともに増加傾向にあります。平成 12 年（2000 年）の大規模小売店舗立地法の施行後、市内幹線道路沿いに大型店舗が進出し、新たな商圏の形成が見られます。平成 14 年（2002 年）以降は市外からの消費者を新たな商圏に誘導吸収したことにより、購買力流出額が減少傾向にありますが、耐久消費財等の購買は市外へ流出している傾向にあります。

平成 20 年（2008 年）12 月に実施した市民意識調査では、「買い物や娯楽の場が少ない」が２番目に多い不満となって表れています。

各商店街振興会、商工会部会の代表者及び市で構成する「商業活性化連絡会議」において、少子高齢化への対応策などについて意見交換や検討を行っています。

基本的方向

○活発な商業活動が展開されるまちとなるよう、商業活性化の促進や各地域商業の振興、商業経営の安定等を中心とした事業を展開します。
○商工業振興基本条例に基づく商工業振興基本計画により、各種の施策を実行していきます。

施　　策

各地域商業の振興･商業団体の育成

○地域の特性を生かしながら、消費者のニーズに応え、品揃えなどサービスの向上に努める商店街振興会を育成・支援していきます。
○各商店街振興会や商工会部会の代表者で構成する「商業活性化連絡会議」で、買い物不便者である高齢者等への対策などを検討します。

商業経営の安定

○中小企業や商店の経営安定と組織の育成・強化を推進します。
○地域商業の活性化のため、新たに進出する企業や創業者を支援します。
○中小企業者等の経営安定のため融資等を行うとともに、経済状況の変化に対応するため、貸付枠の拡充や資金メニューの創設等を検討します。
○北広島商工会が行う経営革新、創業支援、経営改善指導、金融斡旋などの事業を支援します。
○地域商店街振興会の組織化や共同化を支援します。

第４節　企業誘致・新産業の創出

現状と課題

北海道は全国に比べて人口減少や少子高齢化の進展が顕著であり、北海道経済を取り巻く環境も厳しくなってきていることから、自治体間の企業誘致競争が激化しています。

企業誘致に関する優遇措置の充実などにより、造成が進んでいる輪厚工業団地への積極的な企業誘致を行い、早期に完売することが求められます。

平成 20 年（2008 年）12 月に実施した市民意識調査の産業・雇用分野では、「安定した雇用の場の確保」への関心が最も高く、新たな雇用創出や地域活性化は、活力ある都市として持続的に発展していくためには不可欠な要素です。道内有数の地理的優位性を生かし、札幌都市圏における本市の役割を果たすために、環境問題や新エネルギー等に対応した次世代型の新たな産業への転換を視野に置き、新たな工業団地開発を検討する必要があります。

民間企業が所有している産業用分譲地の販売については、民間企業の情報や意向を的確に把握し、立地希望企業の紹介などの支援を引き続き実施するなど、企業誘致活動を協働で行う必要があります。

本市の経済が持続的に発展していくためには、企業誘致の推進とともに、本市を拠点として活動する企業や起業家の育成、多様な産業の創出が必要となっています。

基本的方向

○造成が進んでいる輪厚工業団地の企業誘致を推進するとともに、札幌都市圏に位置する地理的優位性を生かし、新たな工業団地の開発に取り組むなど戦略的な企業誘致により、活力ある都市の発展につなげていきます。
○市民起業家の育成、産学官の連携強化による新産業の創出などにより、地域経済の活性化を図ります。

施　　策

企業誘致の推進

○地域経済の活性化や雇用創出の場の確保など活力あるまちづくりを進めるため、進出企業に対する支援の拡充強化を図ります。
○人口集積地・札幌市に隣接する特性を生かし、環境・新エネルギーなど新しい時代に対応した産業構造への転換を視野に置くとともに、景観にも配慮した工業団地の開発に取り組みます。
○企業訪問や企業誘致イベントなどを活用し、企業の立地動向を的確に把握するなど、輪厚工業団地のＰＲや企業誘致活動を積極的に行います。
○民間企業所有の産業用分譲地の販売について、誘致活動で得た情報の提供や民間企業の販売手法を取り入れるなど、協働して企業誘致活動を展開します。

新産業の創出

○市民の起業やコミュニティビジネス※の創業、新産業の創出などを支援します。
○企業等の人材育成や商品開発のための講習、異業種交流を促進します。
○地産地消※や商品のブランド化を促進します。

第５節　観光の振興

現状と課題

本市の観光客の入込客数は、平成 19 年度（2007 年度）から増加しており、平成 21 年度（2009 年度）では約 80 万人となっています。観光客の大半が道内客で、日帰客の割合が高くなっています。今後は、道外客や海外客の誘致など滞在型観光への移行をめざす必要があります。

本市の特色である多彩なゴルフ場、初心者にも親しみやすいスキー場、温泉施設のリゾートの要素やグリーンツーリズム※などを積極的に PR し、観光客の増加に努める必要があります。

イベントや会議の誘致活動の積極的な推進により、コンベンション※開催機能を有するホテルを活用し、地域の活性化を図る必要があります。

石狩振興局管内８市町村は、国土交通省の認定を受け「さっぽろ広域観光圏推進協議会」を組織し、圏域内の宿泊客の増加、道内外や海外からの旅行者に魅力的な観光地域の形成をめざし活動しています。「さっぽろ広域観光圏整備計画」では、本市は滞在促進地区として都会である雰囲気を持ちながら豊かな自然に囲まれている地区と位置づけられています。

基本的方向

○観光資源の発掘・活用、観光情報のＰＲ、イベントやコンベンション※の充実などにより、交流人口や定住人口を増やすなど市の活性化を推進します。

施　　策

観光の振興

○市民、企業、行政の連携により、観光資源の発掘や整備、活用を図るとともに、積極的に観光情報を発信するなどＰＲ活動を推進します。
○観光パンフレット作成のほか多様な媒体を活用して効果的なプロモーションを展開し、市内外へのＰＲを積極的に実施します。
○滞在型観光への移行と宿泊客の増加をめざし、「さっぽろ広域観光圏推進協議会」や近隣自治体、民間事業者などと連携して事業を展開します。
○新たに策定する観光基本計画に基づき、観光の振興を図ります。
○市内のさまざまな地域資源を活用し発信するシティセールス※を展開し、交流人口や定住人口、企業等の増加を促進し、本市の活力向上を図ります。

イベント等の充実

○イベントやコンベンション※などの誘致により、交流人口を増やし、市の活性化を促進します。
○コンベンション※機能等を有する市内の公共施設や民間施設をＰＲします。
○観光協会が取り組んでいる「ふるさと祭り」や「ふれあい雪まつり」、「観光資源を活用した各イベント」などに対し支援します。

第６節　労働環境の整備

現状と課題

近年、景気低迷による企業倒産や雇用悪化が著しく、経済情勢はたいへん厳しい状況が続いています。働きたい人が働ける安定した雇用の確保、働く人が安全でゆとりを持って働ける労働環境の整備、快適な生活を送ることができる労働者の福祉向上を図るため、支援していく必要があります。

ハローワーク札幌東と共同で運営するジョブガイド北広島（地域職業相談室）により、職業相談や求人情報提供の利便性が向上しました。一層の PR 活動により利用者への周知を図るとともに、利用しやすい相談室づくりに努める必要があります。

高齢化社会を迎え、働く意欲をもつ高齢者の雇用、就業機会の確保が重要な課題となっています。

勤労者の福利厚生の増進のため、中小企業勤労者福祉共済会の支援を継続していく必要があります。

求人開拓、求人情報の提供、就職に有利な資格取得の支援など季節労働者を通年雇用化するための事業を展開する必要があります。

基本的方向

○高齢者の就業機会の確保・拡大や求職者への職業相談、職業紹介を実施します。
○働く人たちの勤労意欲の向上や職場定着化を図るため、福利厚生の充実など、よりよい労働環境の形成を支援します。

施　　策

就業機会の拡大と安定化

○雇用の確保を図るため、職業相談や求人情報の提供等を充実し、ハローワークと連携して地域職業相談室を引き続き運営していきます。
○シルバー人材センターの運営や受注機会確保への支援により、高齢者等の就業機会の拡大を図ります。

勤労者福祉の充実

○安心して働くことができる労働環境が整備されるよう、勤労者の労働条件を把握し、情報提供に努めます。
○生活の安定と快適な労働環境を確保するため、勤労者福祉共済制度による支援を引き続き実施します。

第５章　快適な生活環境のまち

第１節　市街地整備の推進

現状と課題

本市は、札幌市に隣接している地域性や高い交通利便性、恵まれた自然環境等の地域特性を生かしながら、良好な宅地の供給を図るなど市街地整備を促進してきました。しかし、少子高齢化の進展や厳しい社会経済状況などの影響により、既成市街地内において未利用の土地が散在する状況が見受けられることから、低・未利用地※の有効活用や土地の高度利用などを促進する必要があります。

宅地開発後、一定の年数が経過した住宅団地では、少子高齢化の進行による住民の年齢構成の偏りが顕著となってきており、多様な世代がバランスよく居住できる住宅団地づくりが今後の課題となっています。

商業・業務用地においては、店舗の撤退などにより機能が低下している地区や商業施設の立地が進んでいない地区があります。各地区における商業・業務施設などの都市機能の充実を図る必要があります。

市民や本市を訪れる人々にとってわかりやすいまちづくりを進めるため、計画的な町名・町界整備に取り組んできており、市街化区域 1,726ha のうち、町名・町界整備済区域は 1,471ha となっています。

ＪＲ上野幌駅周辺については、市街化区域編入の可能性を考慮しながら駅機能を生かした商業・業務施設などの立地誘導等を図る必要があります。

ＪＲ北広島駅西口の市有地（芸術文化ホール臨時駐車場）では、駅前にふさわしい活用が求められており、東口の駅前センター地区と商業・業務地区では、駅前にふさわしい商業・業務施設の誘導を図る必要があります。また、通勤通学者や公共施設利用者等の利便性を向上し、駅周辺に賑わいを生み出すため、交通結節機能※をさらに高める方策が必要となっています。

基本的方向

○都市構造の主要な要素である緑、土地利用、交通等を踏まえた将来都市像の実現に向け、近隣自治体や国・北海道との連携を図りながら、市民の意見を取り入れたまちづくりを推進していきます。
○ＪＲ北広島駅周辺は、広域的で多彩な交流や賑わいが生まれ、本市の活性化の中心的役割を果たすよう、商業・業務施設の誘導をはじめ諸機能の充実を図ります。

施　　策

市街地の形成

○少子高齢化や人口減少社会に向け、既存市街地における合理的な土地利用や既存公共施設などの有効活用を推進し、各地区の特性を生かして都市機能を充実します。
○多様な世代がバランスよく居住できるまちをつくるため、地域住民の合意形成を図りながら、柔軟で実効性のある土地利用のルールづくりを進めます。
○輪厚パーキングエリア周辺は、スマートインターチェンジ機能など地域特性を生かした土地利用について検討を進めます。
○市民や本市を訪れる人々にとって分かりやすいまちづくりを進めるため、町名・町界の整備や案内表示板等の設置を推進します。

○社会状況の変化に対応した都市計画マスタープラン※の見直しを行い、快適で魅力ある都市機能を持つ市街地の形成を進めます。
○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に対応する道路などの公共施設をはじめ住宅や商業施設等について、バリアフリー※化を促進します。
○北広島団地の活性化については、「多様な世代がいつまでも住み続けられること」、「将来、住民となる次世代のこと」、「北広島団地の魅力アップ」を基本理念とし、北広島団地活性化計画に基づく住民・事業者・行政等による取組みを推進します。
○輪厚工業団地については、交通の利便性などの立地特性をアピールして企業誘致を行い、工場などの建設を促進します。

駅周辺まちづくり

○交通機能の結節が良好なＪＲ北広島駅周辺では、エルフィンパークや文化施設、商業・業務施設などの諸機能を生かし、広域的な活動や交流の拠点として、市の顔にふさわしいまちづくりを進めます。
○自動車駐車場については、サービスの見直しや広域的なＰＲ活動などにより利用促進を図ります。
○自転車駐車スペースの需要予測や自転車駐車場の適切な管理により、自転車の利用を促進します。
○ＪＲ北広島駅東口では、地権者との協議を進め、地区計画による建築制限等の見直しなど柔軟な対応により、民間活力による商業・業務施設等の誘導を促進します。
○エルフィンパークでは、市民の交流やコミュニティ※活動を促進するため、多様な憩いと集いの場を市民に提供できるよう、利用の幅を広げ、賑わいのある活用を検討します。
○JR 上野幌駅周辺については、JR 千歳線や国道 274 号、厚別東通線の交通の利便性などを生かし、商業・業務施設等の立地を図ります。

第２節　居住環境の充実

現状と課題

市営住宅については、広島団地 90 戸と輪厚団地 30 戸の建替えを終え、西の里団地 78 戸は平成 22 年（2010 年）完了予定で整備中ですが、残る共栄第２団地 126 戸と北の台団地 16 戸は老朽化が進み、その改善が急がれています。

北海道は「北海道住生活基本計画」において大規模団地の再生を目標に掲げ、北広島団地での道営住宅管理戸数の縮小と再編を検討しています。

都市再生機構（以下「ＵＲ」という。）の賃貸住宅の再生・再編方針が平成 19 年（2007 年）12 月に示され、市内３団地のうち北進団地が「団地再生(集約化)」、若葉団地と駅前団地が「用途転換」に分類されました。

北広島団地のほか大曲や西の里地区の民間開発団地においても、居住者の高齢化が進んでいます。北広島団地では人口増加策として、２世帯住宅の建設促進や住宅リフォームの支援などの検討が求められています。

基本的方向

○市営住宅については、住宅マスタープラン※に基づいて建替えを進め、施設の長寿命化と居住環境の改善を進めます。
○少子高齢社会における市民の多様な居住ニーズに対応し、高齢者等の住替え支援やリフォーム情報の提供、ユニバーサルデザイン※の普及などを進めます。

施　　策

公営住宅等の整備促進

○市営住宅共栄第２団地と北の台団地を建替え、既存市営住宅の長寿命化と居住環境の改善を進めます。
○道営住宅やＵＲ賃貸住宅の再生・再編にあたっては、子育て世帯・高齢者・障がい者が住みやすい住宅となるよう、居住者との連携や情報共有などに配慮します。

多様なニーズへの対応

○住替え支援、リフォーム相談、福祉サービスとの連携、住宅融資制度の普及など多様なニーズへの対応を進めます。
○高齢者や障がい者をはじめだれもが安心して生活できるユニバーサルデザイン※の普及を促進します。

第３節　道路の整備

現状と課題

道路は、市民生活や経済活動を支える基本的な都市機能であり、都市活動を活発化させ、都市の発展の大きな原動力となります。

都市計画道路の羊ヶ丘通と大曲幸通については、都市計画マスタープラン※に基づき、都市計画の変更を行い、高台通については、長期未着手区間を見直した結果、一部区間を廃止する変更を行いました。第４回道央都市圏パーソントリップ調査※では、人口減少や少子高齢化の影響により将来の自動車利用台数は減少すると予想されていることから、長期未着手の都市計画道路の必要性を再検討する必要があります。

羊ヶ丘通については、国道 36 号との交点まで事業化され整備が進められていますが、今後、国道 36 号から先の事業化を図るためには、市道輪厚中の沢線からの延伸ルートを決定する必要があります。

平成 20 年（2008 年）12 月の市民意識調査結果では、生活環境における「安全・快適に移動できる道路の充実」の項目について、現状で満足している市民の割合は 35%で、今後重要であると回答した割合は４２%となっています。

市民生活に密着した生活道路の整備率は、平成 22 年（２０１０年）３月末現在で約 91%に達しています。各地区の均衡を図りながら整備を進めるとともに、老朽化の著しい道路についても計画的な再整備が必要となっています。

本市の道路橋の３割は高度経済成長期に架設されたものであり、今後、架設後 50 年以上経過する橋梁が増加します。このため、橋梁の長寿命化及び修繕や架替えに係る費用の縮減を図る「橋梁長寿命化修繕計画」の策定に向け、平成 20 年度（2008 年度）に市内の全橋梁 104 橋について遠望目視点検を実施しました。

基本的方向

○安全で快適な市民生活を確保するため、広域幹線道路や市内幹線道路、生活道路を整備するとともに、市道の適切な維持管理、計画的な改良や補修を進めます。
○高齢者や障がい者等も利用しやすい、道路・交通施設の整備と改善に努めます。
○都市活動の利便性を高めるため、広域幹線道路である羊ヶ丘通の整備促進を図ります。
○橋梁長寿命化修繕計画を策定し、老朽化した橋梁の長寿命化と修繕・架替えの費用縮減を図ります。

施　　策

市内幹線道路･生活道路等の整備

○道央都市圏の骨格交通網の一つである羊ヶ丘通の延伸ルートについて関係機関と協議を進めます。
○長期未着手となっている都市計画道路については、パーソントリップ調査※の将来交通需要予測や将来の土地利用などを勘案し、見直しを実施します。
○幹線道路等の舗装補修、生活道路の再整備、照明灯など道路施設の補修、街路樹のせん定や補植などを計画的に実施します。
○橋梁等について「長寿命化修繕計画」を策定し、改修等を計画的に進めます。
○高齢者や障がい者等に配慮した道路・交通施設の整備・改善を図ります。
○道路計画の基礎資料として活用するため交通量調査を継続的に実施します。

第４節　交通の充実

現状と課題

市内路線バスに関する市民要望は、北広島市地域公共輸送協議会でのバス事業者との協議により、一定の充足が図られてきました。最近は少子高齢化等の影響でバス利用者が減少しており、既存路線の安定維持が課題となっています。

地域交通システムについては、平成 19 年度（2007 年度）市民による検討委員会から「地域交通システムのあり方」について７項目の意見が提出されました。また、平成 21 年度（2009 年度）には市、利用者、交通事業者、関係機関などにより「北広島市地域公共交通活性化協議会」が設立され、今後、国の支援を受けて実証運行などが行われます。市内のバス路線は幹線道路を中心に整備が進んでおり、新たな交通システムを導入する際には、既存バス路線への影響を考慮する必要があります。

道道札幌恵庭自転車道線のうち、ＪＲ北広島駅から札幌市上野幌までの 8.1ｋｍの区間は平成 16 年度に完成し、エルフィンロードの愛称で親しまれ、サイクリングやマラソン、歩くスキーなどに利用されています。今後は、北広島市と恵庭市の間の整備を促進する必要があります。

南幌町、長沼町、由仁町、栗山町と本市が共同で取り組んでいる「道央馬追サイクルネットワーク構想」に基づき、広域的な観光や交流を促進する必要があります。市内のサイクリングルートについては、エルフィンロードや北広島幹線緑道と結節を図るとともに、道央馬追サイクルネットワーク構想とのネットワーク化について検討します。

雪国における除排雪は、冬期間の市民生活及び経済活動を支える上で、重要な課題の一つです。ライフスタイル※の変化や少子高齢化の進展に伴い、除排雪への市民ニーズは年々多様化しており、快適な生活環境を確保するためには、市民との協働による雪対策が必要となっています。

基本的方向

○バス交通に関する市民要望を踏まえ、バス事業者との協議によりバス路線の維持安定に努めます。
○交通弱者の移動の利便性の確保や地域間交通の促進を図るため、地域交通システムの検討を進めます。
○自転車の利用環境を整備し、利用を促進することにより、地域の活性化や観光振興に努めます。
○自然の恵みが感じられ、安全で快適な札幌恵庭自転車道線の整備を進めます。
○冬期間における安全で快適な生活環境を確保するため、総合的な雪対策を推進します。
○除雪体制維持のため必要な除雪車両の確保を計画的に進めます。

施　　策

公共交通の充実

○都市間交通網と市内交通網とのネットワークの充実を図ります。
○バス交通に関する市民要望を把握し、バス事業者との連携によりバス路線の維持安定に努めます。
○交通弱者の移動手段の確保や交通空白地域における移動手段の確保、市内各地区を結ぶ交通手段などについて検討します。

サイクリング・ネットワークの形成

〇環境にやさしい自転車交通の利用促進を図ります。
〇札幌恵庭自転車道線の整備を促進するとともに、歩行者交通の安全性と快適性に十分配慮し、人にやさしい歩道や自転車道の整備を進めます。
〇市民のレクリエーションや健康増進、余暇の活用、広域交流の場として、広域自転車専用道路の整備促進やサイクリングルートのネットワーク化を進めます。
〇南空知圏との広域的なサイクリングルートを形成する「道央馬追サイクルネットワーク構想」を推進します。

冬期間交通の確保

〇円滑で安全な冬期間の交通を確保するため、除排雪体制の充実を図るとともに路面凍結対策を強化します。
〇雪対策基本計画を策定し、市民との協働により雪対策を推進します。
〇円滑な除雪を行うため、適切な雪堆積場の確保を図ります。
〇市道排雪の支援については、制度の見直しを検討しながら普及拡大を図ります。

第５節　水道の整備

現状と課題

本市の水道事業は、昭和 38 年（1963 年）の簡易水道に始まり、市街地の拡大とともに給水区域を拡大し施設を整備してきました。平成８年度（1996 年度）には、現在の漁川を水源とする日最大給水量 24,000 ㎥に加え、千歳川に第２の水源を求め、日最大給水量 40,000 ㎥とする第５期拡張事業に着手しました。その後、平成 16 年度（2004 年度）に事業の再評価を行い、日最大給水量を 40,000 ㎥から 26,800 ㎥に下方修正して事業を継続するとともに、ライフラインの確保に努めています。

平成 20 年（2008 年）12 月の市民意識調査における生活環境分野では「衛生的な上下水道の整備」の満足度が最も高くなっています。

水道施設は施設整備から約 40 年が経過し、耐用年数を迎える配水管や配水施設の更新を計画的に進めるとともに、耐震性の高い構造とすることが求められています。

少子高齢化の進展や生活様式の変化などにより、今後、使用水量の減少が見込まれる中で、老朽化した水道施設の改修、新たな受水費用などの財源を確保しながら、良質な水を安定供給していく必要があります。

基本的方向

○水質の確保と水質検査結果の公表により、市民が安全で安心して利用できる水を供給します。
○市民がいつでも水が使えるよう、水を安定供給し、水道施設の耐震性の向上に努めます。
○将来も変わらず安定した施設の維持運営ができるよう、計画的な水道施設の更新や改良を行います。
○水の安定供給のため、健全な水道事業の経営を推進します。

施　策

水の安心

○安全で安心できる水を供給するため、水質監視や水質検査を実施します。
○水質検査計画を策定し、水質検査計画と検査結果を公表します。

水の安定

○水をいつでも使えるように、第５期拡張計画に基づく配水施設の整備を行い、水を安定供給します。
○災害に備えた配水池の耐震化や配水管の更新・改良に併せた耐震性の向上など、水道施設全体の安全性を高めます。

施設の維持

○長期的に安定した施設の維持運営ができるよう、老朽化施設の更新に努めます。
○耐用年数、漏水件数等の状況に基づく更新計画を策定し、効果的・効率的な更新を行います。

水道経営基盤の強化

○経営環境の変化や当面する課題に対応するため、より一層の計画的な財政運営に努め、経営基盤を強化します。

第６節　下水道の整備

現状と課題

本市の下水道は、道営北広島団地の開発を契機に昭和 45 年（1970 年）に着手して以来、快適で衛生的な生活環境の確保や河川等の公共用水域の水質保全を図るため、市街地を順次事業区域に編入し事業を進めてきました。

下水道事業の経営は「汚水私費・雨水公費」が基本であり、汚水処理については受益者負担が原則であることから、独立採算の基本原則のもと、適正な費用負担に基づく財源の確保に努め、今後も経営の健全化を図る必要があります。

下水処理センターについては、日最大 34,500 ㎥ へと処理能力の増強を進めており、今後も流入汚水量の推移に応じた改修等を検討する必要があります。また、生ごみに引き続き、し尿・浄化槽汚泥の受入れに向けて、バイオマス※利活用施設の整備を進めています。

下水道施設は、供用開始から約 40 年を経過し、老朽化が進んでいます。処理機能、処理能力の低下防止や、新たに「その他バイオマス※（生ごみ、し尿・浄化槽汚泥）」を受け入れることから、維持管理体制の充実とともに計画的な改修・更新を進める必要があります。

発生汚泥については、肥料として緑農地還元を行っていますが、生ごみや、し尿・浄化槽汚泥の受入れに伴う汚泥量の増加や成分変化に対応した活用方法を構築する必要があります。

し尿・浄化槽汚泥の処理については、道央地区環境衛生組合において１市３町による広域処理を行っていますが、供用開始から３０年余りが経過し、老朽化による処理機能や処理能力の低下が懸念されることから、下水処理センターに新たな処理施設の整備を進めています。

基本的方向

○快適で衛生的な生活環境を確保するため、汚水・雨水管の整備を進めます。
○下水処理センター機能の段階的な増強を図るとともに、バイオマス※利活用施設の整備を進めます。
○適正な施設管理を継続するため、維持管理体制の充実を図り、施設の計画的な改修・更新を進めます。
○下水道事業財政計画に基づき、経営の健全化に努めます。
○発生汚泥の活用方法を構築します。
○道央地区環境衛生組合が広域処理してきた「し尿・浄化槽汚泥」については、下水処理センターに新たにバイオマス※利活用施設を整備し処理するとともに、道央地区環境衛生組合については、組合の解散に向けて関係自治体と協議を進めていきます。

施　　策

下水道の整備と利用の促進

○道路整備等に合わせて、汚水・雨水管の整備を進めます。
○流入汚水量の状況に応じて、下水処理センター機能の段階的な増強を図るとともに、生ごみやし尿・浄化槽汚泥の受入れに対応するため、バイオマス※利活用施設の整備を進めます。
○施設の改修・更新計画を策定し、施設の延命化や工事の平準化に努めるとともに、維持管理体制の充実を図ります。
○施設の処理機能を保持するため、事業場などの排水の検査を実施し、水質基準を守るよう指導を徹底します。
○適正な費用負担に基づく財源確保や、施設の建設コストの縮減、バイオガスの利活用などにより、維持管理コストの軽減に努めます。

発生汚泥の有効利用

○新たに「その他バイオマス※（生ごみ、し尿・浄化槽汚泥）」を受け入れることから、発生汚泥の汚泥量増加や成分変化に対応した活用方法を構築します。

し尿・浄化槽汚泥の処理

○下水処理センターにバイオマス※利活用施設を整備し、「し尿・浄化槽汚泥」を受け入れ、処理します。

第７節　都市景観の形成

現状と課題

平成 16 年（2004 年）に国が景観法を制定し、平成 20 年（2008 年）４月には北海道が道内を包括する景観条例を制定し、北海道景観計画が策定されました。

北海道景観条例の基本方針は、都市と自然の調和がとれた良好な景観形成をめざすことであり、本市の景観形成の基本理念と合致することから、届出対象となる建築物等について、事案ごとに景観を阻害するか否かを判断していく必要があります。

景観に対する市民意識の向上を図るため、花のまちコンクール、花いっぱい運動、オープンガーデンなどの景観づくりの奨励事業を実施するとともに、身近にある景観への関心を高めるため、写真コンクールや絵画コンクールを開催してきています。今後は、より多くの市民の景観意識の向上を図るため、効果的な事業等を継続する必要があります。

基本的方向

○市民・事業者・行政の協働により、地域の個性や魅力を生かした魅力ある都市景観づくりを進め、快適で美しい北広島市を未来に伝えます。
○北海道景観条例に基づき、良好な景観を維持します。

施　　策

景観づくり

○市民の景観への意識向上を図る奨励事業や身近にある景観への関心を高める啓発事業を実施します。
○地域住民の合意形成を図りながら、地区計画の導入による良好な景観誘導を進めます。
○身近な森林や緑地などの緑を生かした景観づくりを進めます。

景観の維持

○北海道景観条例による規制の効果を検証しながら、景観を阻害する届出事案に対しては北海道へ反対意見を提出するなどして、良好な景観を維持・保全します。
○景観を阻害している違反屋外広告物の簡易除去を定期的に実施します。

第８節　情報化の推進

現状と課題

地方自治体間ネットワーク（略称「LGWAN」）が整備され、国や地方自治体、各種団体間のネットワーク化が進んだことにより、情報を電子データで交換する業務が急速に広がりつつあることから、電子自治体の構築が一層求められています。

これまでは、紙を媒体として市民から各種申請や情報を受けていましたが、業務の電子化が急速に進み、社会全体で紙文書を削減する方向で技術開発が進んでいます。

大容量のデータを送受信できるインターネット※接続が一般化したことにより、映像や音声などマルチメディアに対応した行政サービスの提供が可能となっています。インターネット※や携帯電話向けのコンテンツの拡充を図るなど、新しい通信媒体を通じて情報を発信できるような体制と環境づくりの取組みが必要となっています。

個人生活に関わりの深い、保健・医療・福祉・防災などの分野で情報化が進み、民間との情報連携も予想されることから、情報システムのより強固なセキュリティが求められます。

基本的方向

○高度な情報技術を活用した行政サービスにより、市民の利便性を向上します。
○電子自治体の構築を推進するとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じます。

施　　策

行政事務の情報化

○市民の利便性向上のため、情報通信基盤の高度化を図るとともに、官民が情報の連携に努め、各種手続きなどにおけるネットワークの利用促進を図ります。
○国や地方自治体間における電子情報の交換を円滑に行うため、行政手続きの電子化や業務処理の共同化を推進します。
○市役所内で分散稼動している小規模システムを集約するとともに、紙文書の電子化を進めて電子データによる事務処理範囲を広げることにより、事務の効率化とネットワークの高度化を進めます。
○自然災害に対応できる行政情報データセンター機能の構築、万一に備えた業務継続計画の策定、業務ネットワークの構築などを進めます。

情報化の環境整備

○個人情報の保護や情報セキュリティの確保など情報化の進展に伴う環境を整備します。
○多くの市民がインターネット※等を活用できるように知識や技能の普及を進めます。
○民間を含む外部組織との電子データによる情報連携の拡大が予想されることから、市民の情報を確実に守るセキュリティ環境を維持し、より機密性の高いシステムを構築します。
○市民と行政が相互に使えるサービスを拡大し、インターネット※上で市民も有効利用できる情報システムを構築します。

第６章　計画の実現に向けて

第１節　市民参加・協働の推進

現状と課題

人口減少や高齢化、地域経済の停滞、市民ニーズの多様化などの環境変化の中で、自治体は自己決定･自己責任の考え方を基本に市民と行政が対話を重ね､課題と目標を共有しながら地域独自の伝統、文化、個性などの資源を生かした地域主権型社会に向けて、主体的な行政運営ができる仕組みづくりが求められています。市民は積極的に自治体経営に参加するとともに、行政との協働を推進していく必要があります。

NPO 法の施行から 10 年以上が経過し、市民活動はますます活発になってきている一方で、活動拠点の確保や活動基盤が脆弱な団体への支援が求められています。

これからのまちづくりには、地域固有の特性・問題点や課題を明らかにし、主体的な創意・工夫のもと、地域に必要で最適な活動を市民自らが地域の担い手として実践する自立的なコミュニティ※が求められています。

町内会・自治会では、地域に共通するさまざまな課題をみんなで協力して解決し、快適なまちづくりをめざして自主的に活動していますが、未加入や未組織などの課題があります。

町内会・自治会の活動拠点には、地区住民センターと住民集会所がありますが、老朽化が進んでいる施設については改修が必要となっています。

基本的方向

○市民参加の基本原則や市民の役割、具体的な市民参加の対象や手続きの方法などを規定した市民参加条例に基づき、市民参加機会の拡大、市民の意向が市政に反映される市民自治によるまちづくりを推進します。
○協働指針に基づき、市民が主体となった公益活動団体（NPO※、公益法人、共益的団体など）と行政の協働を推進します。
○協働のパートナーとして自主性・自立性を尊重し、公益活動団体の活動を促進します。
○町内会・自治会等の活動を支援し、地域コミュニティ※の醸成を図るとともに、市民活動の拠点となる地区住民センターや住民集会所の環境整備を進めます。
○学校跡施設については、全市的な視点を持ちながら利活用を図ります。

施　　策

市民参加の推進

○市民参加の対象となる事業には、企画段階から、パブリックコメントや審議会委員の市民公募、ワークショップ、市民説明会などの参加手法を行い、市民が積極的に参加・参画できる機会の拡充を図ります。
○公共施設に市民参加の情報等をまとめて公表する常設の「市民参加コーナー」を整備します。
○市民参加推進会議において、市民参加の実施の評価、市民参加条例運用の評価・見直し等を行います。

協働の推進

〇行政と公益活動団体がお互いの領域を固定せず、社会状況の変化に対応した協働を推進します。
〇行政だけが担っていた事業の領域において、公益活動団体の専門性などを生かした事業の提案を募集し、市民ニーズに対応したきめ細かな公共サービスを提供します。
〇市民協働推進会議において、行政と公益活動団体との協働を中立的な立場で調査審議し、透明性、客観性を確保しながら協働指針に基づく協働を推進します。

公益活動の促進

〇公益活動団体の活動に対して公募型補助金を交付し、公益活動の活性化を図り、自立的な発展を促進します。
〇市民が安心して公益的活動を行うことができるよう、ボランティア保険制度を検討します。
〇NPO※入門講座の実施やNPO※法人の認証などの活動を支援するとともに、公益活動団体相互の組織的、人的ネットワークの拡大につながる交流機会を提供します。
〇市民に公益活動情報を発信することや団体相互の交流や日常のミーティング場所の提供、備品・機材の貸出しなど、活動に必要な支援機能を充実するために（仮称）公益活動センターを整備します。

地域コミュニティの醸成

〇地域コミュニティ※の醸成を図るため、町内会・自治会等の加入促進とともに、運営費の一部を助成し、自治会活動の支援を推進します。
〇地域コミュニティ※活動の拠点となる地区住民センター及び住民集会所は、市民の身近な活動の場として利用しやすい施設となるよう、老朽化を考慮しつつ計画的に改修を進めます。また、新たに発展が期待される地域への施設整備を検討します。
〇学校跡施設については、学校跡施設利活用計画を策定し、計画に沿った利活用を進めます。

第２節　平和と人権尊重社会の推進

現状と課題

本市は、昭和 63 年（1988 年）４月に平和都市宣言を行い、恒久平和の実現を願う市民の意思を表明しました。平成 20 年（2008 年）４月には、平和都市宣言 20 周年を記念して、平和市長会議に加盟しましたが、未だ世界の各地で紛争が絶えません。平和都市宣言に基づく、戦争のない平和な世界、平和の尊さ・大切さを次世代の人々に引き継いでいくことが、より一層求められています。

市民の人権に対する理解と認識は、さまざまな啓発活動を通じて深まってきています。しかしながら、今日の複雑な社会情勢を反映した学校や職場内でのいじめやハラスメント、差別など、人権に関する問題も存在しています。だれもが幸福で、生きがいのある生活を送るための人権が尊重される社会の実現をめざして、たゆまずに市民の人権意識の高揚を図っていく必要があります。

基本的方向

○平和都市宣言のまちとして、恒久平和の実現に努め、平和に対する市民意識の高揚・醸成を図ります。
○一人ひとりがお互いの人権や価値観を正しく尊重し合える人権意識の高揚を図ります。

施　　策

恒久平和の希求

○平和都市宣言のまちとして、戦争のない平和な世界の実現に向けて、市民一人ひとりが平和の尊さを強く認識し合い、平和の尊さ・大切さを次世代の人々に引き継ぐため、平和パネル展の開催など平和意識の啓発を推進します。
○平和意識の高揚・醸成を図るため、「平和の灯を守る市民の会」と連携して平和関連事業を推進します。

人権意識の啓発

○一人ひとりの個性や人格を認め、あらゆる分野で偏見や差別などをなくして、すべての市民が平等で暮らしやすい、人権尊重の社会を推進します。
○人権擁護委員との連携を強化し、学校や地域などでの人権教育・啓発活動を推進します。

第３節　男女共同参画の推進

現状と課題

男女が対等でお互い自立した人間として尊重され、性別に関わりなく個性と能力が発揮できる男女共同参画社会※を形成することが重要です。

本市では、「きたひろしま男女平等参画プラン」を策定し、「北広島市男女平等参画懇話会」と「北広島市男女平等参画推進会議」の推進体制により、意識啓発等の各種事業を実施し、プランの推進を図ってきました。

男女共同参画を推進する取組みとして、参画意識の普及啓発や子育て支援の充実が着実に進められてきていますが、固定的な性別役割分担意識（夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるなど）は、人々の意識の中に依然として根強く残っています。

市における各種審議会や各種団体の代表者等への女性参画を一層促進していくため、今後も「きたひろしま男女共同参画プラン（第２次）」のもと、男女があらゆる分野で社会の対等な構成員としてともに参画し、貢献できる環境づくりを進めていく必要があります。

基本的方向

○市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、家庭や地域、学校、職場などにおいて、性別に関係なく個性や能力が発揮できるよう男女共同参画の意識づくり、環境づくりを促進します。
○あらゆる分野における男女共同参画の視点に立った施策の実施のため、関係機関との連携や協働を図ります。

施　　策

男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革

○男女が互いに尊重し協力し合う社会の実現に向け、「きたひろしま男女共同参画プラン（第２次）」を基本に、情報紙の発行など男女共同参画に関する意識啓発や学習研修活動を進めます。

社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進

○市政への意見反映や協働のため、政策や方針決定過程への女性の参画の拡大を推進します。
○市民が性別や年齢に関係なく、お互いを尊重しながら、一人ひとりが個性と能力を発揮できるよう、まちづくりや地域活動への男女共同参画を推進します。

仕事と生活の調和が実現できる環境の整備

○家庭・職場・学校・地域等あらゆる分野において男女がともに参画できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）に向けた環境づくりを進めます。

あらゆる暴力根絶への取組み

○重大な人権侵害であるＤＶ（配偶者等からの暴力）などの暴力をなくすため、関係機関と協力して意識啓発や相談体制の充実を図ります。

第４節　行財政運営・行革の推進

現状と課題

社会経済情勢の変化、地域主権型社会の進展など自治体を取り巻く環境が変化する中、市民のニーズは多様化・高度化しています。

本市は、行政を取り巻く環境の変化に対応するため、行財政構造改革大綱に基づき、行財政構造改革・実行計画を策定し、政策評価の推進や市民参加・協働の推進、健全な財政運営の推進、行政運営システムの改革の推進の４つを基本目標とし、110 件の改革項目を掲げ行財政構造改革を進めてきました。平成 22 年（2010 年）３月までに 92 項目を実施し、使用料・手数料の見直しや家庭ごみの有料化など市民生活と関わりの深い改革や、市職員数の削減、給与の見直し、各種業務の外部委託などを実施しました。

平成１７年度（2005 年度）から本格実施した政策評価において、事務事業の見直しや拡大など、行財政運営に連動する評価システムの構築を進めてきました。また、平成１９年度（2007 年度）には学識経験者や市民による外部評価を取り入れ、評価の透明性や客観性の向上を図ってきました。

これからは限られた財源や人的資源を有効に活用し、民間の活力やノウハウを行政運営に生かすことがますます重要になります。一方、多様化、複雑化する行政課題などに対応するためには、簡素で効率的な行政組織の整備を進めるとともに、地域主権型社会の進展に対応できる政策形成能力や法務能力などを備えた職員を育成するなど、職員研修の充実を図り、職員の資質や能力の向上に努めていく必要があります。

市民サービスの向上とさらなる行政事務の効率化のため、また、現庁舎の耐震性からも新庁舎の整備に向けた総合的な検討が必要となっています。

基本的方向

○効果的・効率的な行財政運営を実現するため、総合計画と政策評価の連動を図り、計画・予算・評価など行財政運営の一元化をめざします。
○行財政改革を推進するとともに、行政組織の見直し、職員数の適正化、地域主権型社会での行政課題に的確に対応できる職員の育成などを推進し、より効果的･効率的な行財政運営に取り組みます。
○自主財源の確保を図りながら、限られた財源の重点的な配分などにより財政の安定的な運営を推進します。
○市民に親しまれ、安全で利用しやすい、景観や環境に配慮した新庁舎の整備に取り組みます。

施　　策

効率的な行財政運営

○総合計画・予算編成・事業実施・政策評価という一連のサイクルに基づく、効率的で効果的な行財政運営を進めます。
○外部評価の充実により評価の客観性や透明性を高めるとともに、評価事務の効率化や精度を向上させ、政策や予算への反映を促進します。

行財政改革の推進

○地域主権型社会の進展や高度化・多様化する市民ニーズに対応するため、行財政構造改革大綱の理念に基づき改革を推進し、自己決定・自己責任による行政運営、持続力のある安定した財政基盤を構築します。また、市民ニーズに基づいた事務事業の円滑な権限移譲を進めます。
○限られた資源を最大限に活用するため、政策評価の充実を図ることにより事業の「選択と集中」を進めるとともに、業務執行の効率化と官民の役割分担の見直しを進める中で民営化・委託化の推進を図ります。

健全な財政運営

○市税などの安定的な財源の確保を図るとともに、公共サービスのあり方や適正な受益者負担などの見直しを行い、事業の選択と限られた財源の重点的、効率的配分を進めます。
○積極的な財政情報の公開を進め、資産・債務の把握と財務諸表の充実を図り、市民の理解に基づく透明で健全な財政運営を推進します。
○市税等の収納率向上への取組みや、企業誘致の促進による雇用と税収の創出など安定した財源の確保を図ります。
○受益者負担、広告料収入、公募債などのほか、新たなアイデアやコスト意識に基づく民間経営の発想・改革手法を活用します。

行政サービスの充実

○簡素で効率的な行政運営による質の高い行政サービスの実現を図るため、行政の責任領域の明確化や市民との適切な役割分担を行うとともに、民間委託の推進や指定管理者制度の活用など民間活力の導入を進めます。
○総合的で横断的な行政を推進するとともに、窓口サービスのワンストップ化※などサービスの向上を図ります。
○エルフィンパーク交流広場の活用の方向を検討します。

組織・職員の活性化

○多様化、複雑化する行政課題などに適切に対応しながら、事務事業の見直しや簡素で効率的な行政組織の整備等を積極的に進め、適正な職員配置に取り組みます。
○多様な行政課題に対応できる人材を育成するため、人材育成基本方針に基づき、職員研修を計画的、効果的に実施し、職員の政策形成能力や法務能力などの向上を図ります。

新庁舎の整備

○市民に親しまれ、安全で利用しやすい市役所庁舎をめざして、景観や環境に配慮しながら、将来の行政需要の変化にも対応可能な新庁舎を整備します。

第５節　広域連携の推進

現状と課題

交通や情報通信基盤の進展により、通勤・通学・通院や日用品の買い物に至るまで生活圏や経済圏が行政界を越え広がっています。さらには人びとの価値観や生活様式の多様化に伴い、人・物・情報の交流が、これまでの生活経済圏域の枠を越えて活発化するとともに行政ニーズも多様化・広域化しています。

近隣自治体との協力がまちづくりには不可欠となっていることから、本市は、札幌広域圏組合や道央地区環境衛生組合などに参画し、さまざまな分野で構成団体に共通する行政課題に取り組んでいます。

観光、防災、環境、教育などさまざまな分野で各自治体が抱える共通の課題に連携して取り組み、今後とも地域の可能性を引き出すために一層の広域的な連携に努めていく必要があります。

基本的方向

○行政の広域的な連携により、人々の交流や観光資源等の魅力の発掘などを促進するとともに、共通する行政課題に取り組みます。

施　策

広域連携の推進

○行政サービスの向上を図り、さまざまな分野で各自治体が抱える共通の課題に対応するため、本市と密接な関係にある近隣の市町村と連携して、個々の自治体の特色を生かし、資源を補完し合いながら共通する課題に取り組みます。
○札幌広域圏組合などの持つ機能を活用し、効果的な広域行政を進めます。

国・道との連携

○市民サービス向上のため、国や道から情報を的確に把握するとともに、対等な立場で相互に連携を図りながら協力していきます。

第６節　情報公開・広報広聴の充実

現状と課題

市政の現況や制度等をわかりやすく市民に伝えるため、各種の情報手段を活用した広報機能の充実が求められており、市民が必要とする情報を、わかりやすく的確に伝える必要があります。市民と行政がパートナーシップによるまちづくりを進める上で、広報紙やホームページなどを充実し、市民と情報共有できる体制づくりが求められています。

個人情報を取り巻く環境の変化により、業務における個人情報の適正な取扱いを徹底するとともに、セキュリティポリシー※の充実に努める必要があります。

地域主権型社会への流れの中、地域が持つ環境や資源を活用して独自のまちづくりを進めていくことが求められています。近年、まちの良さを認識し、市民はもとより地域外にも市の魅力を発信していく総合的な取組みが必要となってきています。

市民と行政との共通理解を深め、協働によるまちづくりを進めるために、出前トーク※や出前講座※、市政懇談会を実施するとともに、市民の声などの各種広聴事業を通して、多様化する市民ニーズを的確に把握していく必要があります。

基本的方向

○市民と行政との情報の共有化をさらに進めるため、情報発信媒体・手法の充実を図ります。
○個人情報の適正な取扱いを徹底し、公文書や会議の公開など情報公開制度の充実を図ります。
○市民の意見等を適切に市政に反映するための広聴活動を推進していきます。
○市民生活やまちづくりに関する情報を的確に伝えるため、広報紙やホームページなど広報機能の充実を図ります。

施　策

情報の共有

○まちづくりや市政に関する情報は、個人のプライバシー保護に配慮した上での公文書や会議記録の迅速な公開、携帯電話や映像配信など多様な方法を工夫し、市民との情報共有を推進します。
○ホームページを用いた情報共有を進めるため、市民が文書検索対応可能な総合文書管理システムや、インターネット※を利用して有効活用できるような地図情報を検討します。
○民間を交えた市のセールスサイト※など、総合的に情報発信する方策を検討します。

情報公開制度の充実

○市民の知る権利を保障するとともに、市政への参加を促進するため、市民が利用しやすい情報公開制度を充実します。
○情報公開条例に基づき公文書や会議を公開し、市民の知る権利を保障します。

個人情報の保護

○本市が取り扱う個人情報について、保護する環境を徹底し、個人情報保護制度の充実を図ります。
○個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取扱いを啓蒙するとともにセキュリティポリシー※の充実を図ります。

広報広聴活動の充実

○市民生活に必要な情報やまちづくりに関する情報をわかりやすく的確に伝えるため、広報紙やホームページなどを充実し、広報機能の充実を図ります。
○まちの良さを認識し、市民はもとより地域外へ市の魅力をインターネット※や他のメディアで発信していくシティセールス※を推進します。
○広報紙やパンフレット、ホームページのほかコミュニティＦＭなど、多様な情報手段を使いながら行政情報を市民に分かりやすく的確に効果的に伝えます。
○多様化・複雑化する市民ニーズに的確に応えていくため、メールや郵送等でまちづくりに対する意見や要望を随時受け付けるとともに、市政懇談会や出前トーク※・出前講座※を実施し、市政に対する相互理解を図ります。

Ⅳ 各地区の基本方向

本市は、国道 36 号や国道 274 号、道道江別恵庭線や羊ヶ丘通等の広域幹線道路、道央自動車道、ＪＲ千歳線の沿線などの交通の利便性の高い地域に、国有林を取り囲む形で市街地が形成されています。これらの市街地を中心とした、東部地区、西部地区、大曲地区、西の里地区、北広島団地地区、それぞれの地区がもつ特性や機能を考慮しながら計画的なまちづくりを進めていきます。

1 東部地区

◆地区の概況

(1) 地勢

東部地区は、明治 17 年(1884 年)、一村形成の志を抱いた和田郁次郎ら広島県人の集団入植によって開拓が始まった本市発祥の地です。以降、ＪＲ千歳線や道道江別恵庭線が整備され、高校、大学、芸術文化ホール、図書館等の文教施設、市役所等の公共機関、金融機関、商業施設などが集積する市の中心的な地区として発展してきました。

市街地の近くには国有林をはじめとする豊かな森林が広がっており、自然景観や眺望に恵まれた場所に宿泊施設や温泉施設が立地しているほか、市街地内には輪厚川が流れており、親水空間化されています。

(2) 人口・世帯数

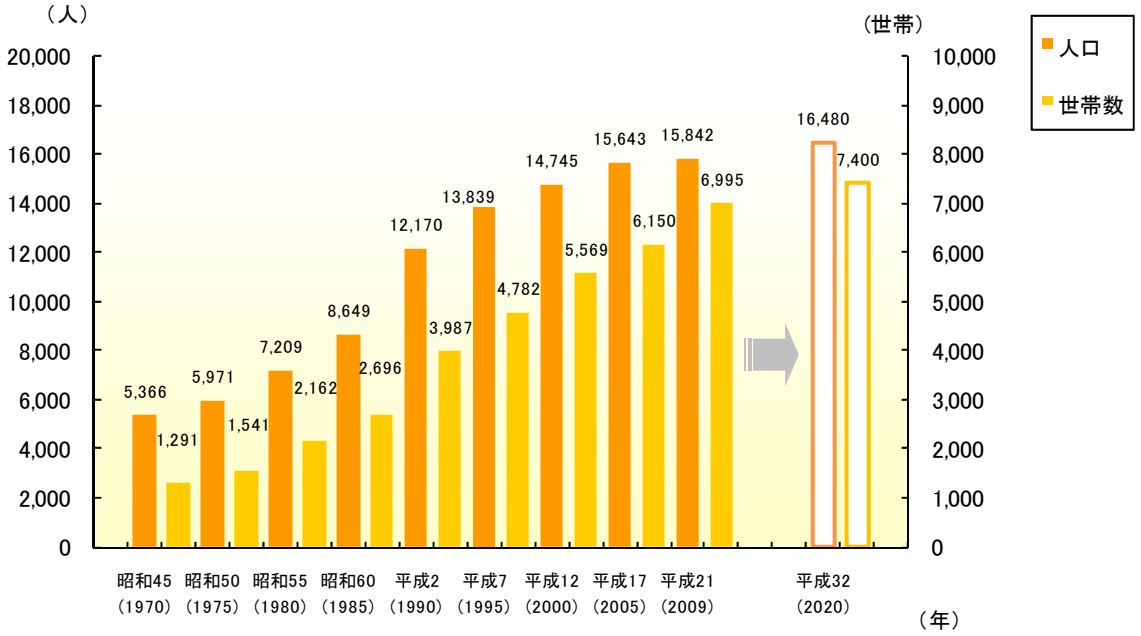

◆地区の基本方向

○広域的で多彩な交流や賑わいが生まれ、本市の活性化の中心的役割を果たすように、ＪＲ北広島駅周辺への商業・業務施設の誘導をはじめ、エルフィンパークや文化施設を活用した賑わいの創出、諸機能の充実などを図ります。

○市内や市外の住民同士が自然や文化、スポーツ、レクリエーションなどの活動を通して活発に交流できるよう、利用しやすい図書館環境づくり、芸術文化ホールの活用による芸術文化に親しむ環境づくり、総合体育館や自転車道などを活用した広域交流拠点の形成を図ります。

○東の里遊水地の利活用施設の整備検討、緑化センターの整備検討、運動広場の整備、市営住宅北の台団地と共栄第 2 団地の建替えなどを進めます。

2 西部地区

◆地区の概況

(1) 地勢

西部地区は、明治 6 年(1873 年)に開通した札幌本道（現在の国道 36 号）の沿道に集落が形成され、昭和後期からは民間の宅地開発などにより住宅地の整備が進み、人口が増加しました。この地区は、明治初期からの開拓の歴史をもつ地区であり、中山久蔵による稲作の成功を讃えた寒地稲作発祥の地の碑や旧島松駅逓所やクラーク記念碑など北海道の開拓史上、重要な史跡が保存されています。

地区を南北に道央自動車道、国道 36 号が通っており、北側には羊ヶ丘通の整備が計画されています。また、広域幹線道路の沿道という交通の利便性を生かし、輪厚工業団地の造成が進められています。

(2) 人口・世帯数

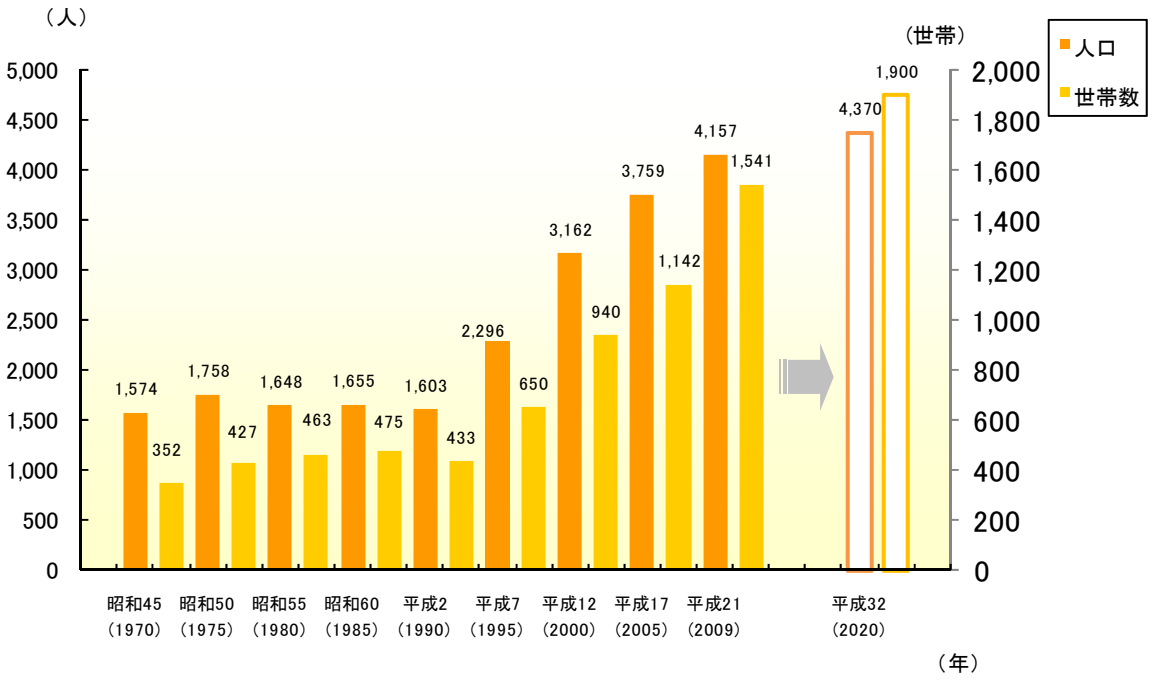

◆地区の基本方向

○旧島松駅逓所やクラーク記念碑、寒地稲作発祥の地の碑など歴史・文化財の保存と継承、河川整備などの治山・治水対策の推進、市有林の整備地域の拡大、豊かな自然を生かしたレクリエーション空間の創出などにより、人が訪れる地区の形成を図ります。

○都市機能の向上を図るため、計画的な土地利用を促進するとともに、広域幹線道路である羊ヶ丘通の整備促進を図り、輪厚パーキングエリア周辺のスマートインターチェンジ機能を生かした土地利用の検討を進めます。

○札幌都市圏に位置する地理的優位性を生かし、造成が進んでいる輪厚工業団地の企業誘致を推進します。

3 大曲地区

◆地区の概況

(1) 地勢

大曲地区は、明治 6 年(1873 年)に札幌本道（現在の国道 36 号）が開通し、現在の国道 36 号と道道栗山北広島線の交差点付近に集落が形成されました。昭和 40 年代から民間の宅地開発などにより人口が増加し、古くからの住宅地と新しい住宅地が混在する地区となっています。

地区内を南北に道央自動車道、国道 36 号、羊ヶ丘通などの広域幹線道路が通り、札幌市や新千歳空港などを結ぶ交通の要衝となっています。

昭和 39 年(1964 年)に企業立地が始まった大曲工業団地をはじめ、昭和 61 年(1986 年)に大曲新工業団地、平成 3 年度(1991 年度)に大曲第 3 工業団地の立地が始まり、恵まれた立地条件を生かし、現在約 206 社の企業が立地し操業しています。

(2) 人口・世帯数

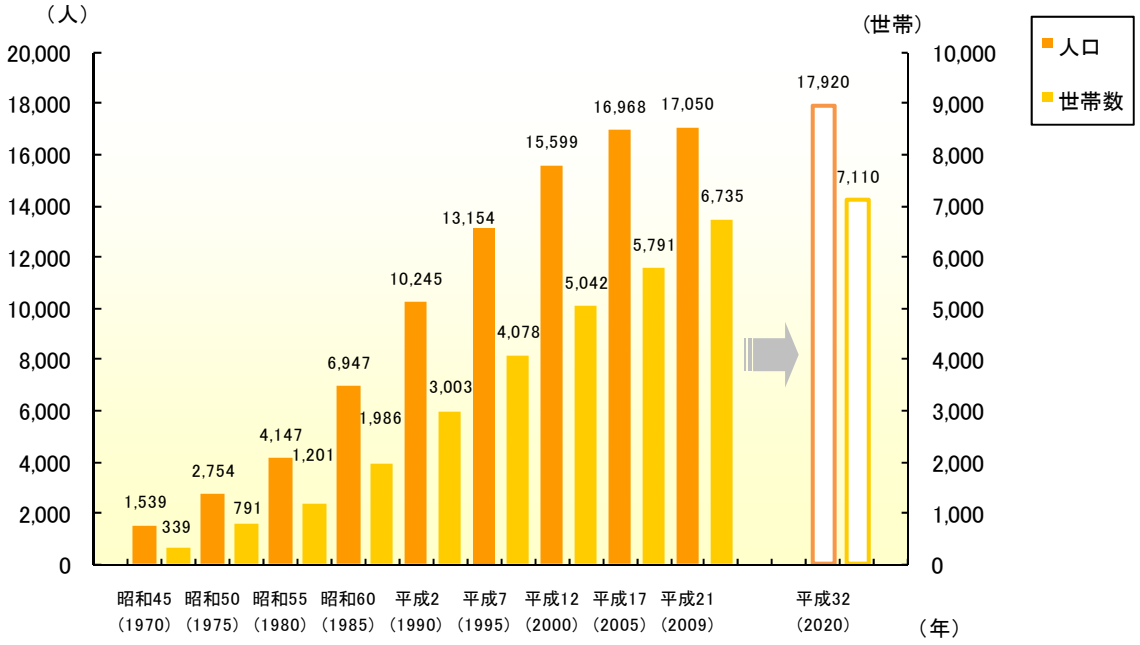

◆地区の基本方向

○市街地周辺の緑を保全しながら、良好な市街地環境の形成をめざす計画的な土地利用を促進し、生活道路等の再整備、市民農園・直売所・観光農園等によるグリーンツーリズム※の促進、だれもが安心して利用できる都市基盤整備の充実を図ります。

○広域幹線道路である国道 36 号の沿道において、商業・業務施設や軽工業・流通業務施設を誘致し、活気のある沿道環境の形成を図ります。

○保育園や学童クラブの充実、消防署大曲出張所の移転・整備、住民集会所の施設整備など利用者のニーズを踏まえた計画的な整備を推進します。

4 西の里地区

◆地区の概況

(1) 地勢

西の里地区は、明治 28 年(1895 年)頃からの入植により集落が形成されてきました。昭和 45 年(1970 年)からの西の里団地の造成を契機に計画的に住宅地が形成され、平成 8 年(1996 年)には土地区画整理事業による住宅地ができ、人口が増加してきました。

地区の南側には、江別市側から連なる天然記念物である野幌原始林を含む国有林が広がるなど、豊かな自然に囲まれた地区となっています。

国道 274 号沿いは、コンビニエンスストアなどの沿道型サービス施設が立地しています。また、通勤・通学等のためＪＲ上野幌駅の利用者が増えています。

この地区には特別養護老人ホームや児童養護施設など社会福祉施設が集中しています。このため、地域でともに支えあい生活するためのさまざまな事業やボランティア活動が展開され、福祉やノーマライゼーション※のモデル的な地区となっています。

(2) 人口・世帯数

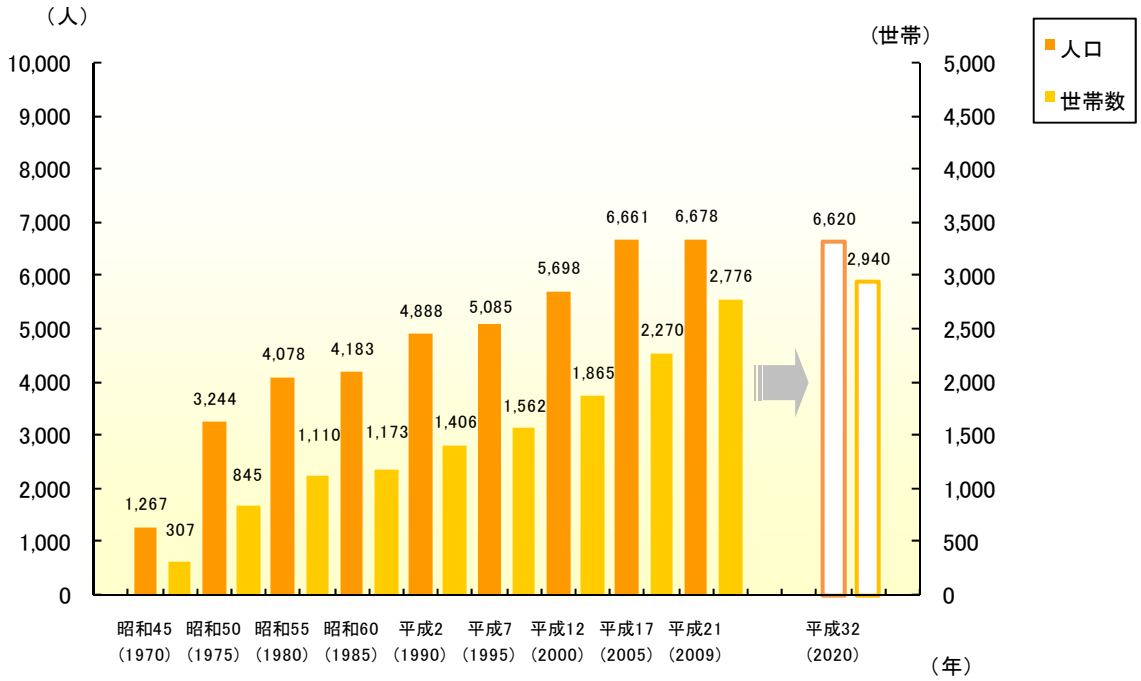

◆地区の基本方向

○計画的な土地利用や既存住宅地の整備を促進するとともに、住民の利便性向上のため、商業・業務機能の充実を図ります。

○各種の社会福祉施設が立地しているノーマライゼーション※の地区として、ともに支えあう地域づくり、人にやさしいまちづくりを積極的に進めます。

○ＪＲ上野幌駅周辺や国道 274 号の沿道については、交通の利便性などを生かし、商業・業務施設等の立地を図ります。

5 北広島団地地区

◆地区の概況

(1) 地勢

北広島団地地区は、北海道営の住宅団地として昭和 45 年(1970 年)に着工され、緑が豊かでゆとりある住環境を備えた住宅団地として成長してきました。

しかし、近年の少子高齢化の進展に伴い、住民の年齢構成が偏るなど、人口減少と高齢化が急速に進行しています。

地区内には総合公園や近隣公園、歩行者・自転車専用道路（トリムコース）などが整備されており、レクリエーションの環境が充実しています。

(2) 人口・世帯数

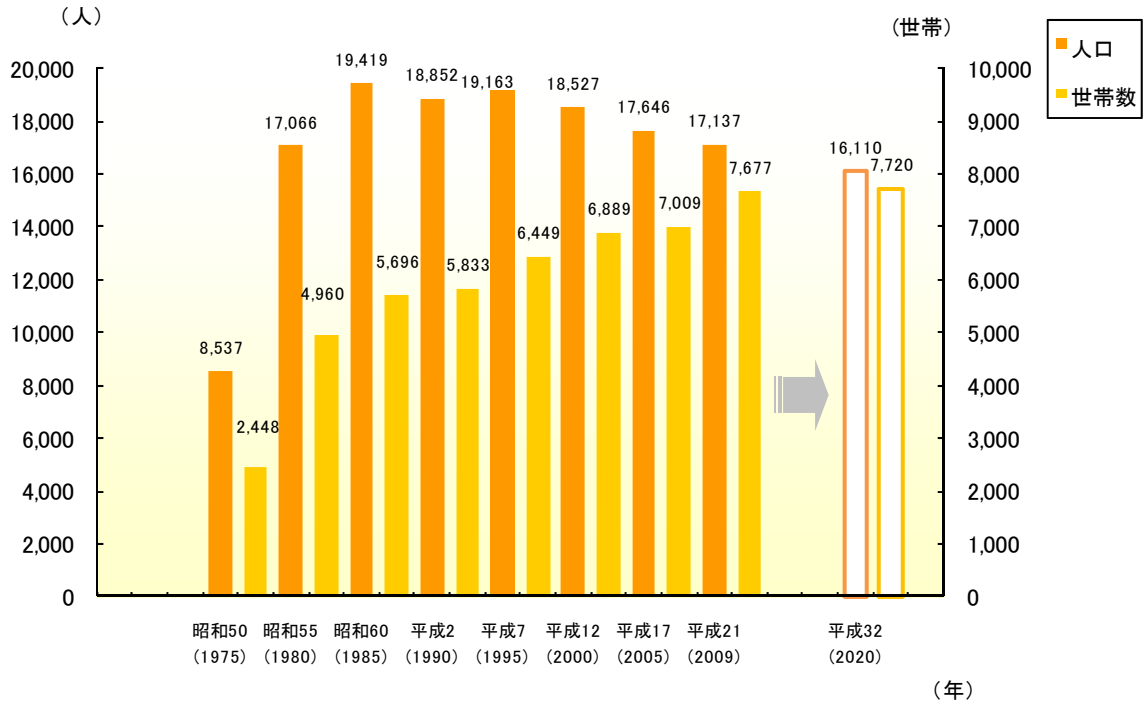

◆地区の基本方向

○多様な世代がいきいきと暮らしていけるよう、気軽に交流できる憩いの場や賑わいの創出を図ります。また、ＪＲ北広島駅周辺のエルフィンパークや商業業務施設などを活用した賑わいを創出し、市全体の中心としてまちの顔にふさわしい土地利用の推進を図ります。

○豊かな自然環境、良好な住環境、利便性の高い交通など北広島団地の良さを高め、さまざまな世代のニーズに対応した魅力ある地区をめざすため、北広島団地活性化計画に基づく住民・事業者・行政による取組み、道営住宅やＵＲ賃貸住宅の再生などを促進します。

○まちの担い手として新しい住民に移り住んでもらうため、次世代の人々が住んでみたい、住みたいと魅力を感じることができる地域づくりをめざし、リフォーム相談や住替え相談の充実、積極的なＰＲなどを進めます。

資　料

Ⅰ　総合計画指標

1　基本指標

指標名	指標の説明	現状			目標値 平成 27 年	目標値 平成 32 年	備　考
		数値	基準年	比較			
将来人口	市の総人口	60,864 人	H21		61,150 人	61,500 人	
年少人口	15 歳未満の人口	8,251 人	H21		7,180 人	6,360 人	
生産年齢人口	15 歳～64 歳の人口	39,812 人	H21		37,990 人	37,000 人	
老年人口	65 歳以上の人口	12,801 人	H21		15,980 人	18,140 人	
世帯数	市の総世帯数	25,724 世帯	H21		26,410 世帯	27,070 世帯	
合計特殊出生率※	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値	1.13	H19	国 1.34 道 1.19	1.16	1.19	

★表中の比較、備考欄で「国、道、類似団体」とあるのは、国や北海道及び類似団体が公表している値です。

2 健康・福祉分野

指標名	指標の説明	現状			目標値 平成 27 年	目標値 平成 32 年	備　考
		数値	基準年	比較			
がん検診受診者数	市民を対象として市が実施する胃がん(35 歳以上)、子宮がん(20 歳以上)、乳がん、大腸がん、肺がん、前立腺がん(それぞれ 40 歳以上)の年間検診受診者数	9,384 人	H21		11,200 人	14,000 人	
特定健康診査受診率	40 歳以上 74 歳以下の国保加入者に対する特定健康診査を受診した人数の割合	26.8%	H21	国 28.8% (H20)	65% (H24 年)	特定健康診査実施計画で定める	国が示す目標値 65% (H24 年値)
ボランティア団体数	ボランティア活動の普及・啓発など社会福祉協議会の事業に協力する社会福祉協議会登録団体数	16 団体	H21		17 団体	18 団体	
児童センター利用者数	児童センターにおける児童及び保護者の年間利用者数	24,281 人	H21		40,000 人	40,000 人	
障がい者地域生活支援施設利用者数	障がい者の地域での生活を支援する居住の場である、グループホーム、ケアホーム、福祉ホームの年間利用者数	86 人	H21		100 人	110 人	
居宅サービス利用者の出現率	介護保険第 1 号被保険者（65 歳以上）に対するホームヘルプサービスなど、居宅サービス利用者の割合	9.2%	H21	国 10.6% 道 10.4%	11.0%	12.0%	

3 教育・文化分野

指標名	指標の説明	現状			目標値 平成27年	目標値 平成32年	備　考
		数値	基準年	比較			
人が困っているときは、進んで助けたいと思う児童生徒の割合	児童（小学6年生)、生徒(中学3年生)に対するアンケートの結果	小 77.5% 中 74.9%	H21	国小 78.6% 国中 72.2% 道小 76.9% 道中 70.7%	小中 85%	小中 90% 以上	
家で学校の宿題をしている児童生徒の割合	児童(小学６年生)、生徒(中学3年生)に対するアンケートの結果	小 88.0% 中 86.9%	H21	国小 95.5% 国中 83.0% 道小 90.1% 道中 81.9%	小中 90%	小中 95% 以上	
運動・スポーツが好きな児童生徒の割合	児童(小学５年生)、生徒(中学2年生)に対するアンケートの結果	小 74.5% 中 60.0%	H21	国小 91.5% 国中 84.8% 道小 91.8% 道中 85.1%	小 85% 中 80%	小中 90% 以上	
小中学校耐震化率	建築基準法の耐震基準の改正があった昭和56年以前に建設された耐震化の必要な棟に対する耐震化実施率	55.7%	H21	国 67.0% 道 54.4%	100%	100%	
不登校児童生徒割合	文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に基づき、不登校を理由として30日以上の欠席をした児童生徒の全児童生徒に対する割合	0.99%	H21	国 1.15% 道 0.99%	0.95%	0.90%	
生涯学習振興会設置数	学びを通したコミュニティ※の活性化、人づくりのため地域住民が参画する生涯学習振興会の設置数	3 箇所 （西の里・大曲・西部）	H21		4 箇所	5 箇所	
旧島松駅逓所等入館者数	旧島松駅逓所と郷土史料収蔵室(東記念館)の年間入館者数	3,149 人	H21		6,000 人	6,500 人	
図書貸出数	市民１人あたりの年間図書貸出冊数（図書館・地区図書館）	8.94 冊	H21	類似団体 5.47 冊	9.0 冊	9.5 冊	
芸術文化ホール利用者数	芸術文化ホール(ホール・楽屋・ギャラリー・活動室・練習室)の年間利用者数	98,812 人	H21		110,000 人	120,000 人	
体育施設利用者数	総合体育館、各地区体育館、プール、テニスコート、緑葉公園野球場、自然の森キャンプ場の年間利用者数	255,693 人	H21		270,00 人	280,000 人	

4 環境・安全分野

指標名	指標の説明	現状			目標値 平成27年	目標値 平成32年	備　考
		数値	基準年	比較			
温室効果ガス排出量	市民１人あたりの年間温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算。市全体のエネルギー消費量から推計）	8.84 CO2-ｔ	H20		地球温暖化対策推進計画で定める	地球温暖化対策推進計画で定める	北海道の当面の目標 2020年において1990年比△4.5%
収集ごみ量	市民１人１日あたりのごみの排出量（市はH20年10月に家庭ごみの有料化を開始）	544 ｇ	H21	道 656g (H20)	610ｇ	610ｇ	有料化前 5年間の本市の平均排出量は769g
ごみのリサイクル率	ごみ排出量のうちリサイクルされた量の割合	22.1%	H21	道 19.4% (H20)	27.0%	27.2%	
公園等里親制度参加団体数	市民と市との合意に基づきボランティアとして公園等の清掃、美化を行う里親制度に参加する団体数	25団体	H21		30団体	35団体	
公共施設耐震化率	建築基準法の耐震基準の改正があった昭和56年以前に建設された市所有の建築物のうち、耐震改修が必要な施設に対する耐震化を実施した割合	50.8%	H21		90%	90%以上	国の目標 2015年において90%以上
自主防災組織率	全世帯数に対する自主防災組織が結成された地域の世帯数の割合	27.2%	H21	国 73.5% 道 48.8%	45%	70%	
火災発生件数	人口１万人あたりの年間の火災発生件数	4.9件	H21	国 4.1件 道 4.6件 (H20)	2.5件	2.0件	
救命講習会受講者数	救命講習会の受講者数（累計）	18,398人	H21		23,500人	31,000人	
交通事故件数	人口千人あたりの人身交通事故発生件数	4.1件	H21		3.6件	3.1件	
街路灯設置数	自治会等で整備や維持管理している街路灯数	6,052灯	H21		6,280灯	6,530灯	
自主防犯団体数	地域住民が自主的に防犯活動を行っている青色回転灯パトロール隊や見守り隊等の団体数	32団体	H21		34団体	36団体	

5 産業・労働分野

指標名	指標の説明	現状			目標値 平成 27 年	目標値 平成 32 年	備　考
		数値	基準年	比較			
認定農業者の経営総面積	効率的で安定した農業経営をめざす市内の全認定農業者が経営する農地面積	1,213ha	H21		1,213ha	1,213ha	
耕作放棄地面積	以前耕作地であった農地で、過去 1 年間以上作物を作付けせず、今後数年間の間に再び耕作する意思のない農地の面積	101ha	H21		70ha	40ha	
製造品出荷額等	工業統計調査による金属製品製造業など年間製造品出荷額等	655 億円	H20		687 億円	695 億円	
商業販売額	商業統計調査による卸売業・小売業の年間販売額	1,366 億円	H19		1,800 億円	2,000 億円	
観光入込客数	北海道観光入込客数調査による市内の観光地(ゴルフ場、ホテルなど)を訪れた年間観光客数	80 万人	H21	石狩振興局 2,360 万人 管内 5 位	90 万人	100 万人	
シルバー人材センター会員数	シルバー人材センターに登録している会員数	530 人	H21		600 人	650 人	

6 生活・都市分野

指標名	指標の説明	現状			目標値 平成 27 年	目標値 平成 32 年	備　考
		数値	基準年	比較			
市街化区域内の未利用可住地面積	市街化区域内で住宅を建築することができる空き地の面積	134ha	H20		125ha	116ha	
市営住宅建替え率	市営住宅 5 団地（広島団地、輪厚団地、西の里団地、共栄第 2 団地、北の台団地）340 戸のうち、建替えの必要な 324 戸に対する建替えの実施率	52%	H21		85%	100%	
市道改良整備率	市道の規格改良道路への整備率	88.4%	H21		89.1%	90.0%	
水道普及率	給水区域内人口に対する給水人口の割合	98.5%	H21	全国 94.2% 類似団体 95.8%	98.5%	98.5%	
配水管の耐震化率	配水管総延長に対する耐震性に優れた管の延長の割合	15%	H21		24%	31%	
下水道普及率	行政区域内人口に対する処理人口の割合	96.28%	H21	国 73.7% 道 89.1%	96.34%	96.46%	
行政手続き電子申請項目数	住民票交付申請などの行政手続きのうち、電子申請や届出によって利用できる項目数	7 項目	H21		10 項目	16 項目	

7 行財政運営・地域分野

指標名	指標の説明	現状			目標値 平成27年	目標値 平成32年	備　考
		数値	基準年	比較			
NPO※法人認証団体数	特定非営利活動促進法の規定に基づき認証された特定非営利活動法人（NPO※法人）で、市内に事務所を有する団体数	23団体	H21	恵庭市 10団体 千歳市 21団体	25団体	30団体	
自治会等加入率	全世帯数に対する自治会等に加入している世帯数の割合	77%	H21	石狩市 76% 恵庭市 70%	77%	77%	
附属機関への女性登用率	市の各種審議会等委員数に対する女性委員の占める割合	36%	H21		40%	50%	
市税収納率	市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税の現年度分の収納率	97.99%	H21	道内35市平均収納率 92.10%	98.12%	98.51%	
市ホームページ閲覧件数	市の公式ホームページ年間閲覧件数	39万件	H21		42万件	47万件	

Ⅱ　個別計画

（☆は平成 23 年度以降に新たに策定を予定している計画）

第１章　支えあい健やかに暮らせるまち

第１節　健康づくり・地域医療の充実

【市民環境部】
〇特定健診等実施計画（北広島市国民健康保険事業）
【保健福祉部】
〇北広島市健康づくり計画・健康きたひろ２１　　☆北広島市食育推進計画

第２節　地域福祉の推進

【保健福祉部】
〇北広島市地域福祉計画

第３節　子育て支援の充実

【保健福祉部】
〇北広島市次世代育成支援対策推進行動計画（後期）

第４節　障がい福祉の充実

【保健福祉部】
〇北広島市障がい者福祉計画・第２期障がい福祉計画

第５節　高齢者福祉・介護の充実

【保健福祉部】
〇北広島市高齢者保健福祉計画・第４期介護保険事業計画

第６節　社会保障制度の充実

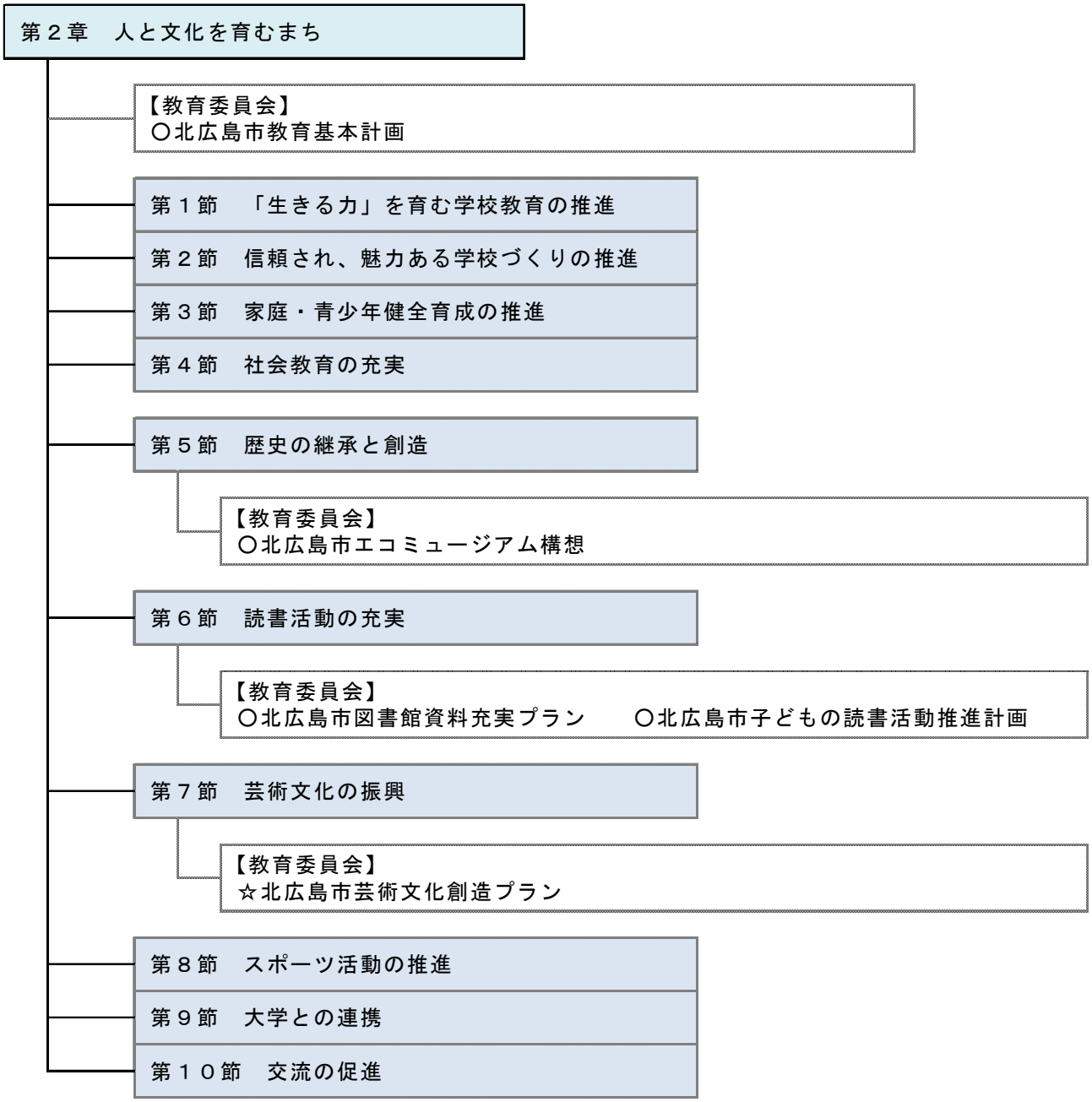
第２章　人と文化を育むまち
【教育委員会】
〇北広島市教育基本計画
第１節　「生きる力」を育む学校教育の推進
第２節　信頼され、魅力ある学校づくりの推進
第３節　家庭・青少年健全育成の推進
第４節　社会教育の充実
第５節　歴史の継承と創造
【教育委員会】
〇北広島市エコミュージアム構想
第６節　読書活動の充実
【教育委員会】
〇北広島市図書館資料充実プラン　　〇北広島市子どもの読書活動推進計画
第７節　芸術文化の振興
【教育委員会】
☆北広島市芸術文化創造プラン
第８節　スポーツ活動の推進
第９節　大学との連携
第１０節　交流の促進

第３章　美しい環境につつまれた安全なまち

第１節　環境の保全

【市民環境部】
〇北広島市環境基本計画
☆北広島市地球温暖化対策推進計画
〇市役所事務事業に於ける第２次地球温暖化対策推進実行計画

第２節　廃棄物対策の推進

【市民環境部】
〇一般廃棄物処理基本計画　　〇ごみ処理広域化基本計画

第３節　水と緑の空間の充実

【企画財政部】
〇北広島市緑の基本計画
【建設部】
〇森林施業計画　　〇北広島市公園施設長寿命化計画
【経済部】
〇北広島市森林整備計画　　〇北広島市森林整備事業計画

第４節　防災体制の充実

【総務部】
〇北広島市地域防災計画　　〇北広島市国民保護計画
〇災害時要援護者避難支援プラン
【建設部】
〇東の里地区遊水地利活用計画　　〇北広島市耐震改修促進計画
〇市有建築物耐震化推進計画

第５節　消防・救急体制の充実

第６節　交通安全の推進

【市民環境部】
〇北広島市交通安全計画

第７節　防犯対策の推進

【市民環境部】
〇北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画

第８節　消費生活の安定

第４章　活気ある産業のまち

第１節　農業の振興

【経済部】
〇農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想
〇北広島市農業振興地域整備計画　　〇北広島市酪農・肉用牛生産近代化計画
〇北広島市農村滞在型余暇活動機能整備計画

第２節　工業の振興

【経済部】
〇商工業振興基本計画

第３節　商業の振興

【経済部】
〇商工業振興基本計画

第４節　企業誘致・新産業の創出

第５節　観光の振興

【経済部】
〇さっぽろ広域観光圏整備計画　　☆北広島市観光基本計画

第６節　労働環境の整備

第５章　快適な生活環境のまち

第１節　市街地整備の推進

【企画財政部】
〇北広島市まちづくり指針　　〇北広島市都市計画マスタープラン
〇北広島団地活性化計画

第２節　居住環境の充実

【建設部】
〇北広島市住宅マスタープラン　　〇北広島市公営住宅ストック総合活用計画
☆北広島市公営住宅長寿命化計画

第３節　道路の整備

【建設部】
〇北広島市自転車利用環境整備基本計画　　☆北広島市橋梁長寿命化修繕計画

第４節　交通の充実

【企画財政部】
〇北広島市地域公共交通総合連携計画
【建設部】
☆北広島市雪対策基本計画

第５節　水道の整備

【水道部】
〇北広島市水道事業財政計画　　〇第５期拡張事業計画
〇老朽管更新事業計画　　☆北広島市水道ビジョン

第６節　下水道の整備

【水道部】
〇北広島市下水道事業財政計画　　〇北広島市公共下水道基本計画
☆北広島市下水道中期ビジョン　　☆下水道長寿命化計画

第７節　都市景観の形成

【企画財政部】
〇北広島市都市景観形成基本計画

第８節　情報化の推進

【総務部】
〇北広島市行政情報化推進計画　　〇北広島市情報セキュリティ基本方針
☆ICT分野における業務継続計画

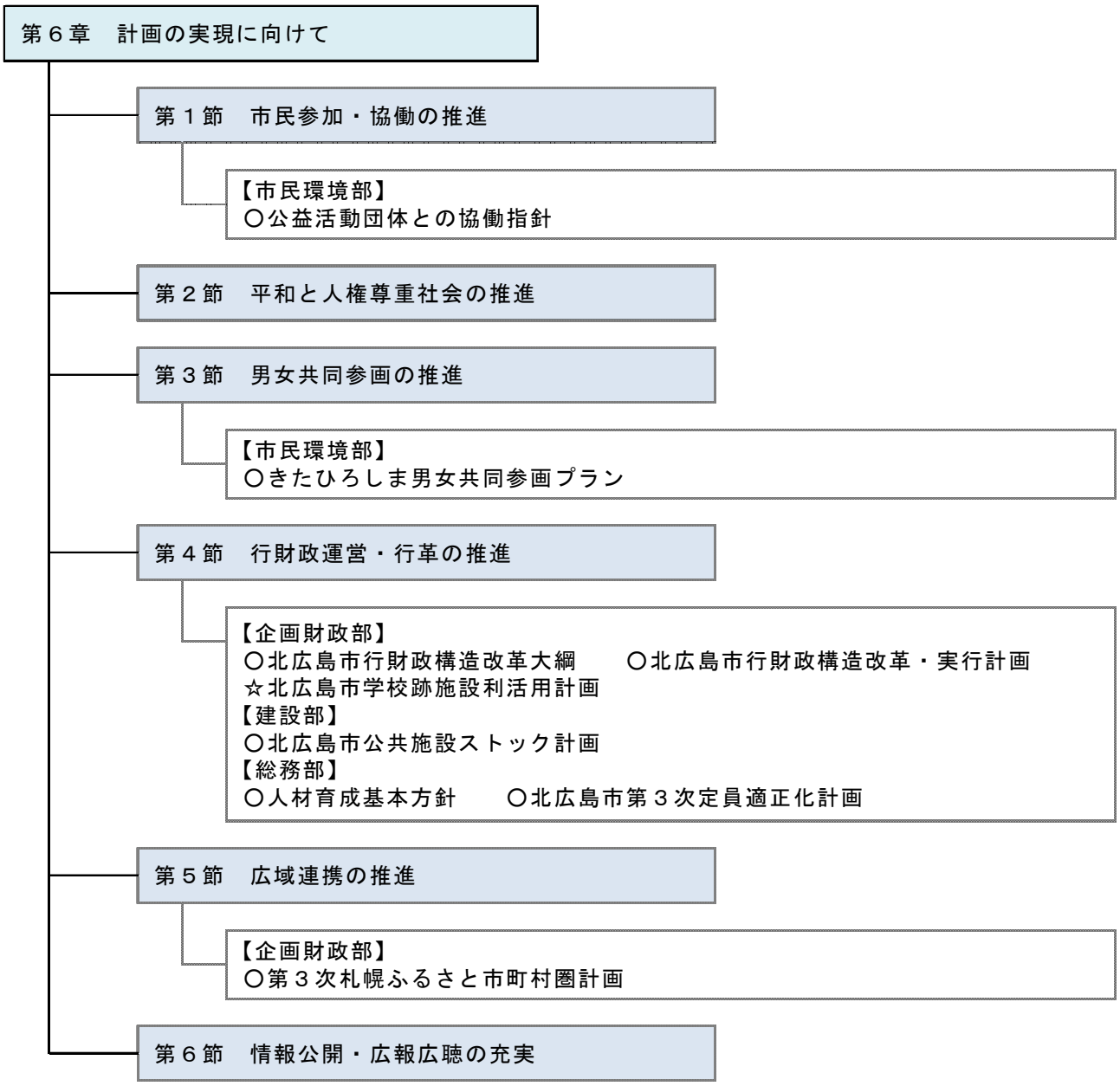
第６章　計画の実現に向けて
第１節　市民参加・協働の推進
【市民環境部】
〇公益活動団体との協働指針
第２節　平和と人権尊重社会の推進
第３節　男女共同参画の推進
【市民環境部】
〇きたひろしま男女共同参画プラン
第４節　行財政運営・行革の推進
【企画財政部】
〇北広島市行財政構造改革大綱　〇北広島市行財政構造改革・実行計画
☆北広島市学校跡施設利活用計画
【建設部】
〇北広島市公共施設ストック計画
【総務部】
〇人材育成基本方針　〇北広島市第３次定員適正化計画
第５節　広域連携の推進
【企画財政部】
〇第３次札幌ふるさと市町村圏計画
第６節　情報公開・広報広聴の充実

Ⅲ 総合計画の変遷

基本構想	西暦	基本計画	実施計画	年度
基本構想 昭和45年6月30日議決 目標年次：平成2年 「自然と創造の調和した豊かな都市」 ＜重点施策＞ ①高生産性産業の開発 ②交通・通信体系の確立 ③生活環境施設の基礎的設備 ④社会開発の整備	1970	**広島町総合開発計画** ＜基本計画＞ 昭和45年7月決定 昭和55年計画人口　55,000人	第1次5か年	S45 ▼ S49
			第2次3か年	S50 ▼ S52
			第3次3か年	S53 ▼ S55
	1980			
	1981	**広島町新長期総合計画** 昭和56年3月決定 人口フレーム　80,000人 平成2年計画人口　53,600人 ＜基本課題＞ ①自然の保護活用、ゆとりの確保 ②快適な生活環境を成熟 ③都市近郊型農業、工業生産機能 ④中枢管理機能を積極的に導入 ⑤文化・スポーツ・レク機能の拡大	第1次4か年	S56 ▼ S59
			第2次3か年	S60 ▼ S62
			第3次3か年	S63 ▼ H 2
	1990			
広島町2000年基本構想 平成2年9月18日議決 目標年次：平成12年 人口フレーム　90,000人 「自然と創造の調和した豊かな都市」 「心のふれあう確かな小都市」 ＜基本課題＞ ①文化の香り ②市制施行 ③産業構造変化への弾力的対応 ④福祉と健康 ⑤快適な生活環境 ⑥自然と緑を守り育てる	1991	**広島町第3次長期総合計画** 平成2年11月決定 平成12年計画人口　66,000人 **広島町⇒北広島市**	第1次4か年	H 3 ▼ H 6
			第2次3か年	H 7 ▼ H 9
			第3次3か年	H10 ▼ H12
	2000			
北広島市総合計画 ～きたひろしま21創造プラン～ **基本構想** 平成12年9月11日議決 目標年次：平成22年 人口フレーム　90,000人 平成22年計画人口　67,000人 まちづくりのテーマ 「自然と創造の調和した豊かな都市」 めざす都市像　「健康安心都市」 「交流文化都市」 「活力発展都市」	2001	**北広島市総合計画** ～きたひろしま21創造プラン～ **基本計画** 平成12年11月決定 ＜重点プラン＞ ①子育て支援プラン ②ともに支えあう地域プラン ③まちの顔づくりプラン ④共生の森プラン ⑤サイクリング・ネットワークプラン	第1次4か年	H13 ▼ H16
			第2次3か年	H17 ▼ H19
			第3次3か年	H20 ▼ H22
	2010			

北広島市総合計画（第5次）

基本構想 平成22年8月31日議決 目標年次：平成32年 平成32年将来人口　61,500人 まちづくりのテーマ 「自然と創造の調和した豊かな都市」 めざす都市像 「希望都市」「交流都市」「成長都市」	2011	**基本計画** 平成22年12月決定 ＜重点プロジェクト＞ ①子育て支援・人づくりプロジェクト ②にぎわい・魅力づくりプロジェクト ③住みたくなる地域づくりプロジェクト	**推進計画** 第1期3か年 第2期3か年 第3期3か年 ▼　毎年度 ▼　ﾛｰﾘﾝｸﾞ	H23 ～H25 H24 ～H26 H25 ～H27 ▼ ▼
	2020			

Ⅳ　市民参加の取組み

1　出前説明

２団体へ出前説明を行いました。

平成 20 年（2008 年）8 月 19 日　商工会工業部会　15 人

平成 22 年（2010 年）9 月 4 日　大曲創樹会　32 人

2　市民意識調査

平成 20 年（2008 年）9 月 1 日から 9 月 20 日までの間、男女 3,000 人を対象とした市民意識調査（アンケート）を行い、1,399 件の回答がありました。

3　公益活動団体意識調査

平成 20 年（2008 年）9 月 1 日から 9 月 20 日までの間、市内で公益活動団体として活動する 690 団体を対象とした公益活動団体意識調査（アンケート）を行い、444 件の回答がありました。

4　市民アイデア・提言の募集

平成 21 年（2009 年）1 月 15 日から 3 月 31 日までの間、応募はがきを印刷したパンフレットを市内の公共施設、高校、大学、専門学校、大型商業施設で配付しました。22 の個人や団体から 82 件のアイデア・提言が寄せられました

5　小中学生の作文・絵画の募集

平成 21 年（2009 年）7 月 24 日から 8 月 31 日までの間、市内の小学 4・5・6 年生と中学生を対象として、「未来のきたひろしま」をテーマに作文と絵画を募集しました。小学生の作文 191 点、絵画 149 点、中学生の作文 284 点、絵画 14 点の応募がありました。

6　市民説明会

平成 21 年（2009 年）11 月 11 日から 11 月 19 日までにかけて市内 5 か所で、総合計画素案の説明会を行いました。合計で 60 人の市民が参加しました。

11 日　北広島団地住民センター　12 日　西の里会館　13 日　輪厚農民研修センター

18 日　中央会館　19 日　ふれあい学習センター

7　商工会との意見交換

平成 21 年（2009 年）11 月 25 日に商工会で 22 人の役員、会員と意見交換を行いました。

8　道都大学生との意見交換

平成 22 年（2010 年）2 月 5 日に道都大学で 10 人の学生と意見交換を行いました

9　パブリックコメント

平成 22 年（2010 年）3 月 1 日から 3 月 31 日までの間、総合計画原案のパブリックコメントを行いました。7 件の意見が寄せられました。

10　総合計画フォーラム

平成 22 年（2010 年）3 月 11 日に芸術文化ホールで講演と市民の方を交えたパネルディスカッションを行い 134 人の参加がありました。

V 長期総合計画審議会

1 審議の経過

平成 21 年（2009 年）7 月 24 日から平成 22 年（2010 年）4 月 28 日までの間、公募委員 5 人を含む 30 人の委員により、のべ 31 回の会議の後、答申をいただきました。

平成 21 年（2009 年）

7 月 24 日　第 1 回全体会議（委員の委嘱、諮問、市の現況と次期総合計画の説明）
7 月 24 日　第 1 回環境・福祉部会
7 月 24 日　第 1 回教育・地域部会
7 月 24 日　第 1 回産業・都市部会
8 月 26 日　第 2 回全体会議（次期総合計画の基本的考え方、人口構成に関する説明）
8 月 26 日　第 2 回環境・福祉部会
8 月 26 日　第 2 回教育・地域部会
8 月 26 日　第 2 回産業・都市部会
9 月 4 日　第 3 回環境・福祉部会
9 月 4 日　第 3 回教育・地域部会
9 月 4 日　第 3 回産業・都市部会
9 月 24 日　第 4 回環境・福祉部会
9 月 24 日　第 4 回教育・地域部会
9 月 24 日　第 4 回産業・都市部会
10 月 6 日　第 3 回全体会議（将来都市像の審議、総合計画素案の審議）
10 月 20 日　第 1 回専門部会長会議（総合計画素案の審議）
10 月 28 日　第 4 回全体会議（総合計画素案の審議）
10 月 28 日　第 5 回環境・福祉部会
10 月 28 日　第 5 回教育・地域部会
10 月 28 日　第 5 回産業・都市部会
11 月 17 日　第 6 回環境・福祉部会
11 月 17 日　第 6 回教育・地域部会
11 月 17 日　第 6 回産業・都市部会
11 月 27 日　第 7 回環境・福祉部会
11 月 27 日　第 7 回教育・地域部会
11 月 27 日　第 7 回産業・都市部会
12 月 16 日　第 5 回全体会議（重点プロジェクトの審議）

平成 22 年（2010 年）

1 月 13 日　第 2 回専門部会長会議（総合計画原案の審議）
1 月 20 日　第 6 回全体会議（総合計画原案の審議）
2 月 3 日　第 7 回全体会議（総合計画原案の審議）
4 月 28 日　第 8 回全体会議（答申）

2 委員名簿

	氏　　名	所 属 団 体 等 （委嘱時点）	所属部会
会　　長	村　山　紀　昭	札幌国際大学長	教育地域
副 会 長	長　井　敏　行	北海道情報大学経営情報学部教授	◎環境福祉
職務代理	川　島　光　行	北広島市社会福祉協議会会長	環境福祉
委　　員	麻　生　昌　裕	北広島市自治連合会副会長	産業都市
委　　員	穴　田　廣　光	道央農業協同組合理事	産業都市
委　　員	伊　藤　　寛	道都大学美術学部教授	◎産業都市
委　　員	宇田川　留美子	北広島美術協会事務局長	教育地域
委　　員	内　手　　進	北広島市防犯協会連合会会計監査	環境福祉
委　　員	鵜　木　一　任	公募	教育地域
委　　員	遠　藤　智恵子	北広島消費者協会会長	産業都市
委　　員	大　川　壽　雄	北広島市自治連合会会長	環境福祉
委　　員	大　木　克　夫	北広島市工業振興会会長	○産業都市
委　　員	大　谷　惠　一	北広島市歯科医師会会長	環境福祉
委　　員	岡　　喜美江	北広島市体育協会副会長	教育地域
委　　員	岡　本　若　子	北広島市ＰＴＡ連合会副会長	教育地域
委　　員	桂　　裕　章	公募	教育地域
委　　員	菊　池　重　敏	北広島市自治連合会理事	教育地域
委　　員	小　池　隆　史	北広島商工会副会長	産業都市
委　　員	斎　藤　　洌	北広島医師会副会長	環境福祉
委　　員	三　瓶　　徹	北広島市社会福祉施設協議会会長	○環境福祉
委　　員	杉　本　　修	札幌学院大学経営学部教授	◎教育地域
委　　員	鈴　木　康　照	北広島市シルバー人材センター常務理事	産業都市
委　　員	冨　田　忠　行	北広島市文化連盟会長	教育地域
委　　員	根　岸　敏　子	エコ・パートーナーシップ北広島運営委員	環境福祉
委　　員	藤　野　伸　之	公募	産業都市
委　　員	槇　　武　弘	公募	環境福祉
委　　員	森　國　　聡	連合北海道北広島地区連合会長	産業都市
委　　員	森　永　正　造	北広島市民生委員児童委員連絡協議会会長	環境福祉
委　　員	吉　田　俊　一	公募	産業都市
委　　員	吉　田　正　男	北広島市幼稚園協会	○教育地域

（敬称略）

◎は部会長
○は職務代理

3　諮問書

北広総計第１６号

平成２１年７月２４日

北広島市長期総合計画審議会会長　様

北広島市長　　上　野　正　三

新しい長期総合計画について（諮問）

北広島市長期総合計画審議会条例第２条の規定に基づき、平成３２年度を目標年次とする新しい長期総合計画の策定について、貴審議会に諮問いたします。

（企画財政部総合計画課）

4　答申書

平成２２年４月２８日

北広島市長　上　野　正　三　様

北広島市長期総合計画審議会
会長　村　山　紀　昭

新しい長期総合計画について（答申）

平成 21 年 7 月 24 日に諮問のありました「新しい長期総合計画」について、本審議会では、これまで全体会議を 8 回、各専門部会（環境福祉部会・教育地域部会・産業都市部会）を 7 回、専門部会長会議を 2 回開催し、市民に分かりやすい計画、目標が確実に達成される計画という視点を中心として議論を重ねてまいりました。慎重に審議を行った結果、別添「北広島市総合計画（第 5 次）案」のとおり答申します。

総合計画の決定にあたりましては、この答申及び審議会での各委員の意見等に十分配慮されるよう要望いたしますとともに、「まちづくりのテーマ」と「めざす都市像」を実現するために、重点プロジェクトを軸として、総合計画を確実に推進されることを期待します。

また、各種施策の推進におきましては、市役所内部の横断的な連携強化を図るとともに、市民との協働による実行や進行状況の点検などを進めていくようお願いします。

【別添】北広島市総合計画（第 5 次）案

Ⅵ　市議会

1　総務常任委員会

平成 20 年（2008 年）6 月 20 日　総務常任委員会（策定方針について）
平成 20 年（2008 年）6 月 26 日　総務常任委員会（策定方針について）
平成 20 年（2008 年）12 月 15 日　総務常任委員会（市民・公益活動団体意識調査結果について）

2　総合計画特別委員会

平成 21 年（2009 年）6 月 11 日　特別委員会の設置（8 人）　第 1 回（骨子案について）
平成 21 年（2009 年）6 月 22 日　第 2 回　（総合計画策定に係る意見交換）
平成 21 年（2009 年）10 月 9 日　第 3 回　（都市基盤整備について）
平成 21 年（2009 年）10 月 29 日 第 4 回　（教育環境・小学校跡利用について）
平成 21 年（2009 年）11 月 20 日 第 5 回　（農業振興・市民生活について）
平成 21 年（2009 年）11 月 30 日 第 6 回　（行財政構造改革について）
平成 22 年（2010 年）2 月 4 日　第 7 回　（現実施計画との比較について）
平成 22 年（2010 年）3 月 25 日　第 8 回　（総合計画(第 5 次)原案について）
平成 22 年（2010 年）4 月 16 日　第 9 回　（人口推移、土地利用計画、市の役割について）
平成 22 年（2010 年）4 月 22 日　第 10 回（市民の暮らし、5 地区の発展について）
平成 22 年（2010 年）5 月 24 日　第 11 回（地方分権、委員長報告のまとめについて）

3　平成 22 年第 2 回定例会（6 月 4 日）

議案第 4 号　「北広島市基本構想の策定について」提案

4　基本構想審査特別委員会

平成 22 年（2010 年）6 月 4 日　特別委員会の設置（議長を除く 23 人）第 1 回（正副委員長の選任）
平成 22 年（2010 年）6 月 25 日 第 2 回（日程、審査方法の決定）
平成 22 年（2010 年）8 月 18 日 第 3 回（基本構想の審査）
平成 22 年（2010 年）8 月 19 日 第 4 回（基本構想の審査）
平成 22 年（2010 年）8 月 27 日 第 5 回（総括質疑、討論、採決）

5　平成 22 年第 3 回定例会（8 月 31 日）

第 2 回定例会議案第 4 号　「北広島市基本構想の策定について」議決

Ⅶ 庁内

1 庁議

平成 20 年（2008 年）6 月 2 日　　策定方針の決定
平成 22 年（2010 年）5 月 26 日　　基本構想案・基本計画案の決定
平成 22 年（2010 年）12 月 21 日　　総合計画（第 5 次）の決定

2 長期総合計画策定会議

平成 20 年（2008 年）7 月 16 日　第 1 回（総合計画策定スケジュールについて）
平成 20 年（2008 年）　8 月 8 日　第 2 回（市民意識調査及び現総合計画の点検の実施について）
平成 21 年（2009 年）1 月 5 日　第 3 回（市民意識調査及び現総合計画の点検結果について）
平成 21 年（2009 年）5 月 27 日　第 4 回（次期総合計画骨子案の審議）
平成 21 年（2009 年）7 月 28 日　第 5 回（審議会、議会特別委員会の設置について）
平成 21 年（2009 年）10 月 23 日　第 6 回（総合計画素案の審議）
平成 21 年（2009 年）12 月 17 日　第 7 回（将来人口、重点プロジェクトの審議）
平成 22 年（2010 年）1 月 15 日　第 8 回（総合計画原案の審議）
平成 22 年（2010 年）2 月 12 日　第 9 回（パブリックコメント案の審議）
平成 22 年（2010 年）4 月 7 日　第 10 回（土地利用構想図案の審議）
平成 22 年（2010 年）5 月 19 日　第 11 回（基本構想案・基本計画案、パブリックコメント結果の審議）
平成 22 年（2010 年）6 月 24 日　第 12 回（基本構想審査特別委員会の設置について）
平成 22 年（2010 年）11 月 17 日　第 13 回（総合計画（第 5 次）案の審議）

3 各部検討プロジェクトチーム

平成 20 年（2008 年）7 月 4 日　　各部検討プロジェクトチームの設置
平成 20 年（2008 年）8 月 18 日～9 月 19 日　　現総合計画の点検
平成 21 年（2009 年）1 月 5 日～2 月 20 日　　分野別計画案の作成
平成 21 年（2009 年）5 月 18 日～5 月 29 日　　分野別計画案のヒアリング
平成 21 年（2009 年）7 月 29 日～8 月 10 日　　分野別計画案の確認
平成 21 年（2009 年）10 月 19 日～10 月 21 日　総合計画素案の確認
平成 21 年（2009 年）10 月 23 日～10 月 26 日　総合計画素案の確認
平成 21 年（2009 年）12 月 21 日～1 月 6 日　　総合計画原案の確認
平成 22 年（2010 年）2 月 9 日～2 月 12 日　　総合計画原案の確認
平成 22 年（2010 年）5 月 19 日～5 月 25 日　　基本構想案・基本計画案の確認
平成 22 年（2010 年）9 月 2 日～9 月 30 日　　総合計画（第 5 次）案の確認
平成 22 年（2010 年）11 月 4 日～11 月 8 日　　総合計画（第 5 次）案の確認
平成 22 年（2010 年）11 月 17 日～11 月 26 日　総合計画（第 5 次）案の確認

4 次期計画策定の基礎調査

平成 20 年 6 月 20 日から社団法人北海道未来総合研究所に委託して次期総合計画策定の基礎資料となるデータ、現総合計画の点検、将来推計人口、将来産業構造推計などについて調査しました。

Ⅷ　関係規定等

1　北広島市長期総合計画審議会条例

（昭和 54 年 3 月 16 日　条例第 1 号）

（設置）

第 1 条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、北広島市長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条　審議会は、市長の諮問に応じ、市の長期総合計画に関し必要な事項について審議する。

（組織）

第 3 条　審議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

2　委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、必要のつど、市長が委嘱する。

3　委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長及び副会長）

第 4 条　審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4　会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条　審議会の会議は、会長が招集する。

2　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　会長は、会議の議長となる。

4　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 6 条　審議会は、会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（専門部会）

第 7 条　審議会は、専門的な事項を審議するため必要があるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2　部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3　部会に部会長を置き、部会長は、部会委員の互選によってこれを定める。

4　部会長は、部務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を審議会の会議に報告しなければならない。

5　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

6　前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

（委任）

第 8 条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 62 年条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 11 年条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

2　北広島市長期総合計画策定会議規程

（昭和 55 年 2 月 14 日　訓令第 2 号）

（設置）

第 1 条　市の長期総合計画（以下「総合計画」という。）について、計画案の策定及び調整等に関し、その円滑な推進を図るため、北広島市長期総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条　策定会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)　総合計画基本方針案の策定に関すること。

(2)　総合計画原案の策定に関すること。

（組織）

第 3 条　策定会議は、委員長及び委員 9 人で組織する。

2　委員長は、副市長をもって充てる。

3　委員は、職員のうちから市長が任命する。

（委員長）

第 4 条　委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条　策定会議は、必要のつど、委員長が招集する。

（関係職員の出席）

第 6 条　策定会議において、事案検討のため必要があるときは、委員長は、その事案に関係のある職員に対し、策定会議に出席を求めることができる。

（幹事及び計画主任）

第 7 条　策定会議に幹事及び計画主任を置き、職員のうちから市長が任命する。

2　幹事及び計画主任は、策定会議の事案に係る調査、検討、資料収集その他の事務に従事する。

（委任）

第 8 条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この訓令は、昭和 55 年 2 月 15 日から施行する。

附　則（昭和 55 年訓令第 16 号）

この訓令は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（昭和 62 年訓令第 20 号）

この訓令は、昭和 62 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（平成 17 年訓令第 14 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成 19 年訓令第 3 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 20 年訓令第 11 号）

この訓令は、平成 20 年 6 月 6 日から施行する。

附　則（平成 22 年訓令第 3 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅸ 用語解説

【あ行】

インターネット P35･55･73･81･82･113	世界中のコンピュータ・ネットワークを相互に接続した世界規模のコンピュータ通信網。
ＳＯＳネットワーク P29	認知症等で外出したまま自宅に戻れなくなるなど行方不明になった場合、一刻も早く無事に発見・保護するため、地域の関係機関の協力や情報伝達を図るための連絡体制のこと。
ＮＰＯ P23･24･29･43･46･74･75･94･112	英語の Non‐Profit Organization の略。営利を目的としない民間組織。

【か行】

合併浄化槽 P46	し尿と生活雑排水を合わせて処理し、公共下水道以外に放流するための施設。
救急救命士 P51･52	厚生労働大臣の免許を受けて、救急車等が現場から病院に到着するまでの間、医師の指示の下に、救急救命措置を行う者。
グリーン購入 P45	商品やサービスを購入する際に、価格、機能、品質等だけではなく、環境を考慮して、環境に与える影響のできるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。
グリーンツーリズム P19･56･57･61･85	農山漁村地域などにおいて、農林漁業体験や地域の自然や文化にふれ、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
グローバル化 P7･58	世界的規模に広がること。政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大すること。
合計特殊出生率 P6･88	1 人の女性が一生の間に平均何人の子どもを産むかを示す指標で､15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生数を合計した数値。
交通結節機能 P44･63	自転車、自動車、バス、鉄道など異なる交通手段を相互に連結させることによる、乗り換え機能や拠点形成機能などのこと。
コミュニティ P20･36･48･64･74･90	地域社会や共同体。人々が共通の意識をもって生活を営む地域または集団などのこと。
コミュニティビジネス P19･29･60	地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネス的な手法を用いて解決しようとする取組み。
コンベンション P19･61	多くの人が集まる大会や会議、展示会などのこと。

【さ行】

シティセールス P61･82	都市の魅力や個性を発掘・育成し、発信することにより、都市のイメージやブランド力を向上する取組み。

児童館 P18･25･26	児童の遊びを通じて健全の増進や親子活動などにより情操を豊かにすることを目的とした児童厚生施設。
住宅マスタープラン P65	地方自治体が地域における住宅政策を総合的に展開するために策定する計画のこと。
循環型社会 P6･45･47	環境への負荷を小さくするため、資源リサイクルなどを推進し、人間の活動により生じる物資を自然界の中で循環できるようにする社会。
食育 P32	さまざまな経験を通して、食に関する知識や食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること。
スローライフ P7	スピードや効率を重視した現代社会とは対照的に、ゆったりとマイペースで人生を楽しもうという生活様式。
セールスサイト P81	観光や物産、イベントなどの地域情報を発信して、まちをＰＲするためのホームページのこと。
生活習慣病 P22	成人期後期から老年期にかけてり患率、死亡率が高くなる慢性疾患（糖尿病、高血圧など）の総称。
セキュリティポリシー P81	情報システムや紙媒体等における情報の保護において、統一的な判断基準を定めたもの。

【た行】

ダイオキシン類 P45	燃焼や化学物質製造の過程などで生成されるポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン（ＰＣＤＤ）、ポリ塩化ジベンゾフラン（ＰＣＤＦ）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーＰＣＢ）の総称。
男女共同参画社会 P77	男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、ともに責任を担いつつ、性別にとらわれることなく、あらゆる分野でその個性と能力が発揮できる社会。
地域コミュニティ P6･20･37･45･74･75	地域におけるさまざまな共同体のことで、町内会や自治会、一定のテーマや目的を持った集まりや団体など。
地域経営 P1	市民や事業者、ＮＰＯ※、行政など多様な主体が、地域の資源（人、自然、知識、資本など）を生かして、お互いの責任と役割を果たしながら地域づくりや運営していくこと。
地域包括支援センター P28	地域の高齢者に対する地域支援の相談、高齢者の権利擁護、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う機関。
地球温暖化 P3･6･7･45	石油等の化石燃料の燃焼などにより大気中の二酸化炭素等が増加し、地表から放出される赤外線を吸収することにより、地球の温度が上がる現象。
地産地消 P19･57･60	地域で生産されたものを地域で消費すること。
低炭素社会 P45	二酸化炭素などの温室効果ガスの排出が少ない社会。

低・未利用地 P11･13･63	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。
出前講座 P50･81･82	北広島市の仕事に関する講座メニューについて、担当職員が市民の集まりに出向いて説明をする講座。
出前トーク P81･82	市長が市民の集まりに出向き、市政に関するテーマについて意見交換する事業。
都市計画マスタープラン P64･66	市町村が、市民の意見を反映しながら、都市づくりの将来ビジョンをたて、地域ごとの市街地整備の方針や諸施設の配置方針などをきめ細かく定める計画のこと。

【な行】

ノーマライゼーション P27･86	障害の有無にかかわらず、すべての人が地域社会の中で生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。それに向けた運動や施策なども含む。

【は行】

パーソントリップ調査 P66	どのような人が、いつ、どこからどこへ、どんな目的で、どんな交通手段で移動しているかを把握することを目的とした調査のこと。
バイオマス P70･71	再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。
バリアフリー P23･24･64	高齢者や障がい者などが行う諸活動に不便な障壁（バリア）を取り除くこと。

【ま行】

マネジメント・サイクル P33	目標を達成するために計画をたて、実行し、評価して改善していく一連の管理体制のこと。
モチベーション P58	人が一定の方向や目標に向かって行動し、それを維持する働きのこと。「動機づけ」「やる気」、と呼ばれることもある。

【や行】

有料サイト P55	インターネット※を使用して情報を得ようとする時に、情報提供料が発生する情報源のこと。
ユニバーサルデザイン P65	年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように建物や製品、サービスなどを計画、設計する考え方。

【ら行】

ライフスタイル P3･7･20･22･41･67	生活の様式や営み方。また、人生観や価値観、習慣などを含めた個人の生き方。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス P7･77	仕事（ワーク）と私生活（ライフ）の調和を図り、老若男女だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などさまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。
ワンストップ化 P79	ひとつの窓口（ワンストップ）で、複数の窓口に関連する申請・届出の受付、証明の交付などの手続きを一括して行うことのできるサービスを進めること。

北広島市総合計画（第 5 次）

平成 22 年 12 月

企画財政部　総合計画課